
第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論

第1 審査上の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画の段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。

この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。

- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査することとなるが、具体的な審査範囲は、消防法令(法、政令、省令)についてはすべての規定、建築基準法令(建基法、建基政令、建基省令)については、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」(平成7年1月10日付け消防予第2号消防庁次長通知)で定められた範囲とすること。

また、防火に関する規定のうち、消防法令及び建築基準法令以外の法令の規定についても、建築確認に当たっての消防同意事務における審査事項となる場合があるので注意すること。

- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるように指導すること。
- 7 法令等で定める技術基準に係る以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその旨を説明し、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 8 消防同意にあたって、一定の建築物については、建基法第2章関係の単体規定の一部が審査を要しないこととされているので、これに留意し審査をすること。
- 9 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する少量危険物等の届出の対象となることが明確な場合には、危険物担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- 10 審査の結果、前2で定める審査範囲内の各法令の規定に適合していない場合は、原則として不同意とするものであるが、消防同意が行政機関相互の内部行為であることから、申請者からの事前相談等の機会を活用して指導を行い、不備のない確認申請を

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第1 審査上の留意事項

もって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。

また、消防同意を行う際には、別記「消防同意の審査に必要な図書」に定める図書を添付させるものとし、建築物の計画のうち、消防用設備等については、概要をもって同意を求められることが多いことから、建築関係消防同意控書には、消防用設備等は消防法令に適合することとなることを申請者に明記させること。

- 11 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

また、建築主事及び指定確認検査機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること(発信主義)をもって足りるものであること。

別記

消防同意の審査に必要な図書

- 1 建築確認申請図書(正本)一式
- 2 別記前1には、次の図書を添付すること。
 - (1) 有窓無窓判定書若しくはこれに準ずる図書(戸建住宅、長屋住宅については省略できる。)
 - (2) 建築物の用途が工場又は建築物内において危険物を貯蔵し若しくは取り扱う場合は、その数量、建物の構造等がわかる図書
 - (3) 建築物に倉庫の用に供する部分がある場合は、収容物の詳細(可燃性、難燃性等の性状、貯蔵量等)がわかる図書
 - (4) 建築物の壁・天井等に可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等として使用している場合は、その状況がわかる図書
 - (5) 消防用設備等の設計図書(消火器、非常警報器具、誘導標識を除く。)
 - (6) 収容人員の算定根拠を記載した図書
 - (7) その他、審査に必要と認める図書

※「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」(平成7年1月10日付け消防予第2号消防庁次長通知)については、次ページ以降を参照。

【参考】

消防予第2号
平成7年1月10日

都道府県知事 殿

消防庁次長

消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて

建築物火災の予防止極めて重要な地位を占める標記同意事務の運用については、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」(昭和38年5月8日付け自消乙予発第11号)をもって示したところであるが、今般、政府における規制緩和の推進の一環として、標記同意事務について、事務手続の簡素化、迅速化を図ることとされたところであり、今後、建築基準法第6条の規定に基づく確認に係る同意事務の審査事項については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、管下市町村の指導についてよろしくご配慮願いたい。

なお、本通知については、建設省とも調整済みであるが、実施に当たっては、各消防本部においても、特定行政庁との調整を十分に行う必要があることを申し添える。

記

1 適用範囲について

本通知は、消防法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長が行う同意(以下「消防同意」という。)のうち、建築基準法第6条第3項(同法の他の規定により準用される場合を含む。)の規定により建築主事が行う確認(以下「建築確認」という。)をする場合において求められた同意について適用するものであること。

2 消防同意の審査事項について

建築確認の際に求められる消防同意の審査事項のうち、建築基準法及び建築基準法施行令に関するものについては、別表に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について、同表の審査事項の適用基準に基づき審査を行うこと。この場合、書類による審査以外に現場調査が必要な審査事項については、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」(昭和38年5月8日付け自消乙予発第11号)の2(3)にかかわらず、本通知により行うこととして差し支えないものであること。

なお、別表中必要に応じて審査を行うこととなっている事項については、次のいず

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第1 審査上の留意事項

れかに該当する場合に審査を行うこと。

ア 当該建築物の周囲の状況が木造密集市街地等であり、火災時等において周辺への極めて重大な被害の影響が懸念される場合

イ 大規模な建築物、複雑な用途又は計画を有する建築物等で、火災時等における当該建築物の安全性の確保が特に重要である場合

ウ その他特に必要と認められる場合

3 その他

本通知に基づく消防同意事務の運用については、特定行政庁との調整を行ったうえ、平成7年4月1日までに実施すること。

別 表

建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの －：審査の必要のないもの

審 査 事 項		参 照 条 文 (主要なもの)	建 築 物 の 用 途					
			特定防火 対 象 物	非特定防火対象物			長 屋	戸建住宅
				右記以外	共同住宅等			
					中高層	低 層		
道路との関係、敷地内通路	法35条（令128条） （敷地内の通路）（注1）	令123条 令125条	○	○	○	○	－	－
	法35条（令128条の2） （大規模な木造等の建築物の敷地内における通路） （注1）	令107条 令109条の3 令110条	○	○	○	○	－	－
	法43条（敷地と道路との関係） （注1）	令116条の2	○	○	○	○	○	－
	法44条（道路内の建築制限）	令145条	－	－	－	－	－	－
主要構造部の制限	法21条1項及び2項 （大規模の建築物の主要構造部）	令46条 令107条 令107条の2 令109条の3 令110条 令115条の2 令115条の2の2 令129条の2	△	△	△	△	△	－
	法27条（耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物）	令107条 令107条の2 令109条の3 令115条の2の2 令116条	△	△	△	△		
	法35条の3（無窓の居室等の主要構造部）	令107条 令108条の2 令111条	○	○	－	－	－	－
	法61条（防火地域内の建築物）	令107条 令107条の2 令109条の3 令108条 令108条の2	○	○	○	○	○	○
	法62条（準防火地域内の建築物）	同上 令136条の2	○	○	○	○	○	○
	法22条（屋根）	法24条の2 令108条の2	○	○	○	○	○	○
屋 根	法63条（屋根）	令108条の2	○	○	○	○	○	○

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第1 審査上の留意事項

外 壁 等	法23条（外壁）		○	○	○	○	○	○
	法24条（木造の特殊建築物の外壁等）	令108条	△	△	△	△	△	△
	法25条（大規模の木造建築物の外壁等）	令108条 令108条の2	○	○	△	△	△	-
	法64条（開口部の防火戸）	令109条 令110条	○	○	○	○	○	○
	法65条（隣地境界線に接する外壁）	令107条	○	○	○	○	○	○
防 火 区 画	法26条（防火壁）	令108条の2 令113条 令115条の2	○	○	○	△	△	-
	法36条（令112条） （防火区画（面積区画））	法21条 法27条 法52条 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令109条 令109条の3 令110条 令115条の2の2	○	○	○	△	△	-
	法36条（令112条） （防火区画（堅穴区画））	令107条 令107条の2 令108条の2 令110条	○	○	○	△	-	-
	法36条（令112条） （防火区画（異種用途区画））	法24条 法27条 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令110条 令115条の2の2	○	○	○	△	-	-
	法36条（令114条） （建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）	令107条 令107条の2 令108条 令112条	○	○	○	△	△	-
廊 下	法35条（令119条） （廊下の幅）		○	○	○	△	-	-
階 段	法35条（令120条） （直通階段の設置）	令107条 令107条の2 令108条の2 令116条の2	○	○	○	△	-	-
	法35条（令121条） （二以上の直通階段を設ける場合）	令107条 令107条の2 令108条の2 令123条	○	○	○	△	-	-
	法35条（令121条の2） （屋外階段の構造）	令107条の2	○	○	○	△	-	-
	法35条（令122条） （避難階段の設置）	令123条 令107条 令107条の2 令108条の2 令110条 令126条	○	○	○	△	-	-
	法35条（令124条） （物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅）	令123条 令126条	○	△	△	△	△	△
	法36条（令23条） （階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法）	令120条 令121条	○	○	○	△	-	-

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第1 審査上の留意事項

	法36条（令24条） （踊場の位置及び踏幅）		○	○	-	-	-	-
	法36条（令25条） （階段及びその踊場の手すり）		-	-	-	-	-	-
	法36条（令26条） （階段に代わる傾斜路）		-	-	-	-	-	-
出入口	法35条（令118条） （客席からの出口の戸）		○	-				
	法35条（令125条） （屋外への出口）	令120条 令124条	○	○	-	-	-	-
	法35条（令125条の2） （屋外への出口等の施錠装置の構造等）	令123条	○	○	-	-	-	-
屋上広場	法35条（令126条） （屋上広場等）		○	○	○	-	-	-
内装制限	法35条の2（特殊建築物等の内装）	令128条の3の2 令128条の4 令129条	○	○	△	-	-	-
非常用昇降機	法34条2項（非常用の昇降機）	令129条の6 令129条の13の2 令129条の13の3	○	○	○	-	-	-
排煙設備	法35条（令126条の2） （排煙設備の設置）	令126条の3 令107条 令107条の2 令108条の2 令110条 令112条 令116条の2 令129条の2の2	○	○	○	-	-	-
非常用照明	法35条（令126条の4） （非常用の照明装置の設置）	令126条の5 令116条の2	○	○	○	-	-	-
非常用進入口	法35条（令126条の6） （非常用の進入口の設置）	令126条の7 令129条の13の3	○	○	○	○	○	○
地下街	法35条（令128条の3） （地下街）	令23条 令108条の2 令110条 令112条 令126条の2 令126条の3 令126条の4 令126条の5 令129条の2の2	○					
簡易な構造の建築物	法84条の2（簡易な構造の建築物に対する制限）	令136条の9 令136条の10	△	△				
その他	法40条（条例附加）		（注2）					

※1 「特定防火対象物」とは、建築物であって消防法第17条の2第2項第4号に定める防火対象物をいう。

※2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。

※3 「共同住宅等」とは、建築物であって消防法施行令別表第一第四項ロに掲げる防火対象物をいう。

※4 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。

※5 法：建築基準法、令：建築基準法施行令

（注1） 審査を実施する際に現場調査を併せて行うこと。

（注2） 条例による規定のうち、必要なものについて審査を行う。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	野球場 寄席 客席を有する各種スポーツ施設 音楽堂 競輪場 サーカス小屋	1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。
(1) 項ロ	公会堂 集会場	公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興業的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	貸ホール 貸講堂 公民館 市民会館 福祉会館 結婚式場(宴会場) 葬祭場	1 (1) 項イの備考と同じ 2 興業的なものとは、娯乐的、興業的なものを鑑賞し、反復継続（月5日以上行われるもの）されるものをいう。 3 自治会組織等が運営する自治公民館は(15) 項として取扱う。
(2) 項イ	キャバレー	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設	クラブ バー サロン	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号か

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	ホストクラブ	ら第3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの。または、これと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	碁会所 マージャン店 パチンコ店 ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード 観客席を有しない屋内スケート場、屋内ローラースケート場	1 一般的に風営法第2条第1項第4号、第7号及び第8号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。 2 飲食を主とするものは(3)項ロとして扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15)項として取扱う。
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)及びその他これに類するものとして総務省	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業をいう。 2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(風営法第2	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ ヌードスタジオ のぞき劇場 セリクラ 同性の客に役務提	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド(令別表第一(9)項イ)、ストリップ劇場(令別表第一(1)項イ)、アダルトショップ(令別表第一(4)項)等、既に令別表第一(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、令別表第一(2)項ハとして取り扱わない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	令で定めるもの	条第6項第2号に規定するもの) イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)として、次の(ア)、(イ)に掲げる風営法施行令(昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。)で定めるものを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定するもの) (ア) ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号に規定するもの) (イ) のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第2号に規定するもの) 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 電話以外の情報通信に関する機器	供するファッションヘルス等	令別表第一(2)項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。 3 セリクラ(店舗形態を有するものに限る。)とは、省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。
--	----------------	---	----------------------	---

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		(映像機器等)を用いて異性を紹介する 営業を営む店舗 イ 個室を設け、当該個室において異性 以外の客に接触する役務を提供する営業 を営む店舗		
(2) 項ニ	カラオケボックスそ の他遊興のための設 備又は物品を個室 (これに類する施設 を含む)において客 に利用させる役務を 提供する業務を営む 店舗で総務省令で定 めるもの	1 個室(これに類する施設を含む。)に おいて、インターネットを利用させ、 又は漫画を閲覧させる役務を提供する 業務を営む店舗 2 風営法第2条第9項に規定する店舗型 電話異性紹介を営む店舗 3 風営令第2条第1号に規定する興行場 (客の性的好奇心をそそるため衣服を 脱いだ人の映像を見せる興行の用に供 するものに限る)	カラオケボックス インターネットカ フェ テレフォンクラブ 個室ビデオ	1 カラオケボックスとは、一の防火対象物 の中に複数のカラオケを行うための個室 を有するもの。 2 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設 けて、専ら、面識のない異性との一時的 の性的好奇心を満たすための交際(会話を 含む。)を希望する者に対し、会話(伝言 のやり取りを含むものとし、音声による ものに限る。)の機会を提供することによ り異性を紹介する営業で、その一方の者 からの電話による会話の申し込みを電気 通信設備を用いて当該店舗内に立ち入ら せた他の一方の者に取り次ぐことによっ て営むもの(その一方の者が当該営業に従 事する者である場合におけるものを含 む。)をいう。
(3) 項イ	待合 料理店 その他これらに類す	1 待合とは、主として和式の客席を設 けて、原則として飲食物を提供せず、 芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又は幹 旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を 設けて、客を接待して飲食物を提供す る施設をいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を 受け「風俗営業」に該当するもの又はこれ と同様の形態を有するものをいう。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

(3) 項ロ	るもの 飲食店	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	各種食堂 そば屋 喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール ライブハウス スタンドバー	1 従業員のための福利厚生施設であるものや、セルフサービス式のものも含む。 2 ライブハウスとは、客席(すべての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業 展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 衣料店 小売店舗 営業用給油取扱所 スーパーマーケット コンビニエンスストア リサイクルショップ 自動車販売展示場 店頭において販売行為を行なう間屋 画廊 展示を目的とする産業会館	1 レンタルショップは本項として取扱う。 2 展示室(ショールーム)のうち次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの 3 処方箋薬局については、物品販売が伴うものは、本項として取り扱い、処方せんのみについては、15項として取り扱う。 4 店頭において販売行為を行わない間屋については、それぞれの使用形態により、14項、15項又は16項として取り扱う。
(5) 項イ	旅館 ホテル	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿	保養所 ユースホステル ロッジ 山小屋	1 宿泊施設には、特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用があるものは、本項として取り扱う。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	宿泊所	泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。	Motel 簡易宿泊所 ウィークリーマンション(旅館業法の適用があるものとし、本市保健所が定めている宿泊施設の運用基準に限らないことに注意する。) (副次的に宿泊が可能な施設) レンタルルーム マッサージ	2 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次に掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。
	その他これらに類するもの	3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。		
(5) 項ロ	寄宿舍 下宿 共同住宅	1 寄宿舍とは、官公庁、会社、学校等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。	マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮	1 長屋は本項に該当しない。 2 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては棟全体を本項として取扱う。 3 研修所に付帯する宿泊所であっても、旅館業法の適用があり、短期間(1ヶ月未満)利用する形態は、(5)項イとして取り扱う。
(6) 項イ	(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて患者20人以上の	医院 クリニック	1 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取扱う。 2 保健所は、(15)項として取り扱う。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。以下(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	入院施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆または特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く）を行う場所であつて、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。	3 (6) 項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。 (1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件及び第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。 (例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。 (2) 規則第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。 (3) 規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。 (4) 規則第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。 (5) 規則第5条第3項第2号に規定する「宿
(2)	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		
(3)	病院((1)に掲げる		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		ものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所			直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。
	(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所			4 (6)項イ(1)及び(2)に規定する特定診療科名については次によること。 (1) 特定診療科名(内科、整形外科等)以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名(肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科)のほか、同項第2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。(組み合わせた名称の例:小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科) ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項(身体や臓器の名称)については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項(診療方法の名称)については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名(例:大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。)として

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

					取り扱うこと。 (2) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。 (3) 麻酔は麻酔科を標榜していない医療機関においても実施される医療行為であり、また、麻酔科の標榜の有無により当該医療機関の患者の様態や職員の体制に差が生じないことから、特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。
(6) 項ロ	(1)	老人短期入所施設	1 老人短期入所施設とは、65歳以上のものであって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。		
		養護老人ホーム	2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として65歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。		
		特別養護老人ホーム	3 特別養護老人ホームとは、65歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由に		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			より訪問介護を利用することが著しく困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。		
	軽費老人ホーム (介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)	4	軽費老人ホームとは、60歳以上の人(どちらかが60歳以上の夫婦)で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。		1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を入居させる居室の定員が施設全体の定員の半数以上であるものをいう。
	有料老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)	5	有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。		
	介護老人保健施設	6	介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護・介護、		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			リハビリテーション、その他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。		
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、その他これらに準ずる施設に短期入所させ、養護することを目的とする事業を行う施設をいう。		
		老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。		2 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、宿泊サービスの提供が常態化しており、当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であるものをいう。
		老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者が、やむを得ない事由により老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき、	認知症高齢者グループホーム	

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。		
		その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	10 その他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。） (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）		
	(2)	救護施設	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	(3)	乳児院	12 乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
(4)	障害児入所施設	13	障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。		
(5)	障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。)	14	障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。		3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超えるものをいう。 なお、障害支援区分認定を受けていない者にあつては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） 障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）	15 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。 16 障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。	障害者ケアホーム	
(6) 項ハ	(1)	老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。） 老人福祉センター	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上のものであって、身体上又は精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 2 軽費老人ホームのうち、(6) 項ハに該当するものは、(6) 項ロに掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする	(6) 項ロ以外の通所施設 ケアハウス	

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			施設をいう。		
		老人介護支援センター	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
		有料老人ホーム (ロ(1)に掲げるものを除く。)	5 有料老人ホームのうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。		
		老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設	6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）	7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設のうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護施設をいう。		
		その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。（(6)項ロに掲げるものを除く。）		
	(2)	更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	(3)	助産施設	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。		
		保育所	11 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。		
		幼保連携型認定こども園	12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			子どもの健やかな成長が図られるよう 適当な環境を与えて、その心身の発達 を助長するとともに、保護者に対する 子育ての支援を行うことを目的とする 施設をいう。		
		児童養護施設	13 児童養護施設とは、保護者のない児 童（乳児を除く。ただし、安定した生活 環境の確保その他の理由により特に必 要のある場合には、乳児を含む。以下 この条において同じ。）、虐待されてい る児童その他環境上養護を要する児童 を入所させて、これを養護し、あわせて 退所した者に対する相談その他の自立 のための援助を行うことを目的とする 施設をいう。		
		児童自立支援施設	14 児童自立支援施設とは、不良行為を なし、又はなすおそれのある児童及び 家庭環境その他の環境上の理由により 生活指導等を要する児童を入所させ、 又は保護者の下から通わせて、個々の 児童の状況に応じて必要な学習・生活 指導を行い、その自立を支援し、あわせ て退所した者について相談その他の援 助を行うことを目的とする施設をい う。		
		児童家庭支援セン ター	15 児童家庭支援センターとは、地域の 児童の福祉に関する各般の問題につ き、児童、母子家庭その他の家庭、地域 住民その他からの相談に応じ、必要な		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設	16 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。		
		児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	17 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。		
		その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	18 その他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう。（(6)項口に掲げるものを除く。）		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

(4)	児童発達支援センター	19 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	児童心理治療施設	20 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	21 児童福祉法第6条の2の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。		
(5)	身体障害者福祉センター	22	身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。		
	障害者支援施設 (ロ(5)に掲げるものを除く。)	23	障害者支援施設のうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。		
	地域活動支援センター	24	地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	福祉ホーム	25	福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。		
	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	26	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

			他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。		
		障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	27 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設のうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない短期入所を行う施設をいう。		
		障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設	28 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
		障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設	29 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
		障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設	30 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	31 障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設のうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。		
(6) 項ニ	幼稚園 特別支援学校		1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		
(7) 項	小学校 中学校 高等学校 中等教育学校		1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 中等教育学校とは、小学校における	消防学校 警察学校 理容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校	1 同一敷地内にあって教育の一環として使用される体育館、講堂及び図書館は本項として取扱う。 ただし、有料で使用するもので月5日以上興行主に貸出、定期的に演奏等を行う場合は、1項ロに該当する。 2 各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上(各種学校規定)のものを本項として取扱い、それ未満のものは(15)項として取扱う。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	高等専門学校 大学 専修大学 各種学校 その他これらに類するもの	教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 8 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	予備校等 職業訓練所 自動車教習所	
(8) 項	図書館 博物館 美術館	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、	郷土館 記念館 文学館 点字図書館	

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	その他これらに類するもの	展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。		
(9) 項イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソープランド サウナ風呂	
(9) 項ロ	公衆浴場	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯 岩盤浴	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	エアーシティターミナル	
(11) 項	神社 寺院	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式		1 一般的に、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体の施設が該

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	教会 その他これらに類するもの	行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12)項イ	工場 作業所	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	製造所 集配センター	
(12)項ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製する施設をいう。		
(13)項イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車(客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車)させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫	駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取扱い、オートバイを保管する部分については本項として取扱う。
(13)項ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14)項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の		

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		保管の用に供するものをいう。		
(15)項	その他の事業所	その他の事業所とは、(1)から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。	官公署 事務所 銀行 理容室 美容室 ラジオスタジオ 発電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 動物病院 自治公民館 スポーツ施設 変電所 電車車庫 納骨堂 駐輪場 はり灸院 職業訓練施設 研修所 クリーニング店(取り次ぎ店) 接骨院	1 スポーツ施設で観覧席(小規模な選手控室を除く。)を有しないものにあつては、本項として取扱う。 2 ギャラリーのない体育館や地区体育館は本項として取り扱う。 3 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取扱う。
(16)項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項ま			1 令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存す

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	で、(5)項イ、(6)項、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。			るものにあつては(16)項として取扱う。 2 昭和50年4月15日付け消防予第41号通知中2(3)の「おおむね等しい場合」とは30㎡未満かつ4%未満の場合とする。(次項において同じ)
(16)項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。			
(16の2)項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄部分(出札室、事務室等)は、地下街に含まれないものであること。
(16の3)項	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が			「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」(昭和56年6月20日消防予第133号)第1.1を参照すること。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

	存するものに限る。)			
(17)項	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物。	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科		本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

		学大臣が指定したもの。		
(18)項	延50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19)項	市町村長の指定する山林			
(20)項	自治省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法(明治33年法律第65号)軌道法(大正10年法律第76号)若しくは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。		1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係留中の船舶 ウ 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第32条に規定する船舶総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの 2 鉄道営業法、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。 (1) 鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第51条で定める機関車(蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車 (2) 新幹線鉄道運転規則(昭和39年運輸省

(2-1-2)

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

				令第71号)第43条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。 (3) 軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第37条で定める車両(蒸気機関車を除く。)の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室。 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類(火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引車を除く。) (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (4) 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。 (6) 放射性同位元素による放射線障害の防
--	--	--	--	--

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱

				止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車
--	--	--	--	--

第3 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項及び令第27条第2項)がない限り、敷地ではなく、棟であること。

(注)棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

- 2 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)、地下連絡路(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等(屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。)の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

(注)渡り廊下の有効幅員は、渡り廊下の内壁間の距離とすること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

(注)建築物相互間の距離は、次によること。

①渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離とすること。

②渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

③渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。

④建築相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。)については、次のa又はbによること。

a 防火構造で造られていること。

第2章 消防同意事務審査要領

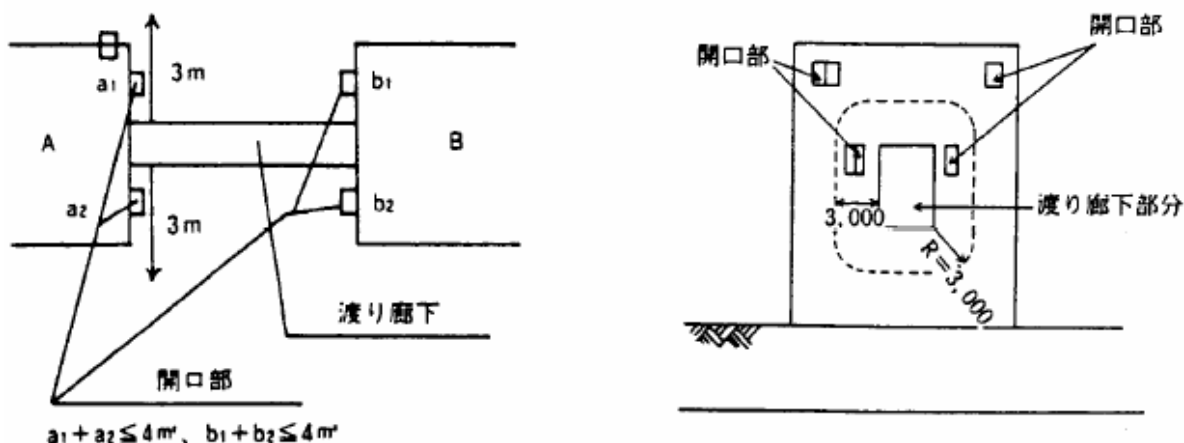
第1節 総論 第3 消防用設備等の設置単位

- b a 以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(注) 渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。

- (イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4m^2 以内の開口部で防火設備である防火戸（以下、「防火戸」という。）が設けられている場合にあっては、この限りでない。

(注) 面積 4m^2 以内の開口部とは、第3-1図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が 4m^2 以下のものをいうものであること。



第3-1図 接続建築物の開口部

- (ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

- a 吹き抜け等開放式であること。

(注) 開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- ① 廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの。

- b a 以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合すること。

- (a) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4m^2 以下

であり、当該部分には防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。)が設けられていること。

なお、防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付とすること。

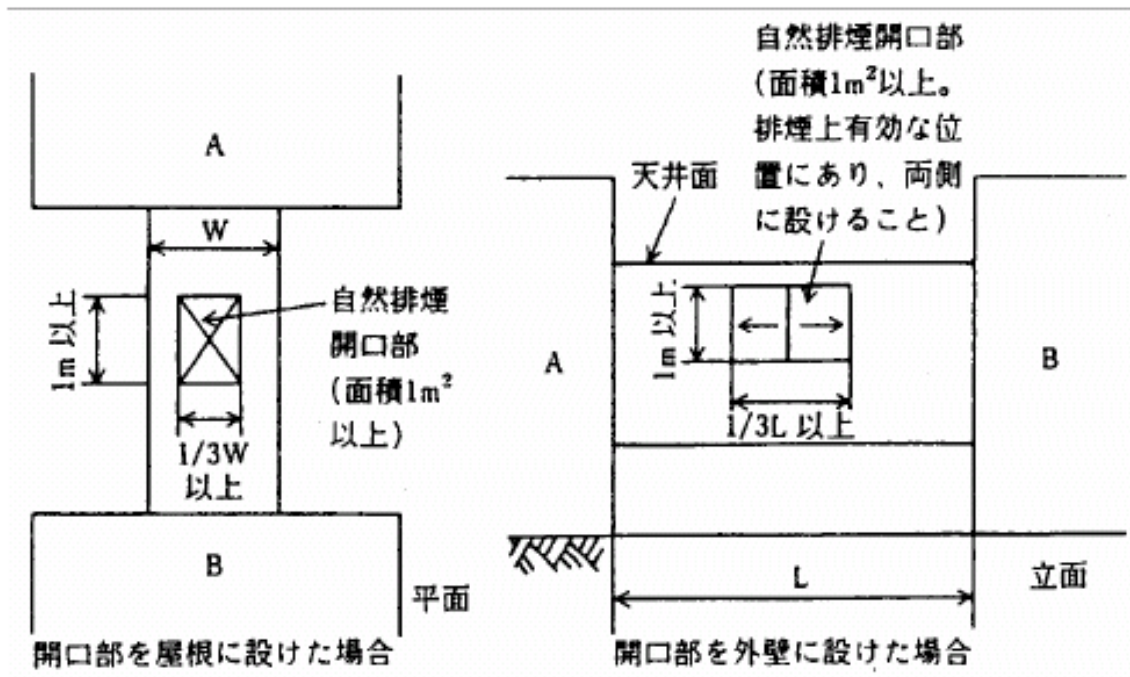
- (c) 次の自然排煙開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

自然排煙開口部については、第3-2図のように、その面積の合計が 1m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

なお、渡り廊下の長さは、開口部から開口部までの最短の歩行距離とすること。

機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。なお、自然排煙開口部及び機械排煙設備の設置については、建基政令の規定を準用すること。



第3-2図 渡り廊下の自然排煙用開口部の例

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第3 消防用設備等の設置単位

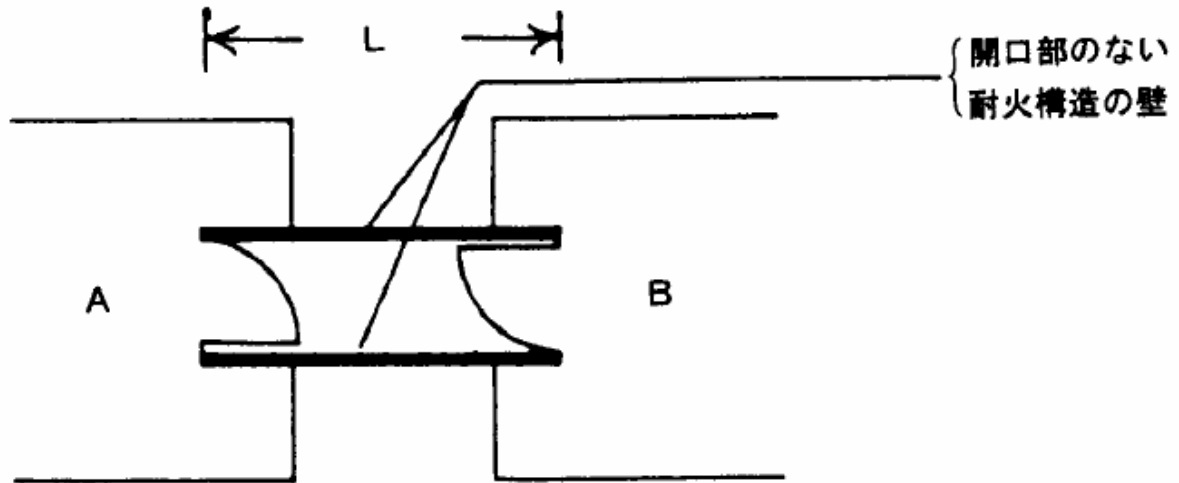
種別	要件			
廊下の用途	通行または運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと			
廊下の幅員	接続する建築物の主要構造部の構造が木造の場合は3m未満、木造以外の場合は6m未満			
接続する建築物相互間の距離	建築物相互間の距離が1階の場合は6m超、2階以上の場合は10m超			
	上記の数値以下の場合 (最低必要距離は原則2m以上。 双方に閉鎖型スプリンクラーベッドを用いたスプリンクラー設備又はドレンチャー設備設置の場合は1m以上)	接続される建築物の外壁および屋根の構造(右の1、2又は3のいずれか)又は開口部の大きさ等	構造 1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること	
			開口部 1. 面積の合計が4㎡以下であること 2. 防火戸であること	
			吹抜け等開放式で、かつ、建築物との接続部に自閉式若しくは煙感知器連動閉鎖式の防火戸を設置	
			構造 構造耐力上必要な部分(右の1、2又は3のいずれか) 1. 鉄骨造 2. 鉄筋コンクリート造 3. 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他の部分—準不燃材料	
	廊下の構造棟	開放式以外の場合	接続部の開口部	開口部の大きさ—合計4㎡以内 開口部の構造 防火戸で、随時開くことができ、かつ自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の動作と連動して閉鎖するもの
			排煙設備(右の1、2又は3のいずれか)	1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー

第3-1表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

- (2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。
- ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。
- イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。
- ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はド

レンジャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。

なお、第3-3図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第3-3図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は 4m^2 以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)ウ(ウ) b (c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合。

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(接続される建築物内に設けられるもので 2m^2 以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが 20m を超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が 2m^2 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設け

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第3 消防用設備等の設置単位

られていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

3 建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道(以下「渡り廊下等」という。)で接続される場合は、次に適合する場合に限り、2(1)イ、ウ(イ)ただし書き及びウ(ウ)b(b)並びに同(2)エ(幅員に限る。)、カ及び同(3)アかっこ書きの適用にあたっては、それぞれの数値を加算しないことができること。

(1) 接続されるそれぞれの建築物において、渡り廊下等の接続部分が建基令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。

(2) 複数の渡り廊下等が重層するものにあつては、床(最下層の床を除く。)を耐火構造で造るとともに当該床の接する外壁は、建基令第112条第16項の規定に適合すること。

(3) (2)以外のものにあつては、渡り廊下等の外壁の相互間の中心から5m以内(いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は、3m以内)にある外壁を耐火構造で造るとともに、当該外壁の開口部に防火戸を設けること。

4 前2(2)によるほか、建築物と建築物(地下駅舎を含む)が地下コンコース、公共地下道(令別表第1(16の2)項の地下道を除く。)を介して接続している場合で、次の各号に適合するものにあつては、別棟として扱うことができるものであること。

(1) 接続される建築物の距離(最も近い開口部間の距離とする。)が20m以上(接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10m以上)であること。

(2) 接続される部分の開口部の面積の合計が8㎡以下であること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合はこの限りでない。

(3) 前(2)の開口部には、特定防火設備である防火戸で随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの(防火シャッターである場合は、くぐり戸付とする。)が設けられていること。

(4) 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。

5 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定(以下「項判定」という。)及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

(1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

(2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

6 その他

(1) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。

(2) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。

(3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。

ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあっては3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の範囲に存しないこと。

第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

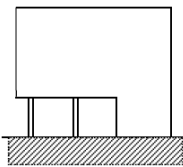
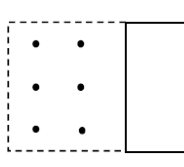
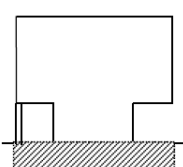
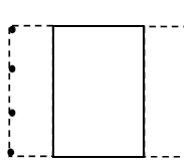
1 床面積の算定

消防用設備等の設置にあつての床面積の算定は、次によること。(1)サを除く。)

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

ア ピロティ

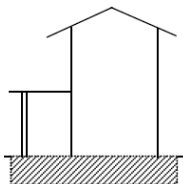
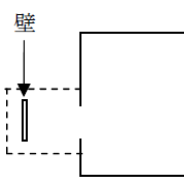
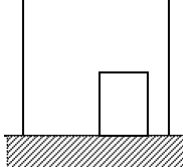
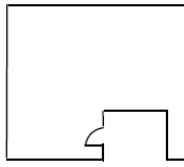
十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分。(通路、花壇、池、築山など) ※「屋内的用途」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管、格納等の用途をいう。	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置き場等に供する部分など。 ※ピロティ内の一部を屋内的用途に供する場合は、ピロティ全体を床面積に算入するのではなく、自動車(自転車)車庫、倉庫等、明らかに屋内的用途に供する部分のみを床面積に算入する。
			

第4-1表

イ ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

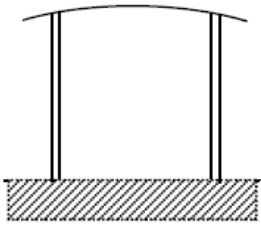
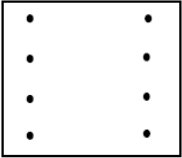
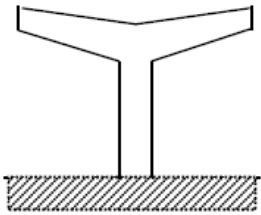
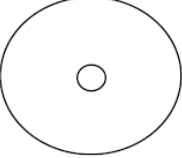
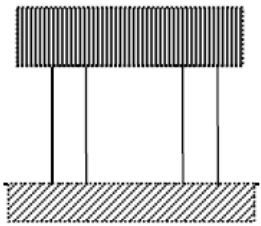
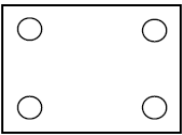
	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
底 型			明らかに屋内的用途に供する部分を除き、原則として床面積に算入しない。	屋内的用途に供する部分。 ※ポーチでも、その部分にシャッター、扉、囲い等で常時閉鎖的に区画すれば、屋内的用途に利用しているとみなす。
寄り 付き 型				

第4-2表

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

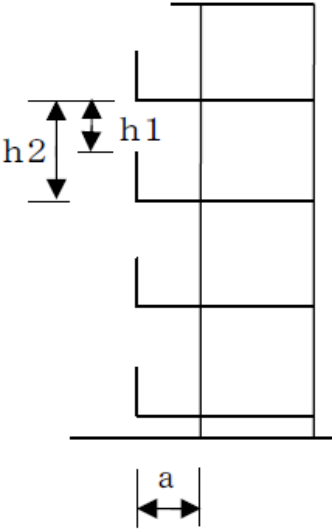
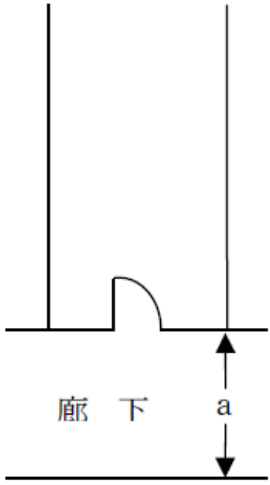
ウ 公共用歩廊、傘型、壁のない門型の建築物
アのピロティに準じる。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分。	左記以外の部分。 ※壁のない門型で、自動車車庫、自転車置き場等に供する部分については、床面積に算入する。
傘型				
壁のない門型				

第4-3表

エ 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上あり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分で、 $h1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h1 \geq 1/2 h2$ で、 aのうち2mまでの部分。 h1: 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h2: 当該廊下の天井の高さ a: 当該廊下の幅 ※「外気に有効に開放されている部分」とは、隣地境	左記以外の部分。

		界線から 50 cm以上、また、敷地内の他の建築物又はその部分から 2m以上離れている部分をいう。 また、住戸の入口近くに設けられる防風スクリーンもプライバシー保護や風雪の吹き込みを防ぐためのものと認められる範囲であれば、その設置にかかわらず、外気に有効に開放されているものとみなしてもよい。	
--	--	--	--

第 4－4 表

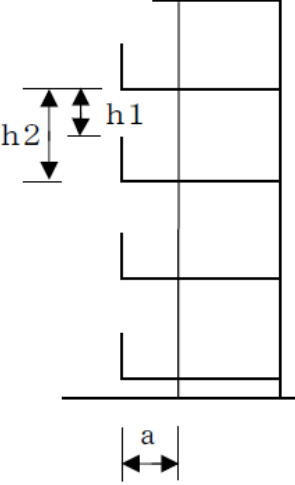
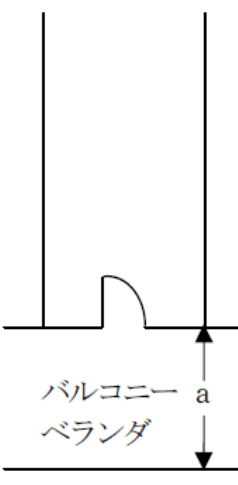
〔考え方〕

一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しない。

ただし、幅 2m (芯々)を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため十分な開放性を有するものであっても、幅 2mを超える部分は床面積に算入すること。

オ バルコニー・ベランダ

エの開放廊下に準じる。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分で $h1 \geq 1.1\text{m}$、かつ、 $h1 \geq 1/2 h2$ で、 a のうち 2m までの部分。 h1：当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h2：当該バルコニー・ベランダの天井の高さ a：当該バルコニー・ベランダの幅	左記以外の部分。

第 4－5 表

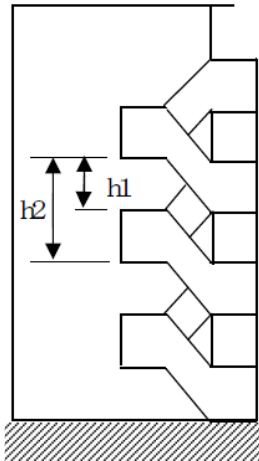
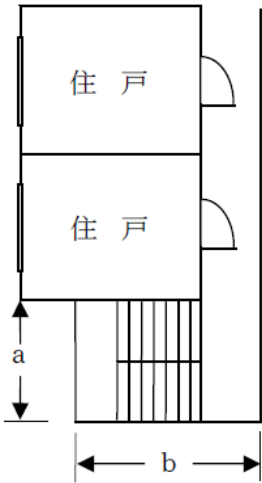
第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

カ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

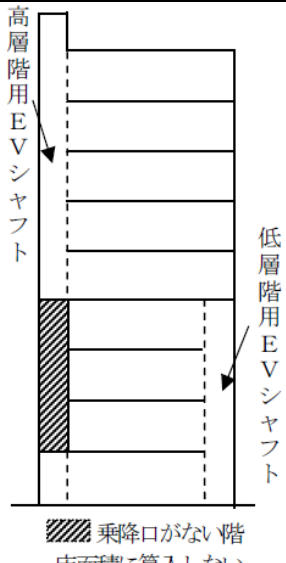
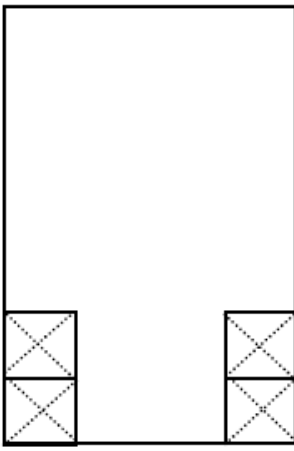
- (ア) 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。
- (イ) 高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times (2(a+b))$ で、 $h1 \geq 1.1$ m、かつ、 $h2 \geq 1/2 h2$ h1：当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h2：当該階段の天井の高さ	左記以外の部分。

第4-6表

キ エレベーターシャフト

原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

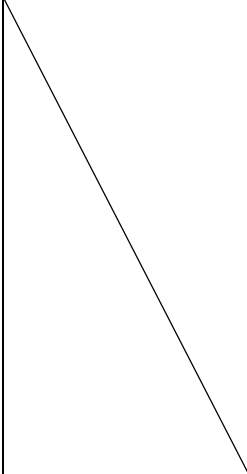
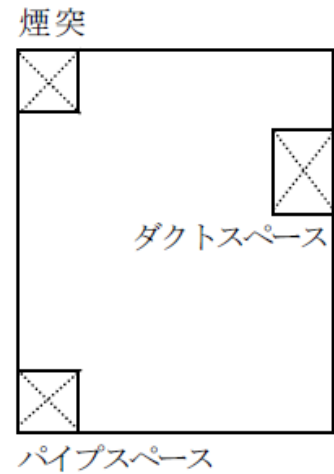
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		乗降口がない階の部分。 ※高層階専用エレベーターで、乗降口のない低層部分は、当該階の他の部分と一体的用途を有する部分とみられないので床面積に算入しない。	左記以外の部分。 ※エレベーターシャフトも階の一部であり、乗降口がある部分は、当該階の他の部分と一体的

			な用途を有するものとして床面積に算入する。
--	--	--	-----------------------

第4-7表

ク パイプシャフト等

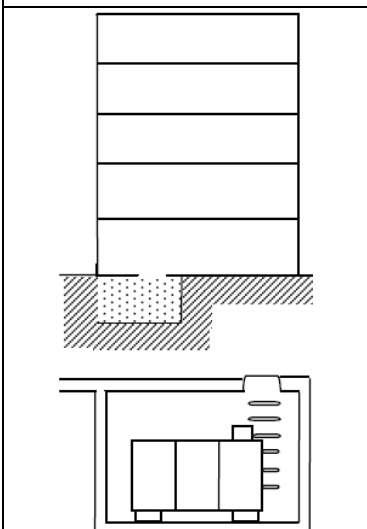
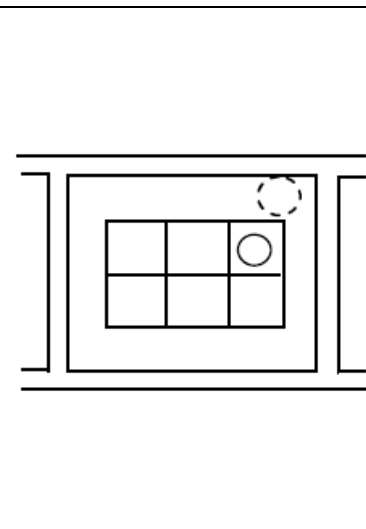
各階において床面積に算入すること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		煙突 ※煙突は、堅シャフトとも考えられる。しかし、パイプシャフト等と異なり、各階において利用されるものでないので、床面積に算入しない。	パイプスペース ダクトスペース ※階の一部において横引され、利用されるものであるので、床面積に算入する。

第4-8表

ケ 給水・貯水タンクの地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検専用の空間のみを有するもの。	左記以外の場合。 ※地下ピット内にポンプを併置すると他用途が生ずるおそれがあるため、機械室等

第 2 章 消防同意事務審査要領

第 1 節 総論 第 4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

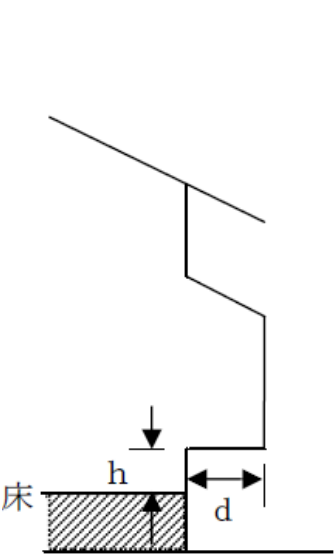
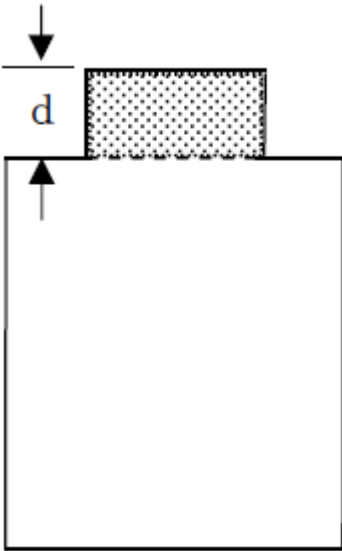
			として床面積に算入する。
--	--	--	--------------

第 4－9 表

コ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

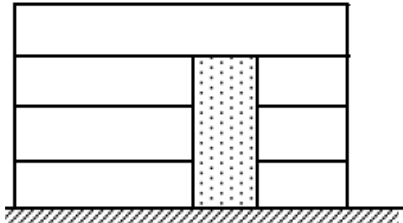
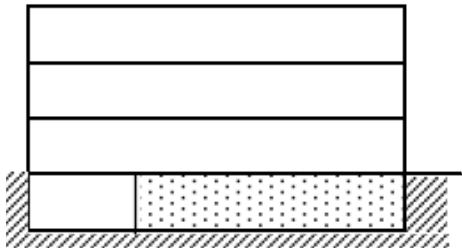
- (ア) 下端の床面からの高さが 30 cm 以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面からの水平距離 50 cm 以上突き出ていないこと。
- (ウ) 見付面積の 2 分の 1 以上が窓であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30 \text{ cm}$、$d < 50 \text{ cm}$かつ見付面積の 1/2 以上が窓であるもの。 h：下端の床面からの高さ d：周囲の外壁面からの水平距離	左記以外の場合。 ※出窓の下に、地袋を設ける場合や、物品等が保管や格納のため相当程度ある場合、その他屋根が一体となっていて下屋とは認められない場合には床面積に算入する。

第 4－10 表

サ 機械式駐車場

機械式駐車場については、消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は水平投影面積とする。第4-11表については、建築基準法等に基づくものであり、消防用設備等の設置単位とはしない。(H26. 3 改正)

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
【独立の例】  独立の立体駐車場 〔垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式〕	—	床として認識困難なものは、駐車台数1台につき、15㎡として床面積を算定する。
【建築物の一部に駐車場が組み込まれた例】  独立の立体駐車場 〔垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式〕	—	床として認識困難なものは、駐車台数1台につき、15㎡として算定した数値と、各階のフロアと同位置に床があるとみなして算定した数値とを比較し、大きい方の数値とする。
【建築物の一の階に設けられた例】  〔水平循環方式 多層循環方式 二段脳式〕	—	建築物の一の階に床として認識することが困難な立体駐車場を設けた場合は、駐車台数1台

第2章 消防同意事務審査要領

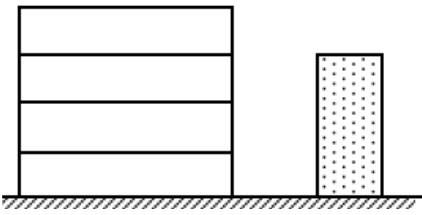
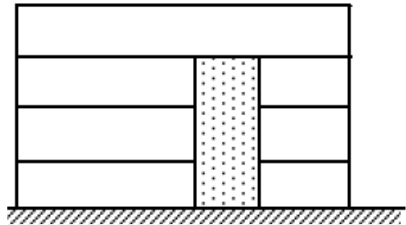
第1節 総論 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

		につき、15 ㎡として算 定した数値 と、当該装置 設置部分の 床面積のう ちの大きい 方の数値と する。
--	--	---

第4-11表

シ 機械式駐輪場

サ 機械式駐車場を参照すること。(H26. 3 改正)

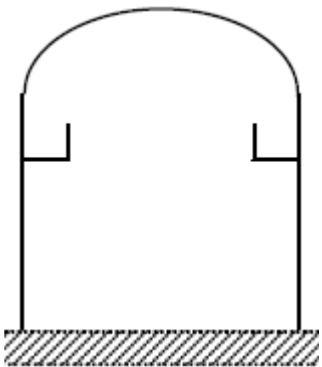
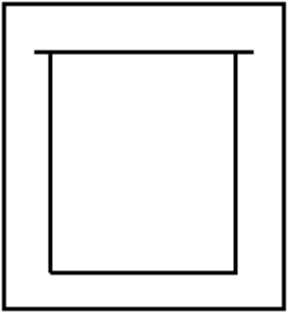
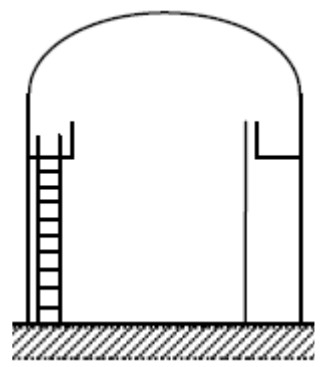
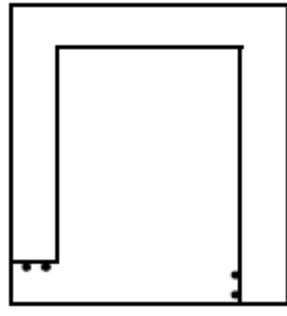
平 面	床面積に算 入しない	床面積に算 入する
【独立の例】  独立の立体駐車場 〔垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式〕	—	床として認識困難なものは、駐輪台数1台につき1.2㎡として床面積を算定する。
【建築物の一部に駐車場が組み込まれた例】  独立の立体駐車場 〔垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式〕	—	床として認識困難なものは、駐輪台数1台につき1.2㎡として床面積を算定した数値と、各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きい方の数値と

	する。
--	-----

第4-12表

ス 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入 しない	床面積に算入 する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合。 ※幅は、1m程度以下とする。	左記以外の場合。 ※観覧のためのギャラリーなどは、人がある時間以上滞留して使用するので床面積に算入する。
			

第4-13表

(2) 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

ア 木造の建築物

(ア) 軸組工法の場合

柱の中心線

(イ) 桢組壁工法の場合

壁を構成する桢組材の中心線

(ウ) 丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC板(プレキャストコンクリート板)等の中心線

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

ウ 鉄骨造の建築物

(ア) 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合
胴縁等の中心線

(イ) PC板、ALC板(高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート板)等の中心線

エ 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

(3) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみられる構造(積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、床面積に算入するものであること。

(4) ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。

ア ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。
この場合において、ラック等を設けた部分(ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(4)において同じ。)については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられているもの又は、②ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

(ア) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

(イ) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

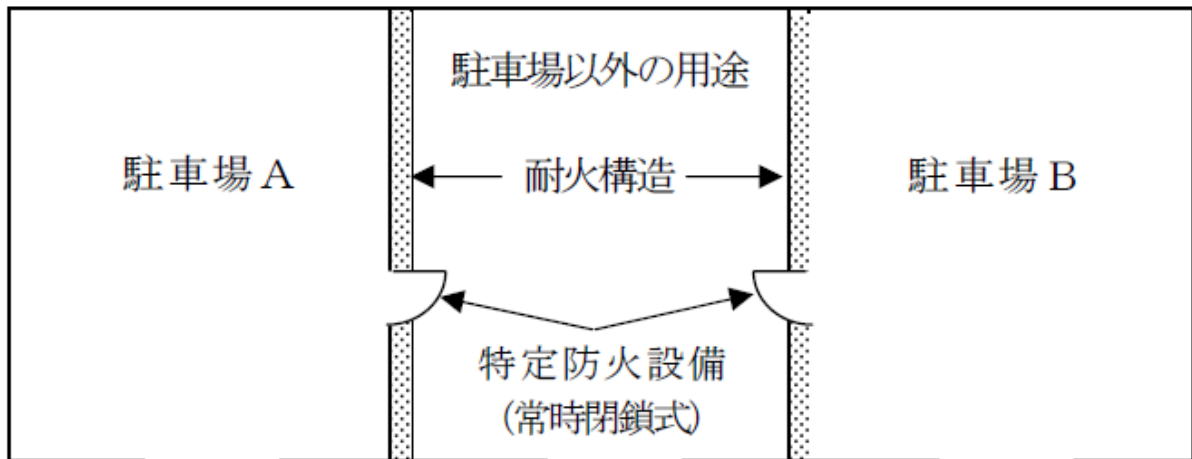
ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック(広がりを持った床板(グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。)を有し、階層が明確なもの。)については、各階層ごとに床があるものとして算定する。

(5) 駐車のために供する部分の床面積は、次によること。

ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

イ 第4-1図のように区画された駐車のために供しない部分を介して、2箇所以上の駐車のために供する部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供する部分ごとに床面積を算定すること。



第4-1図

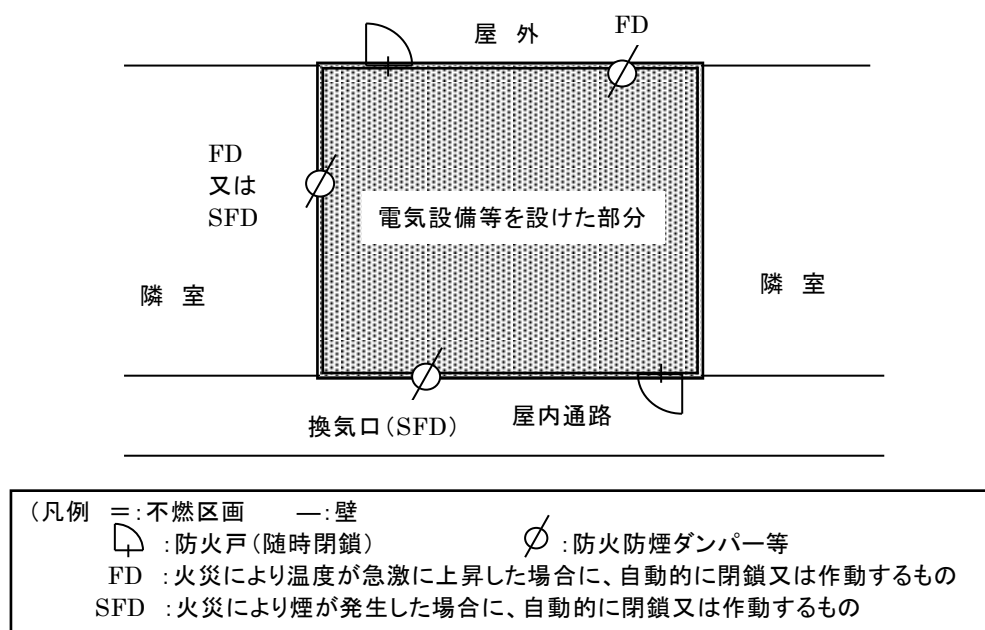
- ウ 外気に開放された高架工作物(鉄道又は道路等)に使用しているもの)下に設けられた駐車場、さく、へい等で囲まれた部分は当該工作物の水平投影面積に算入するものであること。
- エ 令第13条1項第5欄二に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、2 段式以上の機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が 1m以下となるものにあつては、耐火構造の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。
- オ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造及び同方法で自転車を駐輪させる構造(建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。)は機械式駐車装置の構造、仕様にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積とすること。(H26. 3 追加)
- (6) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下この項において「電気設備」という。))が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。))」の床面積の算定は、次のいずれかによること。
- ただし、屋外(屋上を含む。)に電気設備又は鍛冶場等を設けるものにあつては、次のイによること。
- ア 不燃区画された部分の場合
- 不燃材料の壁、柱、天井(天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ)、床で区画された部分(以下この項において「不燃区画」という。)の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。
- (ア) 屋内に面する出入口、窓、換気口(ガラリ等)等の開口部には、建基政令第112条第19項第2号に規定する防火設備(出入口、窓等にあつては、防火戸に限る。)

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

が設けてあること。

- (イ) 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第112条第21項に規定する構造の防火設備が設けてあること。
- (ウ) 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。



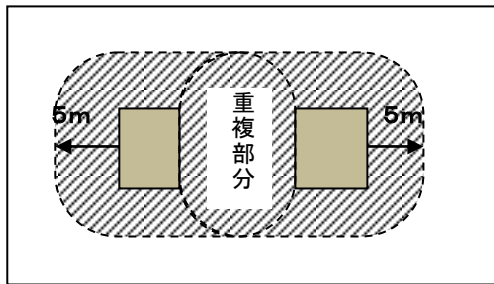
第4-2図 不燃区画された部分の場合の例

イ 水平投影による部分の場合

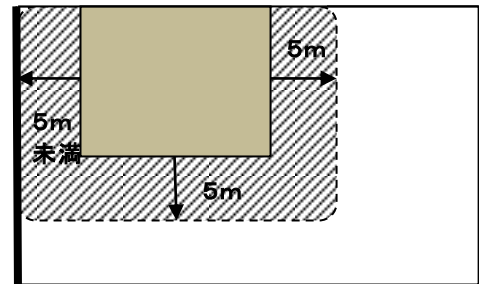
電気設備又は鍛造場等が設置される部分の床面積は、当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分(以下この項において「水平投影による部分」という。)の床面積であること。

この場合、水平投影による部分は、次によること。

- (ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積とすること。
- ただし、水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しないのもであること。
- (イ) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。



(例1:重複部分がある場合)



(例2:耐火有効壁がある場合)

(凡例) — : 不燃区画 — : 耐火構造の壁

■ : 電気設備等の据え付け部分 ■ : 水平投影による部分

※ 床面積の算定は ■ : (据え付け部分) と ■ : (水平投影による部分) の合計とすること(重複部分の加算はしない)。

第4-3図 水平投影面積による部分の場合の例

- (7) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。
- ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットフォーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (ア) 上屋の屋根が2以上のプラットフォームにわたって連続し続けるもの。
 - (イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの。
 - イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース。
- (8) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
- ア 改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。
 - イ 改札口外のコンコース等において、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分をも算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は当該防火戸の部分までとする。
- (9) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行きのおおむね2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。
- (10) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離が地下街にあっては、20m、準地下街にあっては10m(各数値未満の場合は当該距離)以内の部分をも床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備で

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱

ある防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。

- (11) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

- (12) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること。

2 階の取扱い

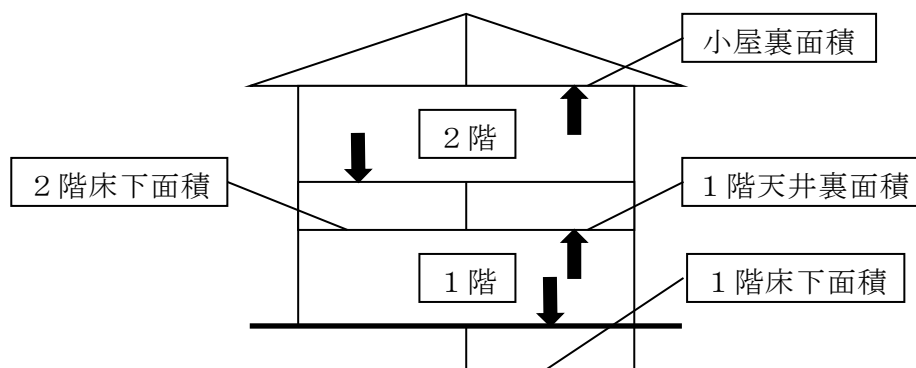
消防用設備等の設置にあたっての階数の取扱いは、建基政令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

なお、床と棚の区分は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。

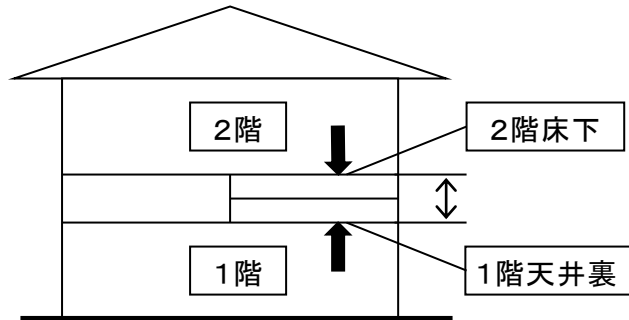
- (2) 小屋裏、天井裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下、「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこと。

ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、の水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの2分の1未満とすること。なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。



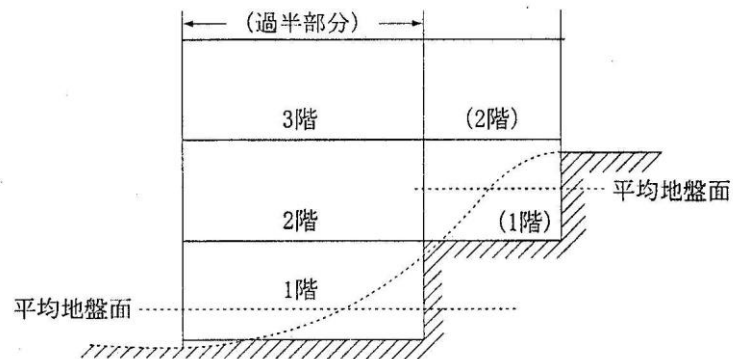
算定の基準は、 $(\text{小屋裏面積} + 2\text{階床下面積}) < (2\text{階床面積} \times 1/2)$ 及び $(1\text{階天井裏面積} + 1\text{階床下面積}) < (1\text{階床面積} \times 1/2)$ かつ、 $(2\text{階床下面積} + 1\text{階天井裏面積}) < (2\text{階床面積} \times 1/2)$ 及び $(2\text{階床下面積} + 1\text{階天井裏面積}) < (1\text{階床面積} \times 1/2)$ とする。

イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。



ウ 共同住宅、長屋等は、住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

- (3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫(機械式駐車装置の設置された部分を含む。)の可動床は階数に算定しないこと。
- (4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。



第5 無窓階の取扱い

無窓階以外の階の判定は、規則第5条の3によるほか、細部については次により取り扱う。

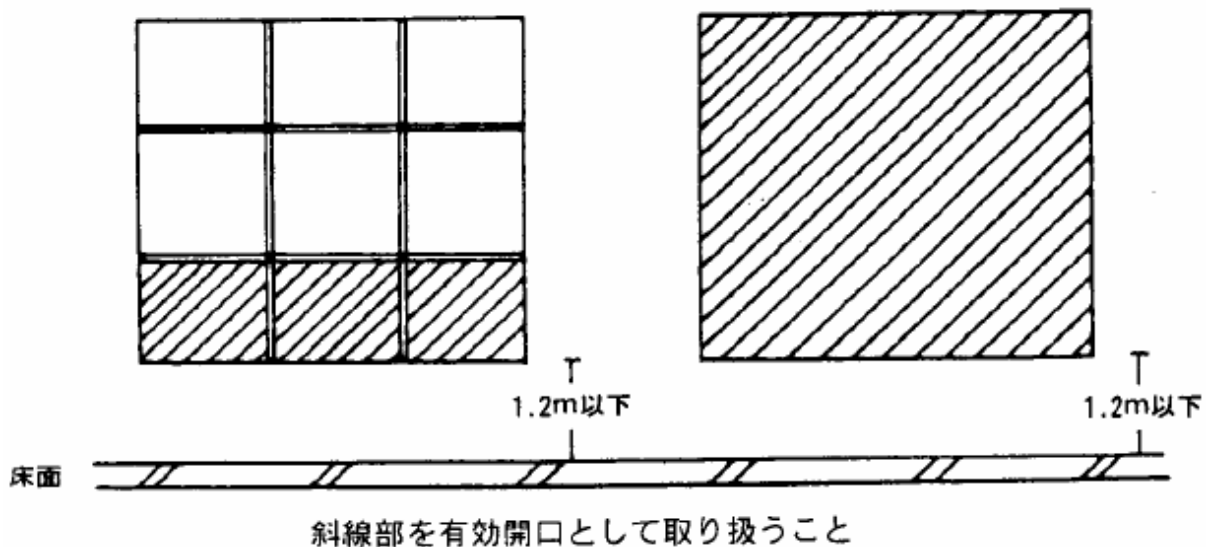
1 開口部の位置

(1) 規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」については、次による。

ア 踏台は原則として認めないが、次の条件のすべてに適合する場合はこの限りではない。

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造である。
- (イ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されている。
- (ウ) 高さは30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上である。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内である。
- (オ) 避難上支障がない。

イ 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口として取り扱う。ただし、桟で区画された部分の大きさは、50cmの円が内接するもの以上とする。



(2) 規則第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園等将来にわたって空地の状態が維持されることが確実なもの。

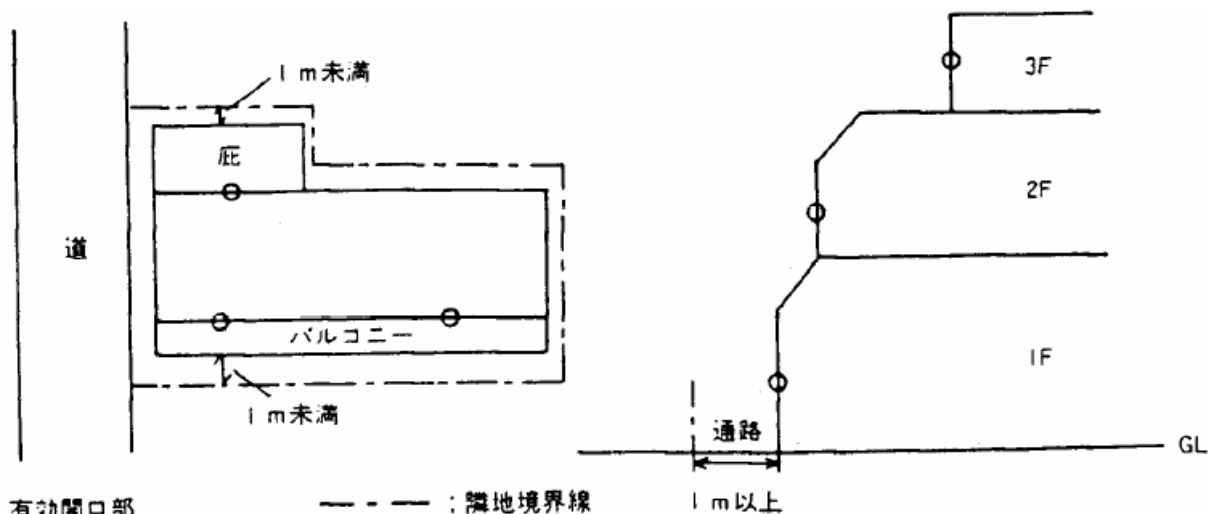
イ 1m以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの。

ウ 傾斜地、河川敷で避難及び消火活動が有効に行えるもの。

第2章 消防同意事務審査要領

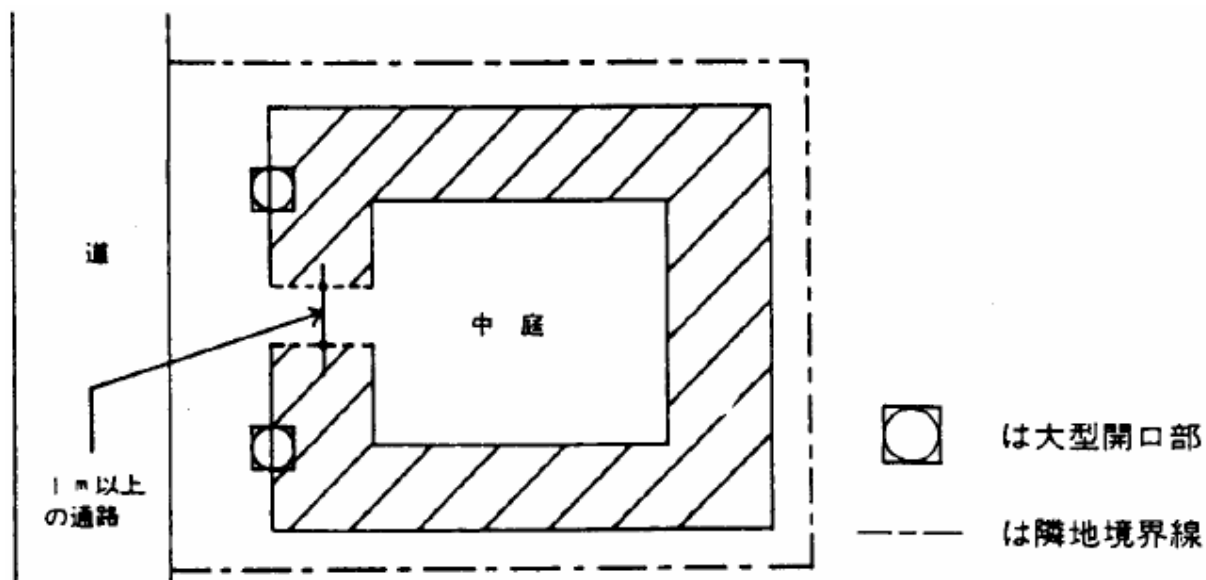
第1節 総論 第5 無窓階の取扱い

エ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場(建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分)で避難及び消火活動が有効にできるもの。



オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの。

- (ア) 通路の幅員は1m以上である。
- (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上ある。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できる。



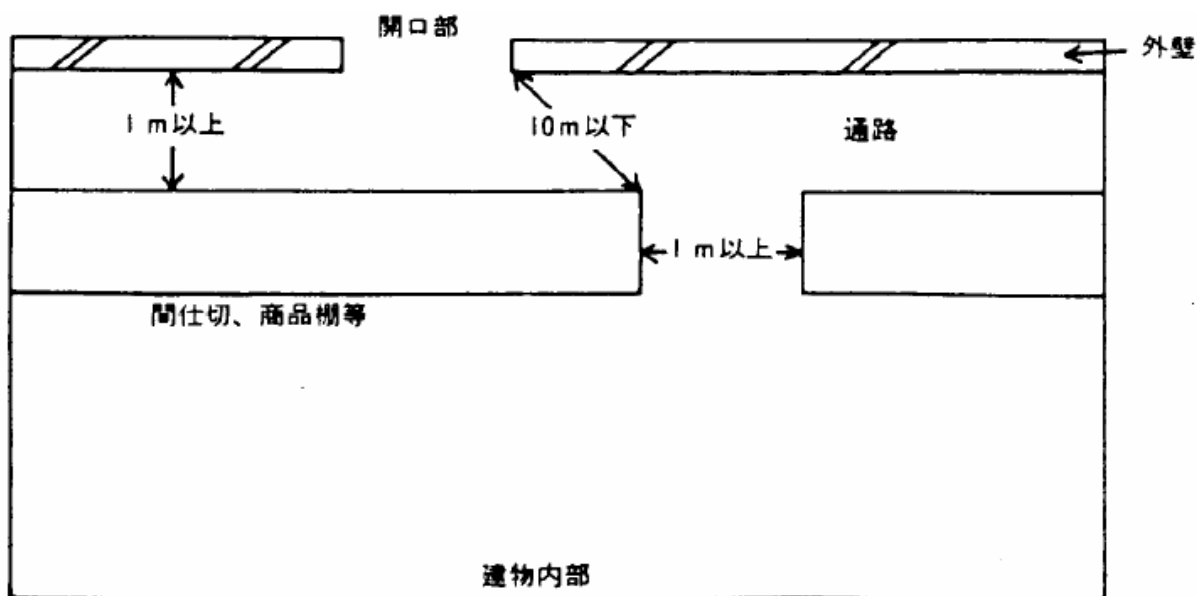
(3) 規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱う。

ア 格子、ルーバー(壁や天井の開口部に、羽板を縦または横に組んで取り付けたもの。

日除け・雨除け・通風・換気などを目的とする。)、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。

イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を適宜に設けたもので、次のすべてに適合するもの。

- (ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障がない。
- (イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上(高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下)である。(この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のもの。)
- (ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下である。



2 開口部の構造

規則第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

第5-1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口として取り扱うことができる。

(2) シャッター付開口部

ア 手動式軽量シャッター

- (ア) 避難階に設けられた手動式軽量シャッター付の開口部（JIS A4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものに限る。）

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第5 無窓階の取扱い

(イ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基政令第126条の7第5号(進入口には、奥行き1m以上、長さ4m以上のバルコニーを設けること)に定める構造のもの又はこれと同等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる手動式軽量シャッター付開口部(J I S A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものに限る。)

(ウ) 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

(エ) 煙感知器の作動と連動して解錠し、屋内外から手で開放できる手動式軽量シャッター付開口部(非常電源付に限る。)

イ 電動式シャッター

(ア) 屋内外から開放できる電動式シャッター付の開口部(非常電源付に限る。)

(イ) 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付の開口部(非常電源付に限る。)

(ウ) 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付の開口部(非常電源付に限る。)

(エ) 屋内から手動により、屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にある電動式シャッター付の開口部

(注) 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

(3) ドア

ア 手動式ドア(ハンガー式のものを含む。)で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。

イ 電動式ドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 普通ガラスで板厚6mm以下のもの

(イ) 停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの

(4) 二重窓

ア 屋内外から開放できるガラス戸。

イ 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス戸。

ウ 屋内外から手動により開放できるシャッターとガラス戸。

※ (1)から(3)までの開口部が組み合わされたもの。(有効開口の算定については、開口面積の少ない方で行う。)ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(5) 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で作られ内壁がなく外部から容易に破壊できる部分(消火活動上支障ない場合に限る。)

第5－1表

開口部の条件 ガラス開口部の種類			判 定	
			足場有り	足場無し
普通ガラス ※1	厚さ6.0mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
鉄線入りガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ10.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
網入りガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ10.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化ガラス	厚さ5.0mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
耐熱性ガラス ※2	厚さ5.0mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	※3	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	※4	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び鉄線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			
低放射ガラス	基板（板ガラス等）について本表により評価し、判断する。			

※1 普通ガラスとは、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射板ガラス等をいう。

※2 強度が普通ガラス(厚さ6.0mm以下)と同等のものに限る。（例：耐熱結晶化ガラス(製品名「ファイアライト」)）

※3 ① フロート板ガラス(厚さ6.0mm以下)+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス(厚さ6.0mm以下)の合わせガラス

② 網入板ガラス(厚さ6.8mm以下)+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス(厚さ5.0mm以下)の合わせガラス

※4 ① フロート板ガラス(厚さ5.0mm以下)+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス(厚さ5.0mm以下)の合わせガラス

② 網入板ガラス(厚さ6.8mm以下)+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス(厚さ6.0mm以下)の合わせガラス

③ フロート板ガラス(厚さ3.0mm以下)+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+型板ガラス(厚さ4.0mm以下)の合わせガラス

〔凡例〕 ○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第5－2表の例によること。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×…有効開口部として扱えないもの

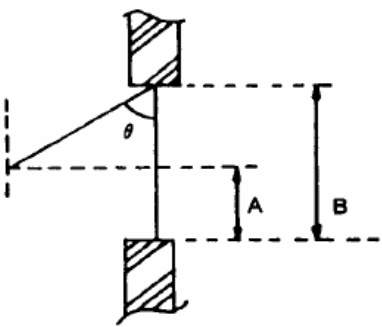
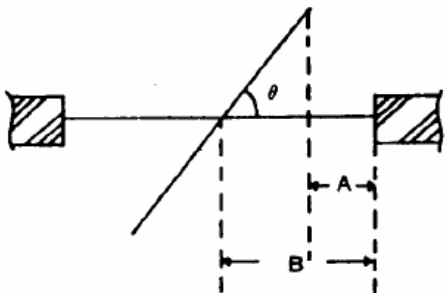
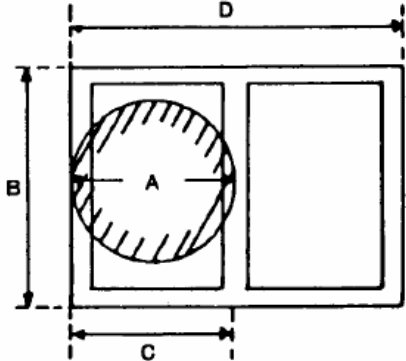
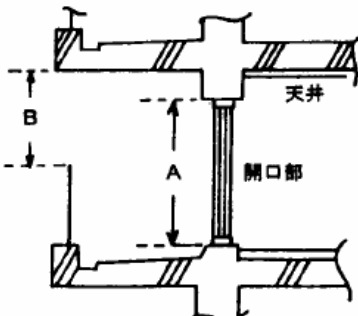
（注） ① 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基政令第126条の7第5号に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。

② 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。

第2章 消防同意事務審査要領

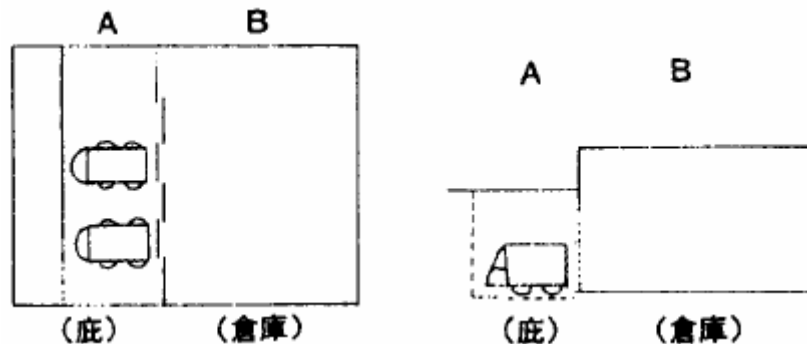
第1節 総論 第5 無窓階の取扱い

第5-2表

	型 式	判 断
突き出し窓	 (注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
回転窓	 (注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 (注) 1 A及び$C = 1/2 D$ 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接	A又は$B \times C$とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 $B = 1.0\text{m}$ (0.65m) 以上 $C = 0.45\text{m}$ (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合
外壁面にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1mでてすりの高さは、1.2m以下とする。

3 その他

- (1) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに無窓階の判定を行うこと。
- (2) 無窓階の判定は、開口部がすべて閉鎖した状態で行うこと。
- (3) 第4床面積・階の取扱い(1)により、十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。

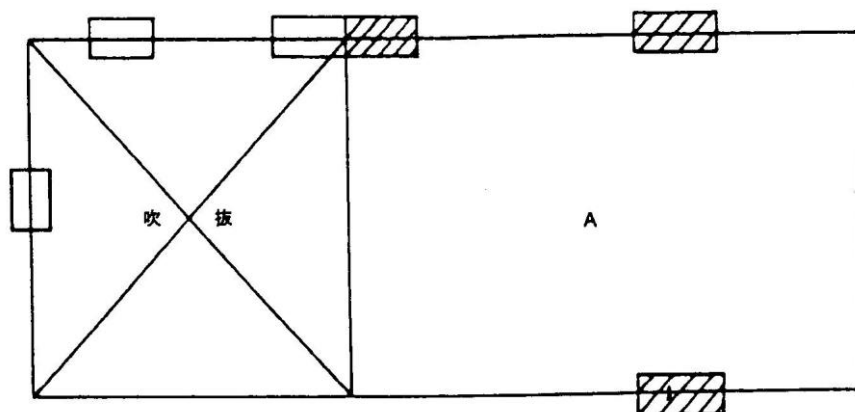


(注) ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

- (4) 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。

ア 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A : 床面積を算定する部分  開口部の面積を算定する部分

第6 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位(同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数)であるが、政令第24条(非常警報器具又は非常警報設備)の適用については棟単位、又は階単位、政令第25条(避難器具)の適用については階単位とする。
- (2) 防火対象物の主たる用途の以外の機能的に従属していると認められる部分についても、人員算定のための床面積に算入する。
- (3) 2以上の用途が存する防火対象物で、主たる用途以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満、かつ、300㎡未満であるため、主たる用途の項として取り扱われている防火対象物(見なし従属の防火対象物)についても、人員算定のための床面積に算入する。
- (4) 長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行い、正面幅の合計について一括してその除算を行わない。

2 共通的取扱い

- (1) 従業者の取扱いは次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)にあつては、従業者として取り扱わない。
 - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数としない。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とする。
 - ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入する。
- (2) 政令第24条(非常警報器具又は非常警報設備)、25条(避難器具)の適用にあたっては、従業者として算入する者は、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入する。
 - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。

ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- (3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第6 収容人員の算定

-
- ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てる。
- イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めない。
- ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあってはも通念上必要と認められる場合は準用する。
- (4) 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。
- ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれる。
- イ 「固定式のいす席」とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、容易に移動することができないものを含む。
- なお、次に掲げるものは「固定式のいす席」として取扱う。
- (ア) ソファ等はいす席
- (イ) いす席の相互を連結したいす席
- ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式(移動式)のいす席を設ける部分、大入場(迫入場)を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。(令別表第1(4)項を除く。)
- (注) (4)項における「その他の部分」とは、客席の部分という意味ではなく、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分のことをいう。
- 3 防火対象物の区分ごとの取扱い
- (1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物
- ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいい、いす席の縦(横)通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれない。
- イ 立見席を設ける部分の床面積を 0.2m^2 で除する場合の「客席の部分ごとに」については、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算することとし、この合算数値において端数が生じた場合は切り捨てる。
- (2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物
- ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。
- (ア) パチンコ、スマートボール等は1人とする。
- (イ) ボーリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。
- (ウ) 囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は、1台につき2人とする。
- (エ) 麻雀は、1台につき4人とする。
- (オ) カラオケルームは、カラオケマイクの数と固定いす席の数を合算する。
- (カ) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数とする。

- (キ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分を0.5mにつき1人として算定する。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。
- イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わない。
- ウ 客の出入しない厨房、配膳室、控室等は、収容人員算定の床面積に含めない。
- (3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物
- ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分(便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室、商品倉庫、電気・機械室等は含まれない。
- イ 連続して店舗がある場合のコンコース(大通路)とその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分は、収容人員算定の床面積に含めない。
- (4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物
- ア 洋室の宿泊者の人数は、宿泊室に置かれているベッドの数に対応する数とする。
- イ シングルベッド及びセミダブルベッドはベッドの数を1として、ダブルベッド及び2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定する。
- ウ 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。
- エ 「簡易宿所」とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいう。
- オ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。
- カ 和室の宿泊者の人数は、宿泊室の床面積を次の条件で除して得た数とする。
- (ア) 簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡とする。
- (イ) 前(ア)以外ものは、6㎡とする。
- キ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分で、利用者が宿泊者、従業者等に限られる部分は、防火管理者の選任の有無を決定する場合に限り、当該部分の収容人員は算入しないことができる。
- (注) 非常警報設備及び避難器具の設置義務の適用にあたっては、当該部分を他の階の者が利用する場合は、当該部分の収容人員を算入する。
- ク 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まないものとし、畳の部分に限定する。
- ケ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- コ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満で

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第6 収容人員の算定

ある場合には各室1名として算定する。

サ 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のものは、棚数をベッド数として算入する。

シ 共同住宅の収容人員の算定については、寄宿舍及び共同住宅に常時居住している人数とする。ただし、新築の場合や、居住者の出入が激しい等で実態把握が困難なものについては、次により算定し防火管理義務の判定を行うこと。

住戸のタイプ	1K、1DK 1LDK、2DK	2LDK、3DK	3LDK、4DK	4LDK、5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

(5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

ア 「病室」とは、患者を入所する部屋をいい、治療室及び手術室は含まない。

イ 「病床」とは、入所患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、和室の床面積の合計を、3㎡で除して得た数とする。

ウ 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数とする。

エ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により人員算定のための床面積に算入する。

オ 待合室を使用する人数の算定については、次によるものとする。

(ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分を人員算定のための床面積に算入する。

(イ) 待合室と廊下が兼用されている場合で、両側に居室があるものについては、廊下幅員から1.6mを引いた幅員で、待合の用に供する部分を人員算定のための床面積に算入する。それ以外のものについては、廊下幅員から1.2mを引いた幅員で待合の用に供する部分を人員算定のための床面積に算入する。

カ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定する。

(6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 普通教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とする。

ウ 普通教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算する。

エ 講堂等については、最大収容人員とする。ただし、講堂等と普通教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とする。

(7) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 「閲覧室」とは、CD等の視聴室、フィルム等の視聴室をいい、開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合は、開架以外

の部分という。

イ 「会議室」とは、従業員以外が使用する会議、集会等の用に供する部分という。

ウ 「休憩室」とは、来館者が使用する喫茶店、喫煙コーナー等の部分という。

エ 「展示室」、「展覧室」の展示物が置かれている部分は、人員算定のための床面積に算入する。

(8) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、ボイラー室は含まれない。

イ 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として人員算定のための床面積に算入する。

ウ ソープランドの収容人員の算定については、待合、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とする。

(9) 令別表第1(10)項、(12)項から(14)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者として食堂、売店等の従業者を含める。

(10) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を3㎡で除して得た数とする。

イ 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取扱わない。

(11) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための床面積に算入する。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は算入しない。

イ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しない。

ウ 裁判所において、調停委員会控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷は、床面積に算入する。

エ 銀行の待合、キャッシュコーナーは、床面積に算入する。

(12) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物

ア 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分(店構え前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

イ 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

第7 政令8条に規定する区画等の取扱

1 令第8条の区画

(1) 令第8条の区画の構造

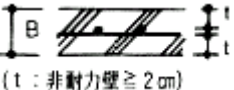
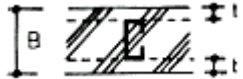
令第8条の区画(以下「令8区画」という。)の構造は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基法第2条第7号の規定に基づき、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

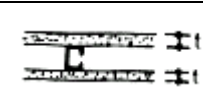
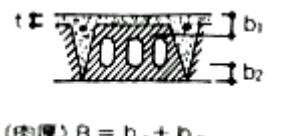
建築基準法第2条第7号(耐火構造)

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

建築物の部分	構 造	被覆材料	通常火災加熱時間			
			1 時間		2 時間	
			B	t	B	t
壁(間仕切壁の耐力壁・非耐力壁・外壁の耐力壁・非耐力壁)	 コンクリートブロック造・無筋コンクリート造・れんが造・石造	コンクリートブロック・コンクリート・れんが・石	7			
	 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 (t: 非耐力壁≧2cm)	コンクリート	7	(3)	10	(3)
	 鉄骨コンクリート造	コンクリート	7		10	3
	 鉄骨造 (塗下地不燃材料)	鉄網モルタル		3		4
		鉄網パーライトモルタル				3.5
		コンクリートブロック・れんが・石		4		5

第 2 章 消防同意事務審査要領

第 1 節 総論 第 7 政令 8 条に規定する区画等の取扱

		鉄材補強のコンクリートブロック造・れんが造・石造	コンクリートブロック造	5	4	8	5
		木片セメント板の両面に厚さ 1 cm 以上のモルタル塗（t：モルタル塗厚）				8	
		高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル				7.5	
		中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもの				12	
床		鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	7	(2)	10	(2)
		鉄骨造（塗下地不燃材料）	鉄網モルタル コンクリート		4 4		5 5
		鉄材補強のコンクリートブロック造・れんが造・石造	コンクリートブロック・れんが・石	5	4	8	5

B：モルタル、プラスターその他これらに類する仕上り材料の厚さ 数字単位は c m
t：かぶり厚さ、塗厚さ、おおった厚さ（）＝建基政令 79、79 の 3 によるかぶり厚さ

建築基準法施行令第 107 条第 1 項(耐火性能に関する技術的基準)
次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

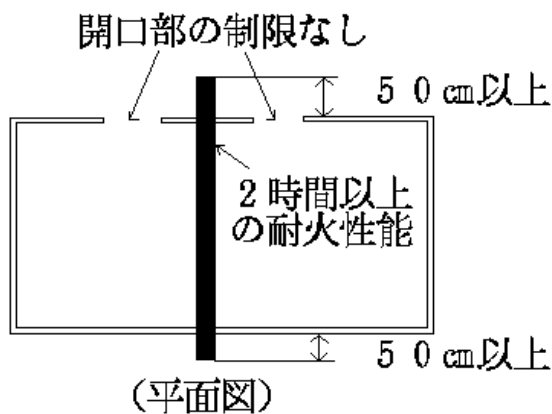
建築物の部分 建築物の階		最上階及び最上階から 数えた階数が 2 以上で 4 以内の階	最上階から数えた 階数が 5 以上で 14 以内の階	最上階から数えた 階数が 15 以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間

床	1 時間	2 時間	2 時間
はり	1 時間	2 時間	3 時間
屋根	30 分間		
階段	30 分間		
1 この表において、第 2 条第 1 項第 8 号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。 3 この表における階数の算定については、第 2 条第 1 項第 8 号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。			

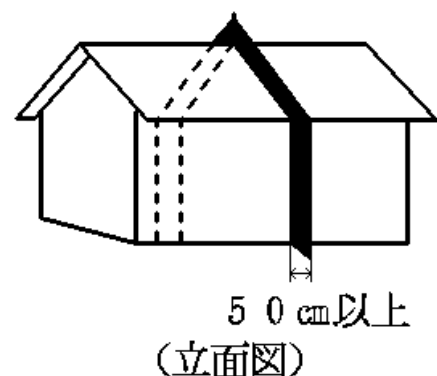
ウ 令8区画の耐火構造の床若しくは壁の両端又は上端は、当該防火対象物外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。(第7-1図、7-2図、7-3図)

ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合はこの限りでない。

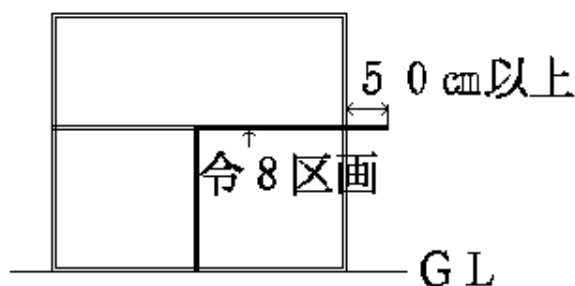
(ア) 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上(両側にそれぞれ1.8m以上)にわたり耐火構造(建築基準法の耐火性能時間以上)であり、かつ、これらの部分に開口部が設けられていないこと。(第7-4図)



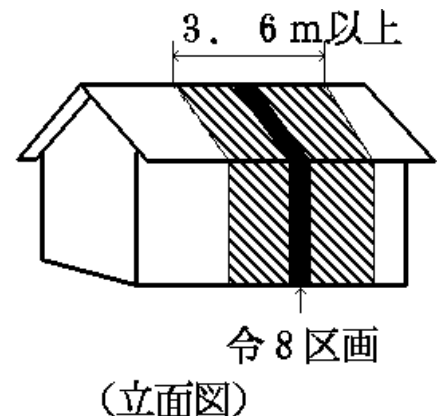
第7-1図



第7-2図



第7-3図

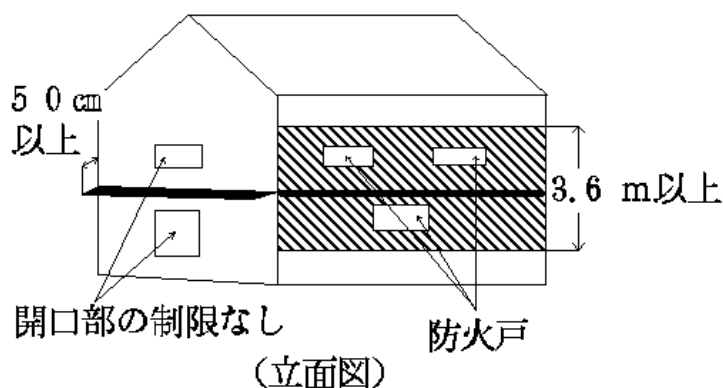
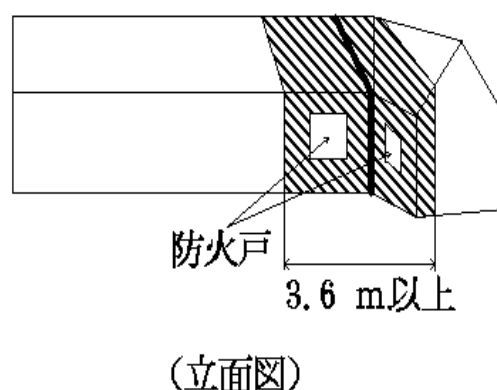
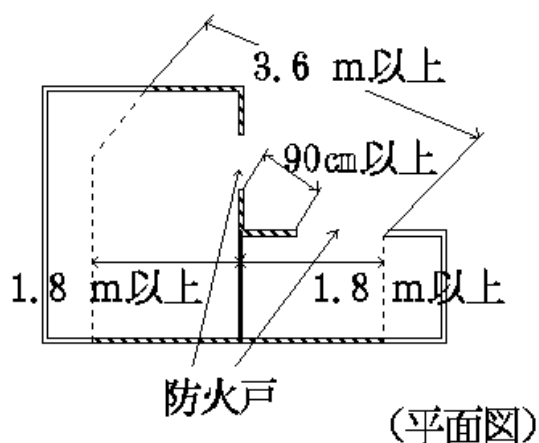
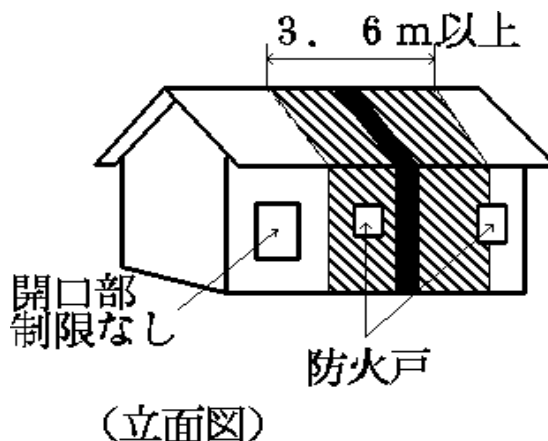
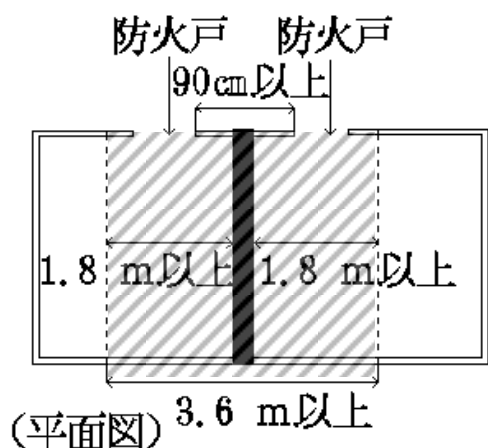


第7-4図

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第7 政令8条に規定する区画等の取扱

- (イ) 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上(両側にそれぞれ1.8m以上)にわたり耐火構造(建築基準法の耐火性能時間以上)であり、当該耐火構造の部分に開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上離れていること。この90cm未満となる位置には、面積の大小にかかわらず、当該範囲内に開口部を設けることはできない。



(2) 令8区画を貫通する配管等について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として給排水管であること。

イ 一の配管の呼び径は、200mm以下のものであること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

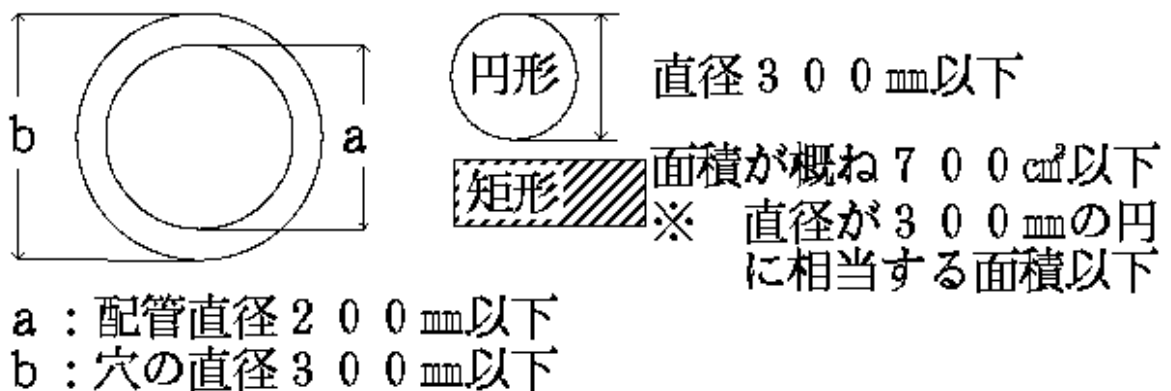
エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm)以上であること。

オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第1項の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施行すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

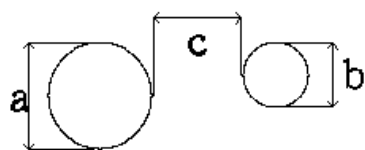
○令8区画に設ける穴と配管及び令8区画に設ける貫通のための穴



第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第7 政令8条に規定する区画等の取扱

○穴相互の離隔距離及び令8区画の端部と穴の離隔距離



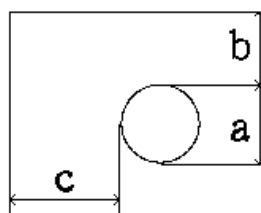
a : 穴の直径mm (300 mm以下)

b : 穴の直径mm (300 mm以下)

c : 穴相互の離隔距離

cは次の条件を満たすこと。

- $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
- $c \geq 200 \text{ mm}$



b及びcは、aの直径
(aが200mmより小
の場合は200mmとす
る。)以上とすること
が望ましい。

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

令8区画及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。)に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画(以下「共住区画」という。)を貫通する配管及び当該貫通部(以下「配管等」という。)について、以下のとおりとする。

1 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、別添により設置されているものにあつては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(平成7年3月31日付け消防予第53号)」(別添参照)及び位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

2 共住区画を貫通する燃料供給配管の取扱いについて

共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3の第三号(4)に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

- (1) 配管の用途は共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
- (2) 配管は日本産業規格(以下「JIS」という。)H3300(銅及び銅合金の継目無管)を含むものであること。
- (3) 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」(平成15年8月6日付け消防危第81号)に適合するものであること。

【参考】

【位置・構造告示第3の第三号(4)】

- (4) 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。

- イ 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガスパ、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。
- ロ 配管等の呼び径は、200 mm以下のものであること。
- ハ 配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径300 mm以下の円の面積以下であること。
- ニ 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁(住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く)に二以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径(当該直径が200 mm以下の場合にあっては、200 mm)以上であること。
- ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによるものであること。
- (イ) 配管は、建築基準法施行令第129条の2の5第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で埋めること。
- (ロ) 別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。
- ヘ 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講ずること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

別添

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令8区画及び共住区画を貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442(水配管用亜鉛めっき鋼管)

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第7 政令8条に規定する区画等の取扱

- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格(以下「J W W A」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) J W W A K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) J W W A K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格(以下「W S P」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) W S P 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (12) W S P 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) W S P 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) W S P 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(J A S S) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材(充填密度150 kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150 kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材(充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150mm の範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

① ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。

② 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第7 政令8条に規定する区画等の取扱

- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえること。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

- ③ ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。
- ④ 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。
- ② 接合剤をネジ部に塗布すること。
- ③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

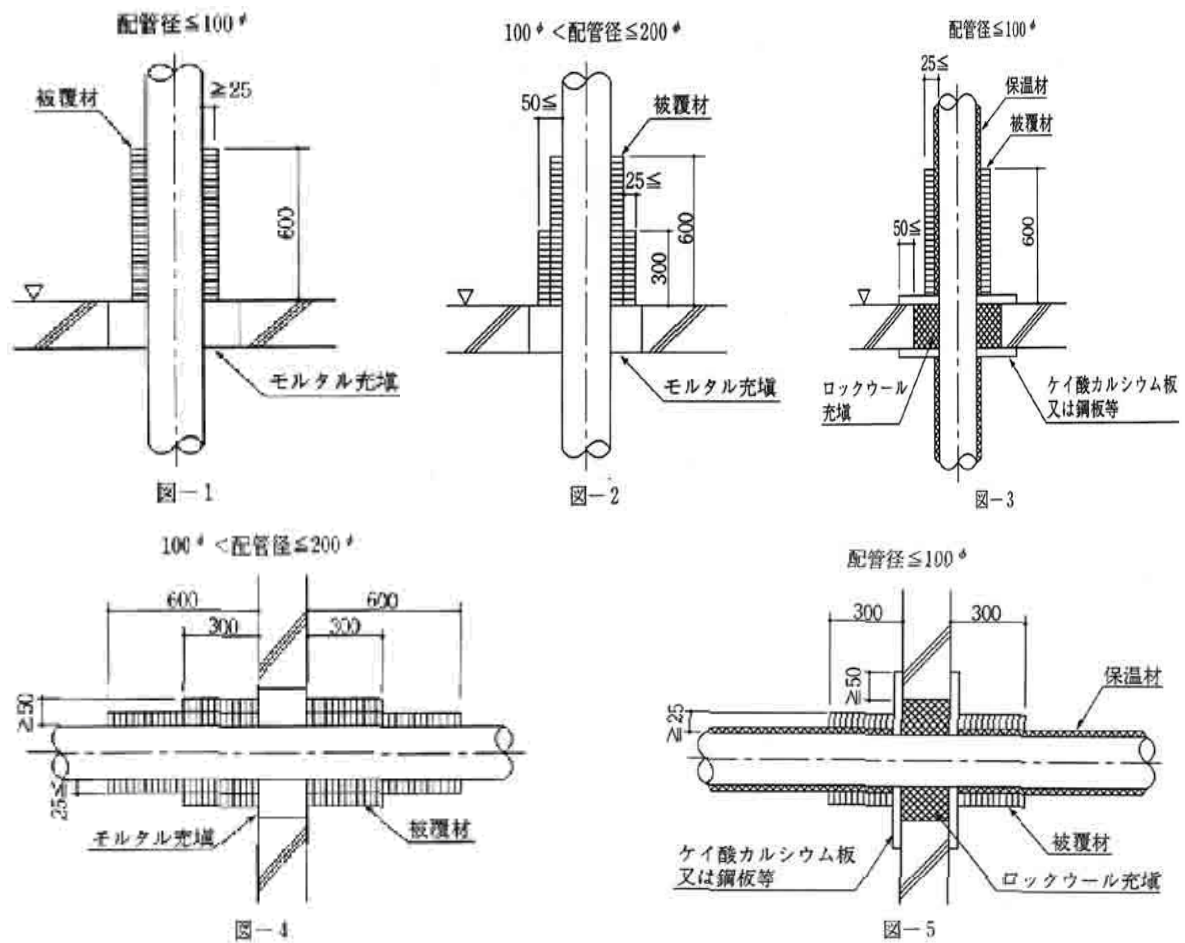
7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

※参考例については、次ページを参照。

(参考)

施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)



第8 既存防火対象物の対応策について

既存防火対象物の対応策について

昭和62年9月18日宮消予第233号

第1 項の判定について

昭和50年4月15日付、消防予第41号・消防安第41号(以下「41号通達」という。)により、項の判定基準が明確化されたが、その判定については慎重を期さなければならないことから、今後は下記のとおり判定するものとする。

1 41号通達以降の対象物

(1) 原則として通達に基づくこと。

(注)同意時の項判定については、後日当該対象物が用途変更をしない限り、項を変更してはならない。ただし、使用状態から判断して不都合がある場合に限り、予防課と合議のうえ項変更することは差し支えない。

2 41号通達以前の対象物

(1) 非特定防火対象物には、41号通達は適用させないこと。

(2) 特定防火対象物には、すべて41号通達を適用させることが望ましいが、使用状態から判断して圧倒的多数の査察員が41号通達の適用が妥当であると判断した場合のみとする。

(注1)すでに査察員が立入検査を実施し判定した項についても、前記1及び2によるのが基本である。

(注2)昭和49年5月10日以前の建築同意調査には「建物区別」の欄がないため、次の例によること。

(例)「用途」の欄に「事務所付倉庫」と記されていれば～16／ロ、「加工場」と記されていれば～12／イ

※なお、建築物同意調査書がない対象物については、建築当時の判断基準を考慮すること。

第2 消防用設備等の不備是正について

1 届出検査制度以降の対象物

(1) 完成検査が実施された対象物

ア 検査済設備の不備

(イ) 検査済証が交付された設備→指示をしない。

※ただし、火災危険及び人命危険が大であれば、予防課と合議し是正指導すること。

(ロ) 検査済証が交付されていない設備→是正のための指示

イ 検査済設備以外の設備不備

(イ) 建築同意時の指示もれ設備 → 口頭による是正指導。

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論 第8 既存防火対象物の対応策について

※ただし、火災危険及び人命危険が大であると思われる対象物にあつては指示する。

(ロ) (イ)以外の設置届出未提出設備→是正のための指示

2 届出検査制度以前の対象物

- (1) 義務設備(遡及設備を含む)に不備があれば指示して、その是正に努めるのが基本であるが、このような対象物は諸々の問題があるため、建築当時の判断基準を十分考慮し慎重に対応すること。

3 基準時以後の変更等

前記1及び2にかかわらず完成検査後または設備設置後に、用途変更、増改築、間仕切、及び内装仕上げげの変更等を行ったことが明白な場合は、適宜現行法令又は、基準法令に適合するよう指示する。

第3 具体策

1 無窓階について

- (1) 昭和50年6月16日付消防安第65号により特定防火対象物は原則として遡及する。ただし、同意段階から消防機関が有窓階と判断していたと思われ、かつその開口部の変更がなされていないものについては、この限りでない。

2 共同住宅の特例適用について

- (1) 特例申請がなされていない対象物であっても、特例条件が満たされていれば、特例住宅として取扱って差し支えない。
- (2) 旧特例基準(昭和36年自消乙予第118号)は別表第1(5)項ロに掲げる対象物(令8条の規定の適用により同項に掲げる防火対象物とみなされるものを含む)及び複合用途防火対象物の共同住宅部分(共用部分を除く)に適用できる。

3 階の判定

- (1) 建築基準法上の階と判断できる場合は、階として必要な設備を設置させること。
ただし、屋上等に築造された居室等(プレハブの建築物等)で階となる場合は、関係機関と充分合議のうえ慎重を期し対処すること。

4 令8区画の判定について

- (1) 貫通部が確認不能対象物で、同意段階から消防機関が令8条区画として判定していたと思われるものについては、認めて差し支えない。

(注)判断基準としては、消防用設備等の設置状況、建築同意調査書及び過去の指導状況等を総合的に考慮して判断されたい。

5 屋内消火栓設備の倍読み規定について

- (1) 昭和50年4月1日以前の対象物については、内装仕上げは問わないが明らかに建築以後に大幅な改装工事を行っているものと認められるものの内装不備については、この限りでない。

※危険度の高い対象物にあつては是正指導する。

6 設置単位について

- (1) 旧設置単位基準(昭和38年自消丙予発第57号)及び新設置単位基準(昭和50年消防安第26号)によりそれぞれ判断する。

(注)消防機関が、一度別棟扱いにしたと思われる対象物についてはその後接続部分の諸状況に変更がない限り別棟として設備を設置させれば足りる。ただし、危険度によっては是正指導を行うこと。

7 SPヘッド免除部分の取扱いについて

- (1) 消防法施行規則第13条第2項のヘッド免除部分は原則として、昭和52年消防予第12号によること。ただし、既存対象物については消火器・大型消火器・特殊消火設備及びパッケージ型強化液消火設備を当該部分の「危険度」に応じそれぞれの部分の消火に適応する設備を設置させて差し支えない。

(注)「危険度」とは、当該部分出火危険を指し具体的には収容物件の状況等を確認のうえ判断すること。

8 その他

- (1) 水道管直結

ア 届出検査制度以降の対象物→指示

イ 届出検査制度以前の対象物→特定対象物については指示し、非特定対象物については是正指導。

(注)屋外消火栓設備については、非特定対象物にあつては昭和47年8月29日以前であれば、水道管直結でも差し支えない。

- (2) 水中ポンプ

ア 昭和52年消防予第26号の質疑回答によらるたい。

※昭和55年消防予第111号参照

- (3) 誘導灯

ア 適用除外届出書が提出された対象物であっても、随時現行基準に適合するように改修指導すること。

イ 消防機関との合議のうえ設置せれたものにあつても避難上重大な支障がある場合は改修指導する。

- (4) 自動火災報知設備(感知器)

ア 従来設置免除していた部分については、指示をしないことが原則である。

ただし、特定対象物、就寝施設の押入れ等、出火危険が大である場合のみに設置指導する。

オートロック管理方式及び屋外階段に対する非常時解錠装置設置指導要綱

宮崎市消防局予防課

(目的)

第1条 この要綱は、オートロック管理方式及び屋外階段を採用するマンション等で、消防隊員及び救急隊員が迅速かつ適確な防ぎょ活動及び救急活動が円滑に行われるよう非常時解錠装置の設置等について指導することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 消防法施行令別表第1に掲げる共同住宅等で、玄関及び階段等に容易に屋内進入が不可能となる防火対象物を対象とする。

(解錠方法等)

第3条 解錠方法等については、次のいずれかの措置を講ずること。

- 1 管理人等を常時待機させ解錠すること。
 - 2 非常用解錠装置（別図1）を設置すること。
 - 3 非常用の破壊について、事前承諾書（別紙1）を提出すること。
- 2 屋外階段の出入口に防火戸を設置し施錠している場合は、次の措置を講ずること。
- 1 防火戸の一部に一辺が15センチメートル程度の緊急時破壊箇所（別図2）を設け、解錠できる構造とすること。

(解錠方法の表示)

第4条 オートロック操作盤の付近（高さ1.9メートル程度）に、次の例により表示すること。

非 常 時 解 錠 装 置 緊急の場合消防隊専用の押しボタンです。 みだりにボタンを押すとベル等の警報がなります。

- 2 前条第2項の部分にあつては防火戸の部分に「緊急時破壊」と表示すること。

(別図2)

附則 この要綱は平成4年4月1日から施行する。

別紙 1

承 諾 書

私の所有する下記防火対象物は、入居者の出入り口にオートロック管理方式を採用し、又階段の防火戸には施錠をしております。従って消防活動及び、救急活動等に支障を及ぼす恐れがありますので、緊急の場合は破壊しても差し支えないことを承諾します。

記

防火対象物名称

所 在 地

平成 年 月 日

殿

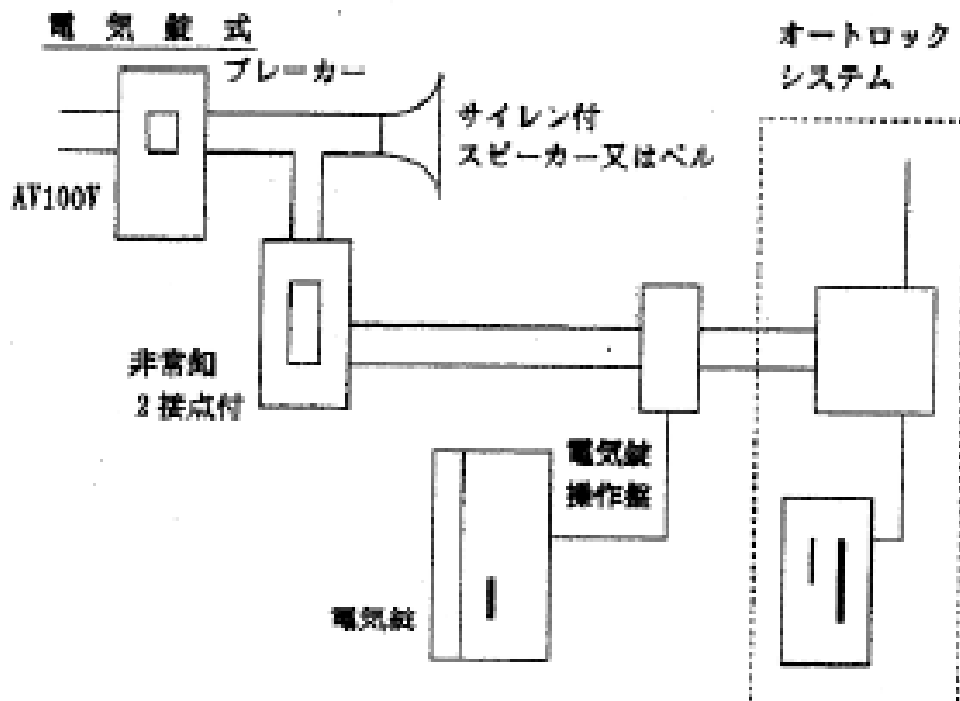
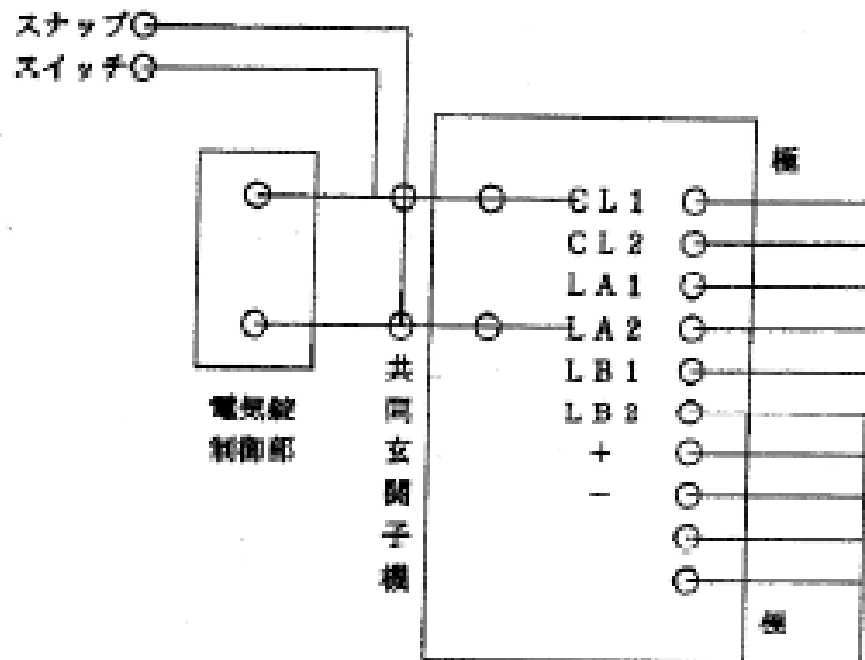
住 所

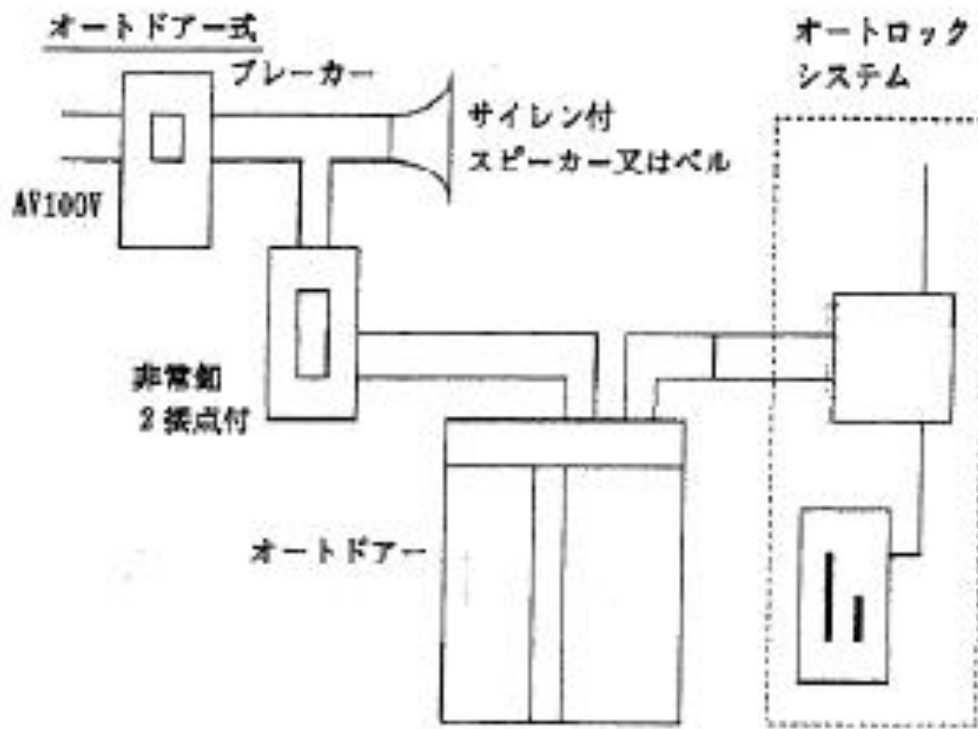
管理権原者

氏 名

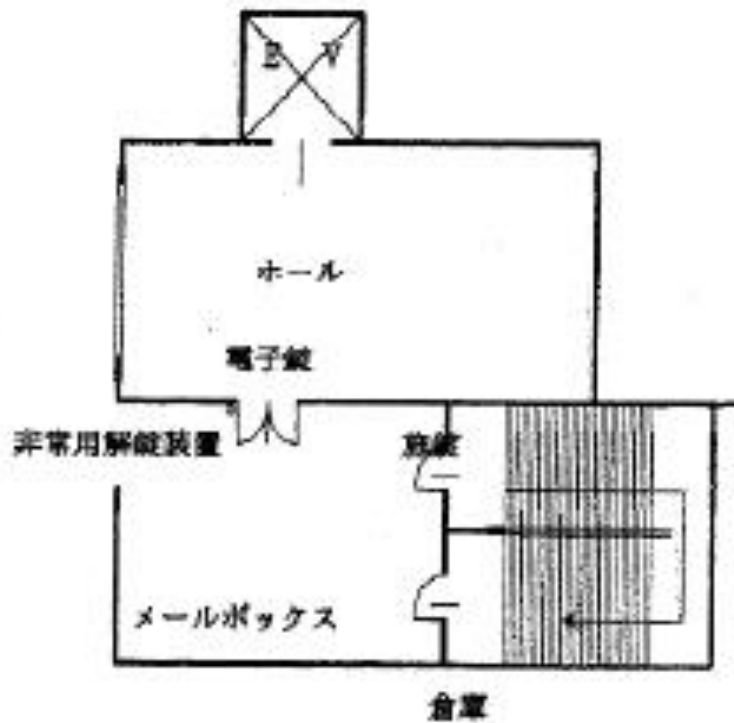
印

施工図例



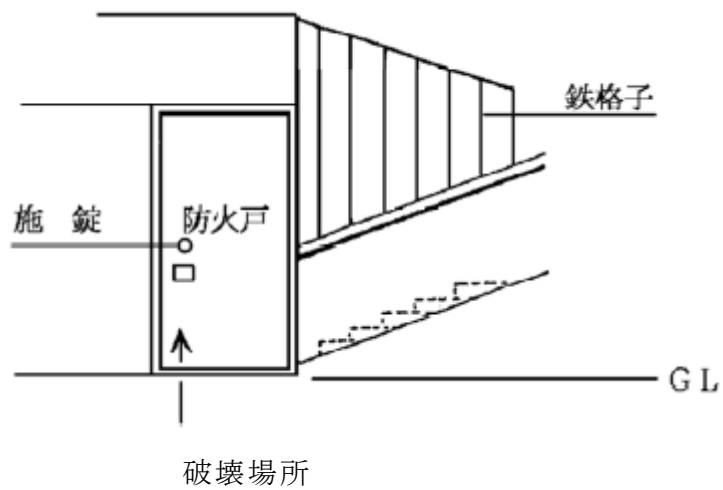


(別 図1)



「共同住宅の玄関部分を抜粋」

(別図2)



「屋外避難階段立面図」

第2節 項目別審査要領

第1 敷地内の消防用活動空地等◆

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車の活動空間の確保については、次によること。

1 はしご自動車の活動空間

4 階以上の建築物(非常用エレベーターを設けたものは除く。)には、次によりはしご自動車の活動空間を確保すること。

(1) 道路及び敷地内通路等

道路及び通路等(以下「道路等」という。)は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

ア 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものであること。

イ 道路等の有効幅員は4m以上とすること。

ウ 道路等は、はしご自動車の総重量(20 t)に耐えられる構造であること。

エ 道路等の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けるものであること。

オ 道路等の勾配は、縦、横方向とも5%(3度)以下であること。

カ 道路等と建築物間の距離が、9m以下となるようにすること。

(2) はしご架てい箇所

建基政令第126条の6により設けられた非常用進入口(代替開口部を含む。)には、はしご自動車を架ていできるようにすること。

(3) 活動空間

伸長したはしごの周囲(上下、左右)には1m以上の空間を確保すること。

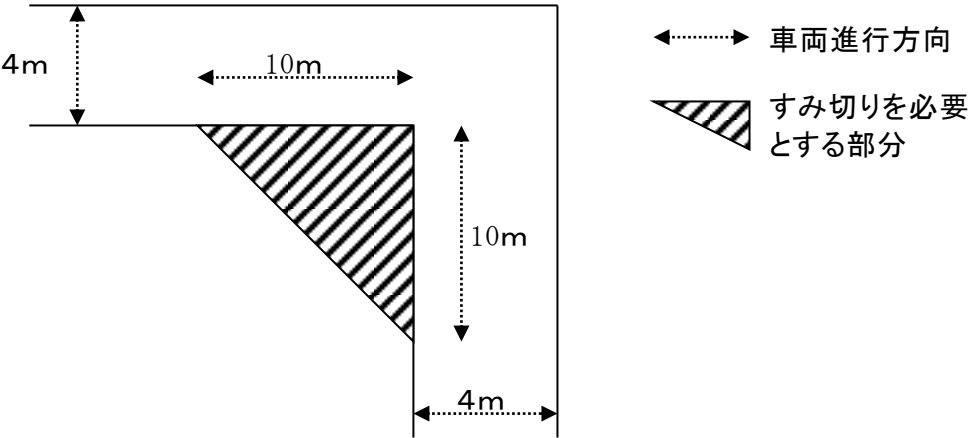
なお、この場合架空電線等にあつては、電気設備技術基準で定める隔離距離に消防活動上の安全値を加え、その合計を1m以上とすること。

(4) 住宅団地等

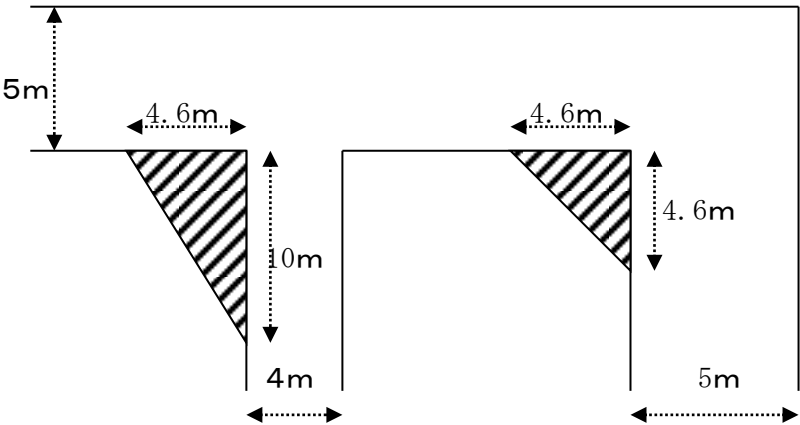
共同住宅等の各住戸から2方向避難が確保されていないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。

【参考】道路等のすみ切り図(直角の場合)

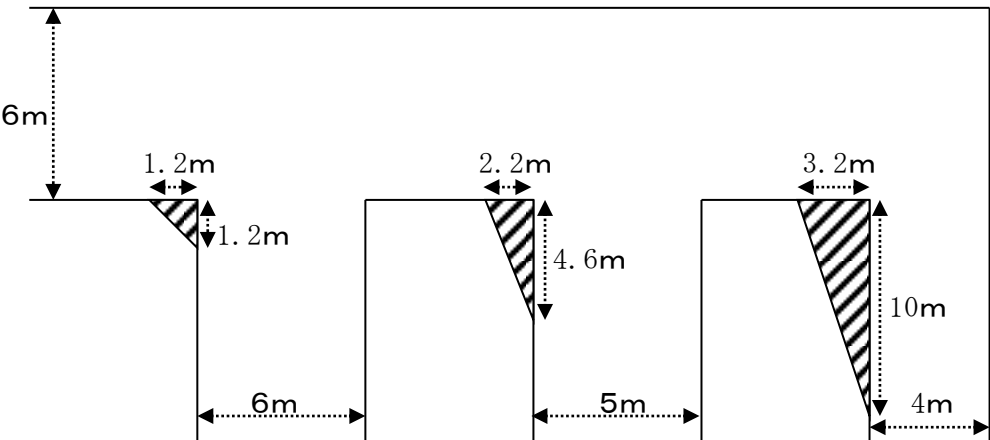
① 幅員4mの場合



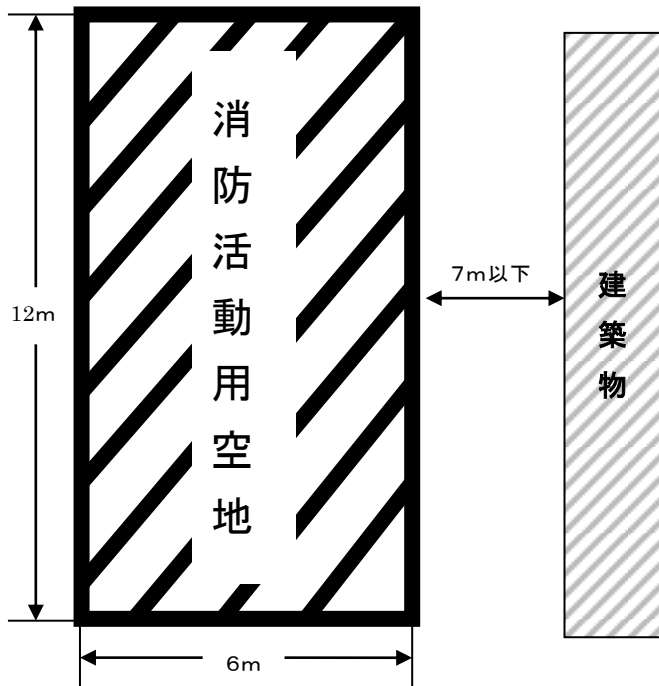
② 幅員5mと4m・5mの場合



③ 幅員6mと4m・5m・6mの場合



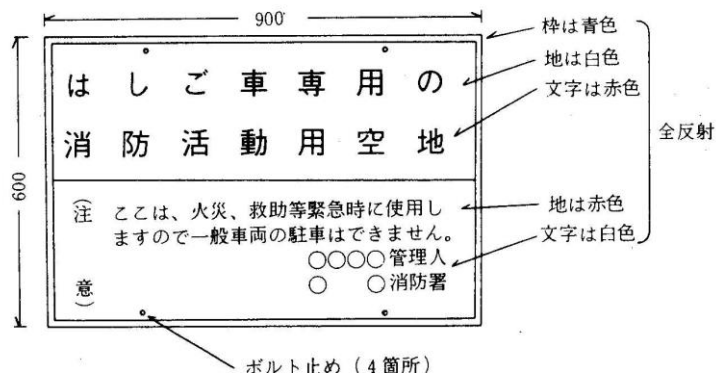
ゼブラ表示



※ ゼブラ及び文字の色は白色又は橙色とすること。

規制標識

1 標識板



第2 建築物構造

1 構造

(1) 主要構造部

ア 耐火構造(建基法第2条第7号)

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準(建基政令第107条)

- a 第2-1表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

※耐火構造にあっては、建築物の各部分の性能が第2-2表に掲げる火災による火熱を表に掲げる時間加えられた場合に、表に掲げる要件を満たすこと。

- b 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間)加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度(以下「可燃物燃焼温度」という。)以上に上昇しないもの(第2-2表)

- c 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの(第2-2表)

建築物の階 建築物の部分		最上階及び最上階 から数えた階数が 2以上で4以内の階	最上階から数えた 階数が5以上で14 以内の階	最上階から数えた 階数が15以上の階
壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
	外 壁 (耐力壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
柱		1時間	2時間	3時間
床		1時間	2時間	2時間
はり		1時間	2時間	3時間
屋根		30分間		
階段		30分間		

第2-1表 耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第2 建築物構造

構造の種類	部 分	火災の種類	時 間	要件
耐火構造 (建基政令第107条)	耐力壁、柱、 床、はり、 屋根、階段	通常の火災	1時間を基本とし、建築物の階に応じて3時間まで割増(屋根及び階段については30分間)	非損傷性
	壁、床	通常の火災	1時間(外壁の延焼のおそれのない部分は30分間)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する通常の火災	1時間(外壁の延焼のおそれのない部分及び屋根は30分間)	遮炎性
準耐火構造 (建基政令第107条の2)	耐力壁、柱、 床、はり、 屋根、階段	通常の火災	45分間(屋根及び階段については30分間)	非損傷性
	壁、床、軒裏	通常の火災	45分間(外壁及び軒裏の延焼のおそれのない部分は30分間)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する通常の火災	45分間(外壁の延焼のおそれのない部分及び屋根は30分間)	遮炎性
準耐火構造 (建基政令第115条の2の2)	耐力壁、柱、 床、はり	通常の火災	1時間	非損傷性
	壁、床、軒裏(延焼のおそれのある部分)	通常の火災	1時間	遮熱性
	外壁	屋内において発生する通常の火災	1時間	遮炎性
防火構造 (建基政令第108条)	外壁(耐力壁)	周囲において発生する通常の火災	30分間	非損傷性
	外壁、軒裏	周囲において発生する通常の火災	30分間	遮熱性
準防火構造 (建基政令第109条の6)	外壁(耐力壁)	周囲において発生する通常の火災	20分間	非損傷性
	外壁	周囲において発生する通常の火災	20分間	遮熱性

屋根の構造 (建基政令第109条の3、 第113条)	屋根	屋内において発生する 通常の火災	20 分間	遮炎性
床(天井)の 構造 (建基政令第109条の3、 第115条の2)	床、直下の 天井	屋内において発生する 通常の火災	30 分間	非損 傷性 遮熱性
ひさし等の 構造 (建基政令第115条の2の 2、第139条 の2の3)	ひさし等	通常の火災	20 分間	遮炎性
非損傷性：構造耐力上支障のある変形、溶融、破損その他の損傷を生じないこと。 遮熱性：加熱面以外の面の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度以上に上昇しないこと。 遮炎性：屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。 通常の火災：一般的な建築物において発生することが想定される火災を表す用語として用いており、屋内で発生する火災、建築物の周囲で発生する火災の両方を含むものである。特に火災を限定する場合には「屋内において発生する通常の火災」及び「周囲において発生する通常の火災」という用語を用いている。 ※可燃物が燃焼するおそれのある温度は、平成12年建設省告示第1432号で定められている。 ※もやは、屋根の一部ではなく、はりに該当する。(昭和47年建設省住指発第436号)				

第2-2表 耐火構造等に必要な性能に関する技術的基準

(イ) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1399号)

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 準耐火構造(建基法第2条第7号の2)

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第9号の3ロ及び第27条第1項において同じ。)に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準(建基政令第107条の2)

- a 第2-3表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ表に掲げる時間構造耐力上支障のある

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第2 建築物構造

変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

※準耐火構造にあっては、建築物の各部分の性能が第2-2表に掲げる火災による火熱を表に掲げる時間加えられた場合に、表に掲げる要件を満たすこと。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	45 分間
	外 壁(耐力壁に限る。)	45 分間
柱		45 分間
床		45 分間
はり		45 分間
屋根(軒裏を除く。)		30 分間
階段		30 分間

第2-3表 準耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

- b 壁、床及び軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第115条の2の2第1項及び第129条の2の3第1項において同じ。)にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。))にあっては、30分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの(第2-2表)
- c 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの(第2-2表)
- (イ) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1358号)
- (ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの
- ウ 防火構造(建基法第2条第8号)
- 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に関して、次に掲げるものとする。
- (ア) 技術的基準(建基政令第108条)
- a 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの(第2-2表)
- b 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの(第2-2表)

(イ) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1359号)

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

エ 準防火構造(建基法第23条)

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物(その主要構造部の建基法第21条第1項の建基政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの(同法第24条、第25条及び第62条第2項において「木造建築物等」という。)に限る。)は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。)に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準(建基政令第109条の9)

- a 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの(第2-2表)
- b 外壁にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの(第2-2表)

(イ) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1362号)

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 屋根

ア 建基法第22条区域

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準(建基政令第109条の5)

次に掲げるもの(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、a)とすること。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

- a 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- b 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

(イ) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1361号)

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第2 建築物構造

イ 防火・準防火地域の屋根(建基法第62条)

防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準(建基政令第136条の2の2)

次に掲げるもの(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、a)とすること。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

a 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

b 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

(イ) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1365号)

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ ひさし及び霧よけは屋根の一部であるので、建基法第22条に規定する区域では不燃材料で造り、又はふくこと。

エ 鼻かくし及び破風板は軒裏の一部として取り扱うこと。

(3) 防火設備(建基法第2条第9号の2ロ)

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の建基政令第109条で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。))に関して建基政令第109条の2で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

ア 技術的基準(建基政令第109条の2)

防火設備に応じて、表に掲げる火災による火熱が加えられた場合に、第2-4表に掲げる時間、表に掲げる要件を満たすこと。

防 火 設 備	火 災	時間	要件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備(建基法第2条第9号の2ロ)	通常の火災 (屋内火災・両面)	20 分間	加熱面以外の面に火炎を出さないこと。
防火地域及び準防火地域の建築物の開口部に設ける防火設備(建基法第61条)	建築物の周囲において発生する通常の火災(屋外火災・片面)	20 分間	
防火区画に用いる防火設備(特定防火設備)(建基政令第112条第1項)	通常の火災 (屋内火災・両面)	1 時間	

界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備(建基政令第114条第5項)	通常の火災 (屋内火災・両面)	45 分間	
-----------------------------------	--------------------	-------	--

第2-4表 防火設備に必要な性能に関する技術的基準

イ 建基政令第109条で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備で次に掲げるものとする。

- (ア) 建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の仕様の例示(平成12年建設省告示第1360号)
- (イ) 建基法第61条に規定する防火設備の仕様の例示(令和元年国土交通省告示第194号)
- (ウ) 建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備の仕様の例示(平成12年建設省告示第1369号)
- (エ) 界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示(平成12年建設省告示第1377号)
- (オ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ 防火区画に設ける防火設備等

- (ア) 建基政令第112条第13項第1号、同第129条の13の2及び同第136条の2第1号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備等の仕様の例示(昭和48年建設省告示第2563号(改正 令和2年国土交通省告示第508号))
- (イ) 建基政令第112条第19項第2号、同第126条の2第2項第1号及び同第145条第1項第2号の規定に基づき防火区画に用いる遮煙性を有する防火設備の仕様(昭和48年建設省告示第2564号(改正 令和2年国土交通省告示第508号))
- (ウ) 建基政令第112条第21項の規定に基づき防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示(昭和48年建設省告示第2565号(改正 令和2年国土交通省告示第508号))

2 耐火建築物・準耐火建築物

(1) 耐火建築物

建基法第2条第9号の2において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

ア その主要構造部が次のいずれかに該当すること。

- (ア) 耐火構造であること。
- (イ) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあっては、aに掲げる性能に限る。)に関して建基政令第108条の3で定める技術的基準に適合するもの。
 - a 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - b 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第2 建築物構造

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、前1.(3)の防火設備を設けること。

ウ 柱の防火被覆については、建基政令第70条による取扱いもあるので留意すること。

エ 耐火建築物にあっては、筋かいで構造上重要なものは耐火被覆すること。◆

(2) 準耐火建築物

建基法第2条第9号の3において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

ア 耐火建築物以外の建築物で、次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 主要構造部を準耐火構造としたもの

(イ) (ア)に掲げる建築物以外の建築物であって、(ア)に掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について建基政令第109条の3で定める技術的基準に適合するもの

イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、前1.(3)の防火設備を設けること。

3 耐火性能検証法、防火区画検証法を行う建築物に対する基準の適用

耐火性能検証法、防火区画検証法を行う建築物に対する基準の適用は、次によること。

(1) 主要構造部が建基政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物((2)に規定する建築物を除く。)に対する第112条第1項及び第5項から第16項まで、第114条第1項及び第2項、第117条第2項、第120条第1項、第2項及び第4項、第121条第2項、第122条第1項、第123条第1項及び第3項、第123条の2、第126条の2、第128条の4第4項、第129条第1項及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第129条の2の5第1項、第129条の13の2、第129条の13の3第3項及び第4項並びに第145条第1項第1号及び第2項の規定((2)において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなされること。

(2) 主要構造部が建基政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第112条第1項、第5項から第10項まで、第12項から第14項まで及び第16項、第122条第1項、第123条第1項及び第3項、第126条の2、第129条第1項及び第4項、第129条の2の5第1項、第129条の13の2並びに第129条の13の3第3項の規定(以下「防火区画等関係規定」

という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなされること。

(3) 審査上の留意事項

ア 耐火性能検証法、防火区画検証法については、当該建築物の全体について各検証法による検証がされていること。

イ 耐火性能検証法、防火区画検証法に係る各検証法と大臣認定の適用を同一建築物において併用することは認められていないこと。

ウ 耐火性能検証法、防火区画検証法の適用は、建基政令及び告示で用途等から該当しないもの及び係数を得られないものには、適用できないこと。

(ア) 火災継続時間、保有遮炎時間等は、建基政令第108条の3第2項及び平成12年建設省告示第1433号等で規定された計算方法により算定されていること。

(イ) 検証する居室、室などの用途による収納可燃物の発熱量等の代入数値と相違しないことを確認すること。

(ウ) 屋内火災保有耐火時間は、当該居室の各部材ごとに計算されていること。

(エ) 屋外火災保有耐火時間は、通常の火災による加熱が対象となっていることから危険物施設などには適用されないこと。

(オ) 屋内、屋外火災保有耐火時間が火災継続時間以上であることを確認すること。

エ 適用除外条文及び項目を耐火性能検証法、防火区画検証法の適用ごとに確認すること。

オ 耐火性能検証法、防火区画検証法の適用範囲、前提条件等を建築同意調査書に記録しておくこと。

カ 耐火性能検証法、防火区画検証法を用いて耐火構造とした耐火建築物においても、階段室、特別避難階段附室、非常用エレベーター乗降ロビーについては、建基政令第107条第1号の表に適合する耐火構造とすること。◆

キ 耐火性能検証法、防火区画検証法の適用内容を消防隊に情報提供し、消防活動に支障を生じさせないこと。

(4) 検査時の留意事項

ア 適用除外規定、その根拠及び前提条件(用途等による係数、計算式等)について消防同意時と変更がないか建築同意調査書に記載してある内容について検査時に確認すること。

イ 建物所有者に対しては、用途変更、改築等を行うと各検証法における区画や使用方法等の変更など前提条件が変わるため、再度検証が必要となる場合があることを説明しておくこと。

第3 防火区画

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 面積区画

- (1) 建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設(荷役機械を除く。)、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること。(昭和44年3月3日建設省住指発第26号、昭和46年12月4日建設省住指発第905号)

なお、建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。

- (2) 百貨店、マーケット等の売場で、一の階の売場面積がおおむね1,000㎡以上のものは、2以上の区域に区画すること。この場合の区画は煙の拡散を防ぐためのものであるからガラススクリーン(線入ガラスのはめ殺し等)、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸、その他防煙上これと同等以上のものとする。◆
- (3) 駐車用の用に供する部分が地階に存する場合には、当該部分に泡消火設備等の自動消火設備が設けられた場合であっても、おおむね床面積1,500㎡程度以下ごとに防火区画を設けること。◆

なお、この場合、当該防火区画ごとに2以上の避難経路を確保すること。

- (4) 駐車用の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に避難階段等の避難施設が直接面する場合には、当該避難施設に防火区画された前室を設けること。◆

2 堅穴区画

- (1) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。◆
- (2) 建基政令第112条第9項ただし書により、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹抜け(直下階から直上階まで3階層にわたって吹き抜けているものは含まれない。)で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹抜けを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてとすること。(昭和44年5月1日 建設省住指発第149号)

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第3 防火区画

- (3) 建基政令第112条第9項ただし書により堅穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られること。
- (4) 百貨店、マーケット等のエスカレーター周囲の防火区画にあつては、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合はガラススクリーン(線入ガラス等)を併設すること。◆
- (5) エスカレーター部分は建基政令第112条第9項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシャッターとせず堅穴区画とすること。
- (6) エスカレーターは法令上避難路として扱えないが、火災の際に区画内に人が残ることが考えられるため(昭和44年11月7日 建設省全建行連発第7号)エスカレーター周囲を区画する場合、避難用の戸を設けること。
- (7) 堅穴区画は各階で区画することを原則とするが、二の階にのみわたる部分階段にあつては、下の階で区画すれば足りるものとする。
- (8) 全館避難安全検証法を行うことにより、堅穴区画の適用除外が認められた階段、吹抜けであっても、堅穴区画を設置すること。◆

3 用途区画

建基政令第112条第12項、第13項で建築物の一部が建基法第24条各号又は同法第27条第1項各号の一に該当する部分を用途区画する場合、原則として建基法別表第1(い)欄の同一枠内であっても用途が異なるときは区画を要すること。

ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂、ホテルのレストラン等で次の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。

- (1) 管理者が同一であること。
- (2) 利用者が一体施設として利用するものであること。
- (3) 利用時間がほぼ同一であること。
- (4) 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。

4 防火戸

- (1) 防火戸は第2. 1. (3)によるほか、次によること。
- (2) 防火区画に用いる防火設備の種類とその構造方法の取り扱いは、次表によること。

条	項	号	区画種別	構造方法	
				遮炎性能 (第14項第1号)	遮炎性能・遮煙性能 (第14項第2号)
112	1	本文	面積区画	特定防火設備	
		2	適用除外階段等		特定防火設備
	2		準耐火 500 m ² 区画	特定防火設備	
	3		準耐火 1000 m ² 区画	特定防火設備	

4	2 項、3 項適用除外		特定防火設備
5	11 階以上 100 m ² 区画	防火設備	
8	5 項、6 項、7 項適用除外		防火設備
9	竪穴区画		防火設備
12	木造建築物異種用途区画		防火設備
13	異種用途区画		特定防火設備

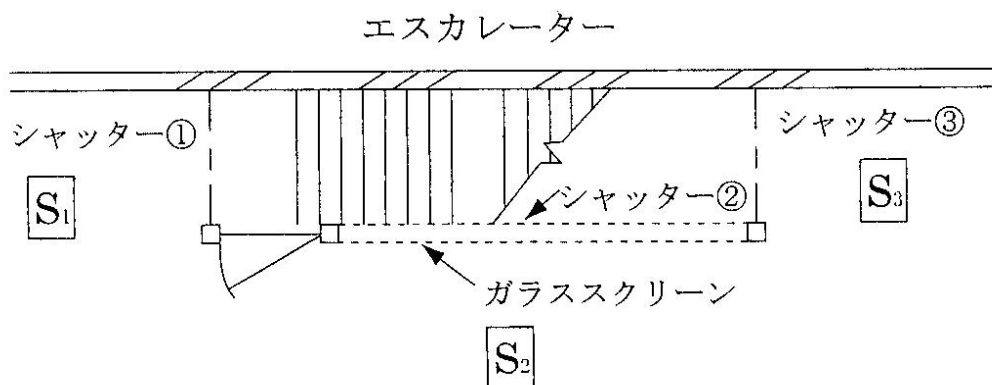
第 3-1 表 防火設備の種別とその要求性能(建基政令第 112 条第 14 項)

- (3) 建基政令第 112 条第 19 項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあつては面積が 3 m²以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、一の防火戸の大きさを規定しているものである。

なお、3 m²を超える防火設備にあつては、昭和 48 年建設省告示第 2563 号(改正 令和 2 年国土交通省告示第 508 号)第 1. 二. イからトまでに適合させること。

- (4) 一の竪穴区画に係る煙感知器連動の防火戸が同一階に 2 以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火設備はすべて閉鎖又は作動すること。また、連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること。

※第 3-1 図において、S1、S2 又は S3 のいずれかが作動した場合に、シャッター①、②及び③が閉鎖すること。



第 3-1 図

- (5) 竪穴区画に係る防火設備(感知器の作動と連動するもの)の閉鎖又は作動については次によること。

ア 階段については、感知器(当該部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。)が作動した階のみとすること。

イ 吹抜け部分については、感知器(吹抜け部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。)が作動した場合には全階作動すること。

- (6) 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖しなければならない防火設備から 10 m以内の部分、煙感知器の設置に不適当な場所及び非火災報を発するおそれがある開放廊下等である場合とは、次に掲げる場所であること。(昭和 48 年建設省告示第

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第3 防火区画

2563号(改正 令和2年国土交通省告示第508号))

- ア 換気口等の空気吹出口に近接する場所
- イ じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
- ウ 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
- エ 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
- オ 排気ガスが多量に滞留する場所
- カ 煙が多量に流入するおそれのある場所
- キ 結露が発生する場所

なお、アからキまでの場所に煙感知器を設置する場合は次のいずれかによること。

(ア) 煙感知器を蓄積型とする。◆

(イ) 非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二の感知器の作動の組合せにより連動させる。◆

(7) 監視規模が大きくなった場合は、防災センター等において防火設備の閉鎖又は作動状態も含めて監視できる中央制御方式とすること。◆

(8) 昭和48年建設省告示第2563号(改正 令和2年国土交通省告示第508号)第1.2.トで、防火戸の自動閉鎖機構(温度ヒューズ連動を除く。)は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては避難上の支障が生ずるおそれがない場合、予備電源を設置しないことができるものとする。(昭和49年建設省住指発第342号)

(9) 防火区画を構成する防火戸は、原則として常時閉鎖式とすること。ただし、防火対象物の使用形態の関係から、当該防火戸の開閉が頻繁に行われるなど、常時閉鎖式防火戸の設置が難しい場合には、防火戸の閉鎖に障害がないように配慮の上、随時閉鎖又は連動機構付きの常時開放式のものとすること。◆

5 風道及び防火ダンパー

(1) 防火ダンパーは第2.1.(3)によるほか、次によること。

(2) 予備電源としての自家発電設備室の換気風道は専用とし、当該換気風道については、機械換気設備の機械室及びポンプ室等(耐火構造の壁及び床又は特定防火設備で区画されたものに限る。)の部分を除きおおむね30分間以上の耐火性能を有するもので被覆等すること。

なお、当該換気風道が建基政令第112条等に規定する防火区画を貫通する場合は、当該防火区画内を通過する部分の風道は、耐火構造で造る等当該区画貫通部分に防火ダンパーを設けない構造とすること。

(3) 防火ダンパーは可能な限り防火区画の壁又は床の貫通部に直接取り付けること。

なお、やむを得ず貫通部の直近に設ける場合、貫通部と防火設備との間のダクトは厚さ1.5mm以上の鉄板とするか、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料(平成12年建

設省告示第1359号)で被覆すること。

- (4) 昭和48年建設省告示第2565号(改正 令和2年国土交通省告示第508号)で火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火設備とすべき場合は、風道が堅穴区画又は異種用途区画を貫通する場合及び風道そのものが堅穴的な構造である場合であること。

- (5) (4)の同告示中第1項第1号本文の括弧書については次のように運用すること。(第3-2図参照)

ア 最上階に設けるダンパーには煙感知器連動とする必要がないものがあること。

イ 火災時に送風機が停止しない構造のものにあっては、煙の下方への伝播も考えられることから、空調のシステムを総合的に検討する必要があること。

ウ 同一系統の風道において換気口等が一の階にのみ設けられている場合にあっては、必ずしも煙感知器連動のダンパーとする必要がないものであること。(昭和56年建設省住指発第165号)

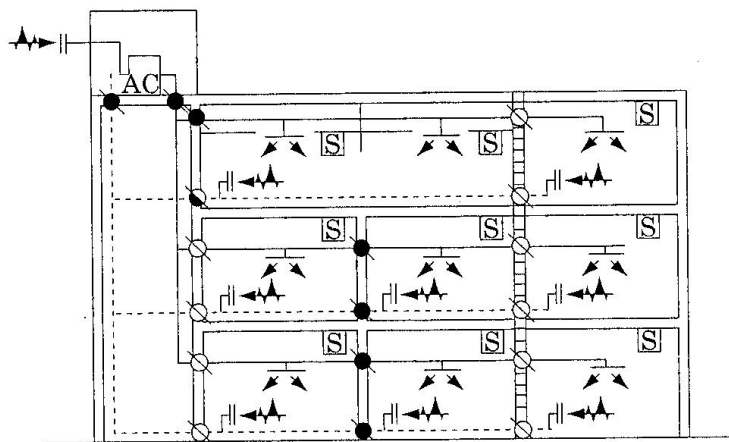
- (6) (3)によるダンパーの煙感知器は、間仕切壁等で区画された場所で当該ダンパーに係る風道の換気口等がある場合は、壁(天井から50cm以上下方に突出したたれ壁等を含む。)から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために60cm以上離すことができない場合にあっては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)に設けること。

なお、第3-3図のような場合、当該風道の吹出口又は吸込口がある部分のいずれの感知器の作動によっても閉鎖すること。◆

- (7) 温度ヒューズは、当該温度ヒューズに連動して閉鎖するダンパーに近接した場所で風道の内部に設けること。

第2章 消防同意事務審査要領

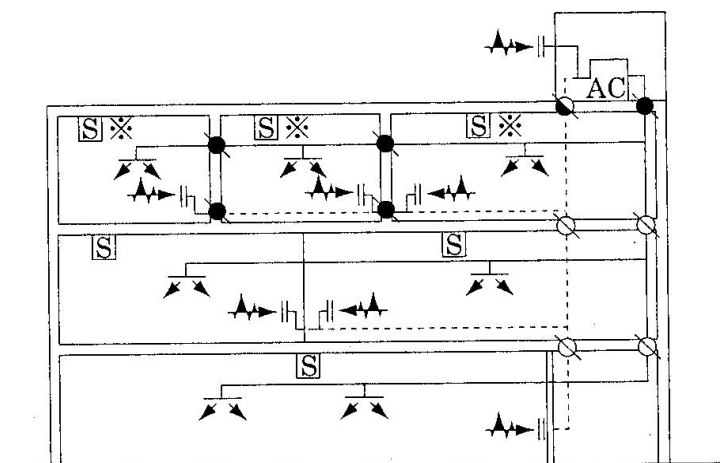
第2節 項目別審査要領 第3 防火区画



例 2

- ⊗ SFD
- SD
- FD
- ⊗ SD 空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合は、FD
- Ⓢ 煙感知器
- Ⓢ ※ 空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合は、不要
- AC 空調機
- Ⓢ 排気機又は給気機
- == 耐火構造等の防火区画(異種用途区画を除く)
- |||| 異種用途区画

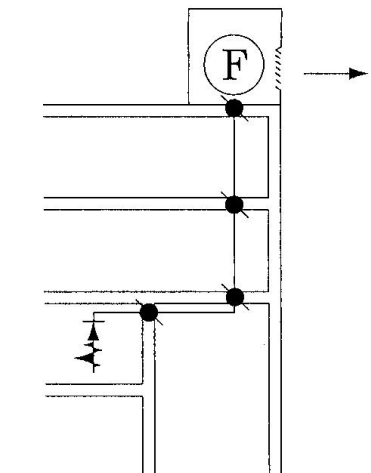
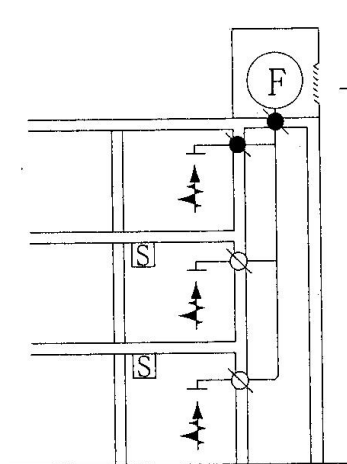
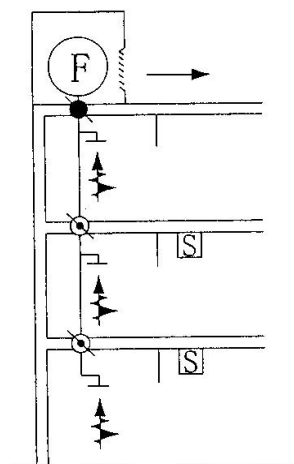
(注) 避難上及び防火上支障がない場合は、SFD を SD 又は FD とすることができる。



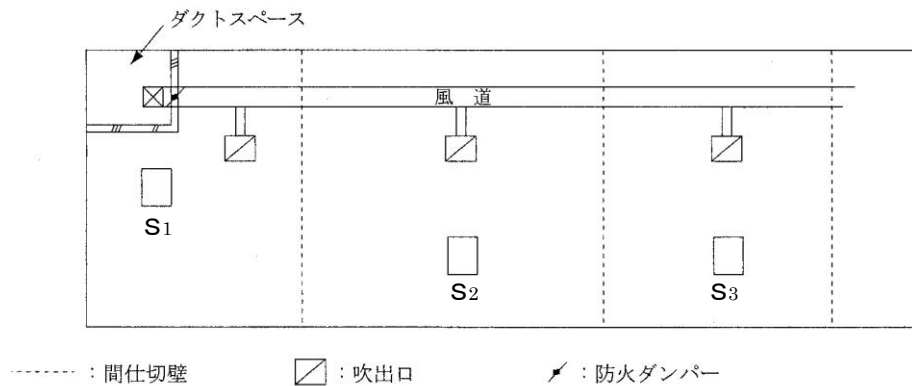
例 3(湯沸室系統)

例 4(便所系統)

例 5



第 3-2 図



第3-3図

6 防火設備の管理

- (1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するため、次に定めるところにより管理しなければならない。

ア 防火設備は、常時閉鎖式又は作動できるようにその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

イ 防火設備は、火災により生じる圧力、外気の気流等の影響により閉鎖又は作動に支障を生じないようにすること。

ウ 防火区画の防火設備(遮熱力のあるものを除く。)に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置かないこと。

エ 風道に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

- (2) 旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火設備は、夜間時に閉鎖又は作動状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖し又は作動するものにあつては、この限りでない。

7 共同住宅

- (1) 高層区画の適用除外基準(建基政令第112条第8項)

11階以上の200㎡以内の共同住宅の住戸で住戸ごとに区画されたもの。

- (2) 竪穴区画(建基政令第112条第9項)

200㎡以内の共同住宅の住戸内の階段の部分等については、区画を要しないことができること。

8 その他

- (1) 政令別表第1(5)項イのホテル等の宿泊室と廊下とを準耐火構造の壁で区画し、開

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第3 防火区画

口部には防火戸を設けること。◆

- (2) 建基政令第114条第1項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第112条第10項及び第11項に基づき、区画する界壁が接する外壁部分(90cm幅)を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火戸を設けるか、50cm以上突出した耐火構造の庇、若しくはそで壁を設けること。◆

- (3) 冷凍倉庫等において壁、床を断熱する場合、壁と床が接する部分に断熱材によって防火的な間隙が生じないようにすること。

※ 壁の断熱工事をした後、床版を取り付ける工法の場合に生じやすい。

- (4) カーテンウォール工法にあっては、床版先端とカーテンウォールとの間に間隙が生じやすいが、間隙にはモルタル等を十分に充てんすること。

また、カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。◆

- (5) プレキャストコンクリート板を使用する壁、床にあっては、所定の施工仕様に基づき目地部分の間隙充てんや端部の耐火被覆等を十分に行うこと。

- (6) 建基政令第112条第1項でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合、消防法令の基準に適合させること。◆

なお、同第129条で設ける場合も同様とする。

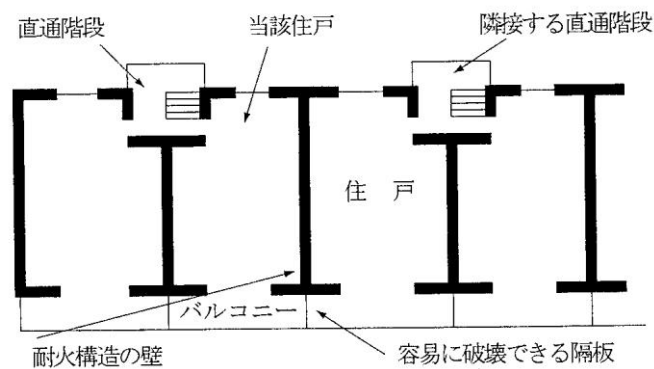
※ 設置に係るスプリンクラーヘッドの個数は、省令第13条の6第1項第1号の表中「その他のもの」とする。

第4 避難計画

1 避難施設等

(1) 階段室型共同住宅に対する建基政令第5章第2節の取扱い

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で一の住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段(以下この項において「隣接する直通階段」という。)に避難できる場合、建基政令第5章第2節の規定の適用に当たっては、当該住戸と隣接する直通階段とは同一の建築物内にあるものとみなす(第4-1図参照)。(昭和54年1月24日建設省建住指発第1号-2)



第4-1図

(2) 直通階段

ア 建基政令第120条の直通階段には、次のものは含まれないものであること。

(イ) 階段の踊り場等が居室等の一部を兼ねているもの

(イ) 階段出入口の位置から、上下階への階段の出入口が容易に見通せないもの、あるいは著しく離れているもの

イ 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは次によること。

(ア) バルコニー

a バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、当該階の各部分と容易に連絡されていること。

b バルコニーは、道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

※安全な場所に避難することができる手段とは、埋込みはしご等により地上への避難導線が確保されているものをいう。

c バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の壁は、耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は、その開口部に防火設備が設けられていること。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第4 避難計画

- d バルコニーの面積は、当該階の居室の床面積の合計の $3/100$ 以上かつ 2 m^2 以上であること。
- e 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 75cm 以上、高さは 1.8m 以上、下端の床面からの高さは 15cm 以下であること。
- f バルコニーは、十分外気に開放されていること。
- g バルコニーの床は、耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

(イ) 屋外通路

- a 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡されていること。
- b 当該階の各部分と容易に連絡されておいること。
- c 通路の一端は、直通階段に連絡され、他端は安全な場所に避難することができる措置が講じられていること。

※直通階段が外壁に接して設けられていない場合、又は通路を直通階段に連結することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全な場所に避難することができる手段を講じたもの。

- d 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーの場合と同様にされていること。

(ロ) その他これらに類するもの

下階の屋根、ひさし等(耐火構造のものに限る。)で、ア又はイのバルコニー、屋外通路と同等以上の避難上の効果を有するものは、その他これらに類するものとして取り扱うことができるものであること。

ウ 直通階段の避難階における構造等

建基政令第120条の直通階段を避難階においてはね上げ式とする場合は次によること。

(ア) 自動式であること。

(イ) 避難に当たって容易に設定することができること。

※地上等から容易に設定できることが望ましい。◆

(3) 2以上の直通階段

次に掲げる階段は、建基政令第121条で定める2以上の直通階段として扱えないものであること。

ア 2以上の階段が途中階(避難階を含む。)で一の階段となるもの

イ 2以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難動線となっているもの

(4) 屋外避難階段の構造

建基政令第123条第2項で定める屋外に設ける避難階段は、各階において階段周長の $1/2$ 以上が直接外気に開放されているものであること。

なお、手すりは、建基政令第25条により設置し、転落防止のためおおむね90cm程度(ただし、踊り場は110cm以上)とすること。

(5) 屋外への出口

ア 建基政令第125条第3項の適用にあたって、地上階と地下階がある場合の屋外出口の幅は、店舗の存する地上階の最大の床面積と地下階の最大の床面積を合算した床面積で幅員計算をすること。◆

イ 建基政令第125条に定める避難階の屋外への出口は回転扉としないこと。◆

(6) その他

ア 建基政令第120条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。◆

イ 階段の踊り場には、各階の表示をしておくこと。◆

ウ 避難経路となる通路、階段等の壁及び天井には避難上支障となる鏡等を設けないこと。◆

エ 直通階段が避難階において上層、下層のいずれにも連なる場合は、直通階段の階段室内に避難階である旨の表示等をしておくこと。◆

※避難口誘導灯、誘導標識を設置すること。◆

オ 避難通路等には、避難の障害となるような段差は設けないこと。

(7) 百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等

条例第41条で定める避難通路等については、あらかじめ指導するものし、取扱いは次によること。

(ア) 避難通路等の取扱い

a 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路というものであること。

b 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的として扱うものであること。

c 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から、主要避難通路又は避難口に通じるものであること。

d 食堂の厨房及びストック場は売場に含まないものであること。

e 避難口は次に掲げるものをいうものであること。

(a) 避難階の屋外へ通じる出入口

(b) 直通階段への出入口(避難階を除く。)

(c) 隣接建築物への連絡通路の出入口

(d) 地下街の店舗から地下道へ通じる出入口

(e) 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

(イ) 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第4 避難計画

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

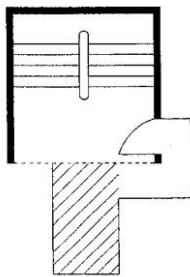
- a すべての避難口には、主要避難通路が設けられていること。
- b 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。
- c 主要避難通路の色別は、他の部分と色、材質又はテープ等により区分するものであること。

別記 避難通路の設け方(例)

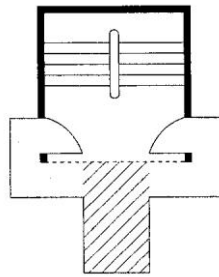
- 1 一の避難口に入出口が複数ある場合は次によること。

主要避難通路は一次的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、そで扉等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。(例1の1から例1の3参照)。

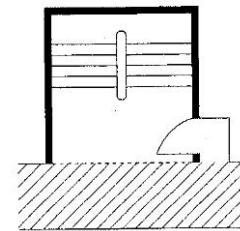
例1の1



例1の2

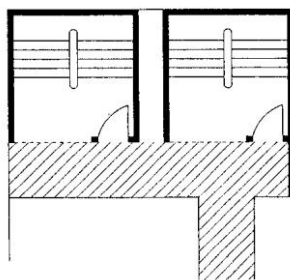


例1の3

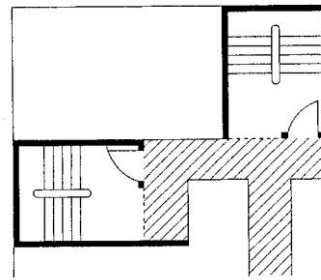


- 2 避難口が隣接している場合は原則として、次により保有すること。(例2の1から例2の5参照)

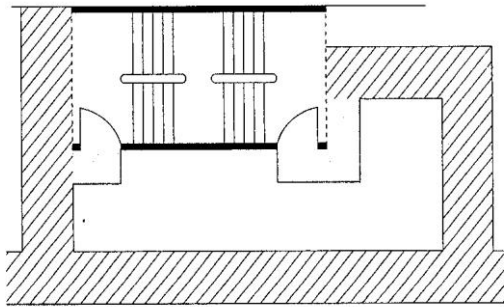
例2の1



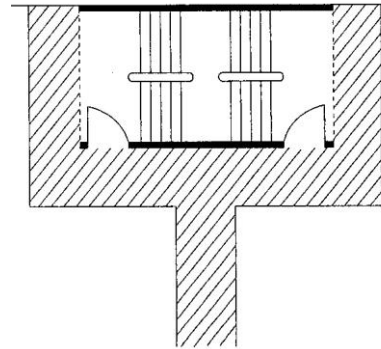
例2の2



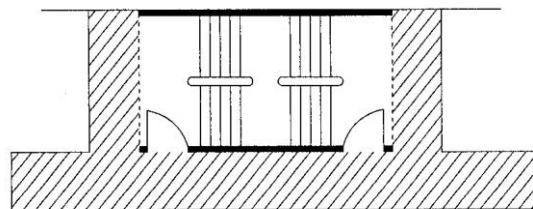
例2の3



例2の4



例2の5



3 防火区画(建基政令第112条第1項に規定する防火区画をいう。)されている階における避難通路の保有は次によること。

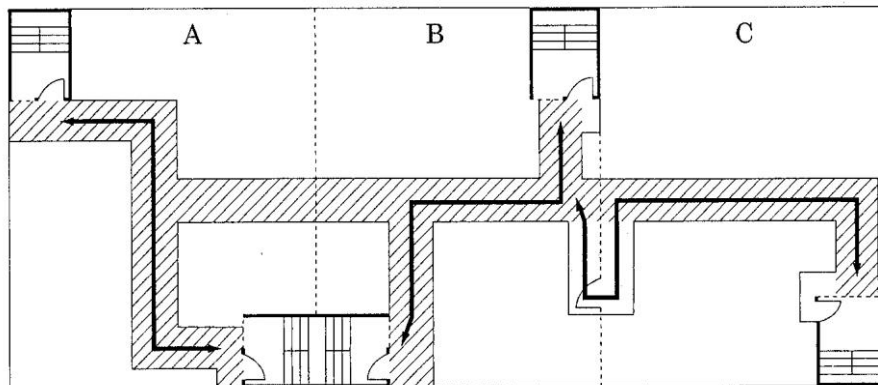
(1) 防火区画内で2方向避難ができる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに2方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする。(例3-A、B参照)

(2) 防火区画内で2方向避難ができない場合

階全体の主要避難通路が防火区画のシャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両面に保有するものとする。(例3-C参照)

例3



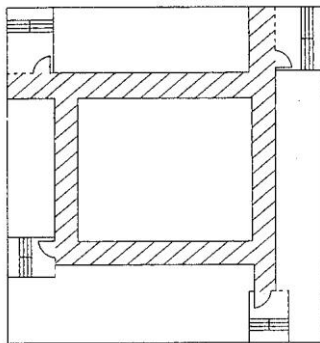
第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第4 避難計画

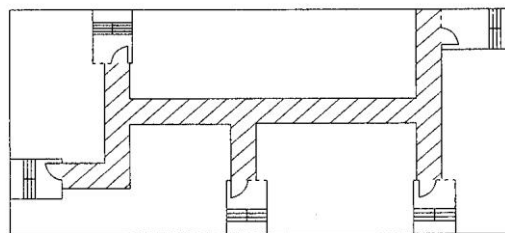
4 主要避難通路の配置は、ループ状又は棒状とすることが望ましいものであるが、その判断は次の条件によること。(例4の1、例4の2参照)

- (1) 売場の形態
- (2) 売場の規模
- (3) 避難口の位置
- (4) 売場のレイアウト

例4の1



例4の2



主要避難通路

凡例 補助避難通路

避難動線

第5 排煙計画

1 一般的事項

- (1) 建基政令第126条の2第1項第3号の「その他これらに類する部分(排煙設備の設置を要しない部分)」に該当する部分としては、他の部分と防火区画されている堅穴であるDS、PS、EPS部分等が該当するものとして扱う。

なお、「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」(平成12年建設省告示第1436号)にて昭和47年建設省告示第30号、建設省告示第31号、建設省告示第32号及び建設省告示第33号は、廃止されている。

- (2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)に規定する少年院、少年鑑別所法(平成26年法律第58号)に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法(昭和33年法律第17号)に規定する婦人補導院に設ける居房棟で、次の各号に該当するものについては、建基政令第126条の3の規定による排煙設備を設けないことができる。

なお、この場合、非常用進入口も設けないことができるものであること。

ア 主要構造部は、耐火構造とすること。

イ 居房は床面積50㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備、両面20分の防火設備若しくは開口面積の小さい監視用のガラスを設けた鉄製の戸で区画すること。

ウ 居房及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井(天井のない場合においては屋根)の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること。

- (3) 建基政令第126条の3第2項の「送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるもの」とは、押し出し排煙方式を示すものであること。

なお、構造方法については、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1437号)に規定されている。

2 防煙区画

- (1) 防煙区画部分はできるだけ単純な形状とすること。◆

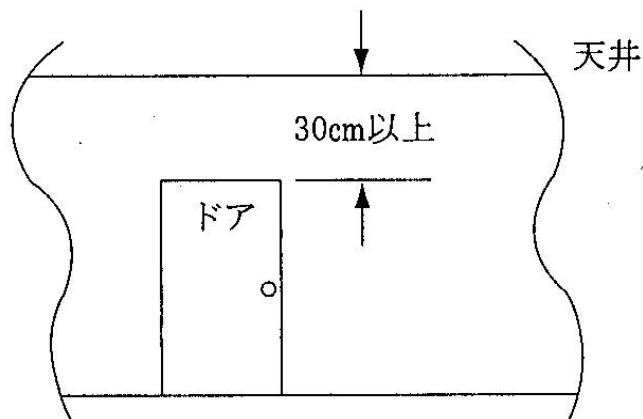
- (2) 防煙区画を垂れ壁で行う場合、接する防煙区画部分の排煙方式は相互に同じものとする。◆

- (3) 自然排煙方式の防煙区画部分と機械排煙方式の防煙区画部分とが接する場合、接する部分の区画方法は垂れ壁による区画とせず、完全な間仕切壁による区画とすること。この場合の区画に設けるドアは自動閉鎖装置付とすること。◆

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第5 排煙計画

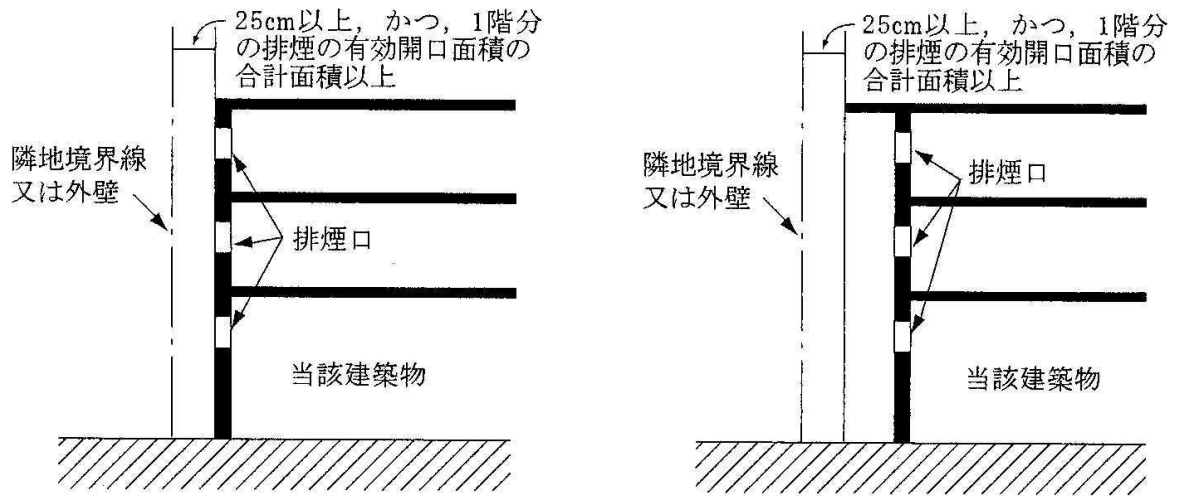
- (4) 防煙区画の垂れ壁は 50 cm 以上の突出が必要であるが、第 5-1 図のように常時閉鎖式防火戸(ストッパーなし)又は煙感知器連動防火戸を設けた開口部上部の垂れ壁は突出を 30cm 以上とすることができる。
- (5) 防煙区画は、廊下等の避難経路と他の室(火災の発生・拡大する危険性のないものを除く。)とを同一の区画としないこと。◆



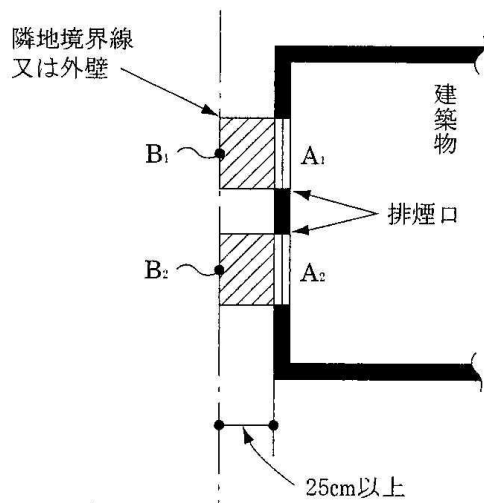
第 5-1 図

3 排煙口

- (1) 一の防煙区画部分が間仕切壁で数室に区切られている場合、排煙口を各室ごとに設けるか、又は天井チャンバー方式とすること。ただし、排煙上有効な欄間等がある場合はこの限りでない。
- (2) 排煙口は防煙区画部分の中央付近に設けること。
なお、防煙区画部分の形状が複雑な場合等で、一の排煙口では有効な排煙が期待できない場合は、排煙口を増やし、各部分から排煙口に至る煙の流路が曲折したものにならないこと。◆
- (3) 自然排煙口の開閉形式は、引き違い、回転、開き(両・片開き)、外倒し等の排煙効率の高いものとする。◆
- (4) 自然排煙口の内側又は外側には、シャッター等煙の排出に障害となるものを設けないこと。
- (5) 自然排煙口は隣接建築物の外壁等に近接(おおむね 25cm 以上)しないようにすること。なお、隣接建築物の外壁等に近接する部分以外に自然排煙口が設けられない部分は、機械排煙とすること。◆



(断面図)



$A_1 \leq B_1$ A: 排煙口の開口面積
 $A_2 \leq B_2$ B: 排煙上有効な開口面積

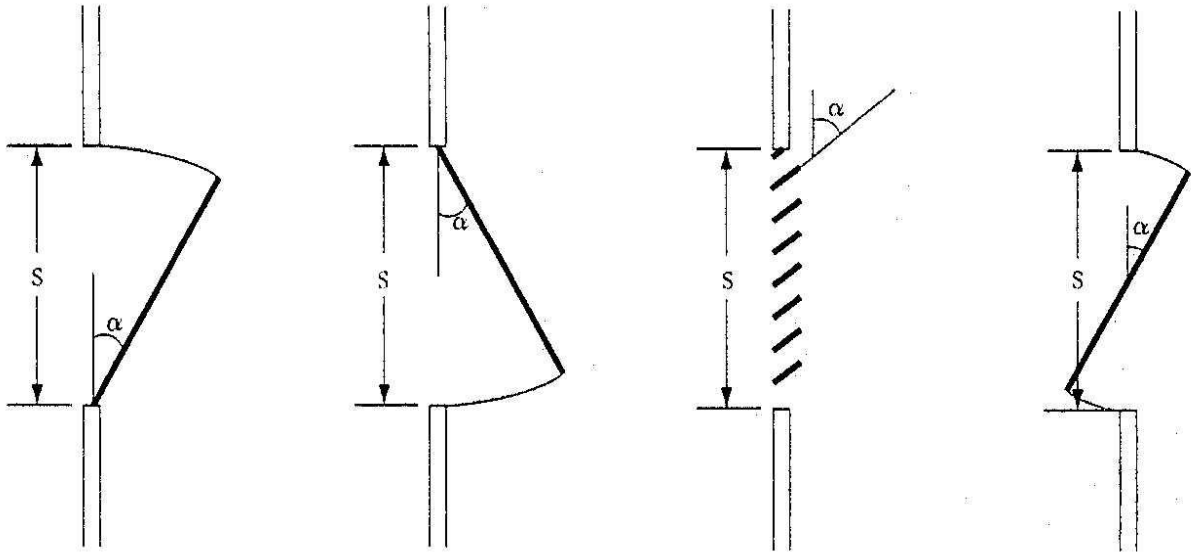
(平面図)

- (6) 第5-2図のような回転窓等の有効排煙開口面積は、次により求めること。(昭和46年12月4日 住指発第905号他)

S_0 : 有効排煙開口面積 S : 開口部面積 α : 回転角度
 $90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ$ の場合 $S_0 = S$ $45^\circ > \alpha > 0^\circ$ の場合 $S_0 = S \times \alpha / 45^\circ$

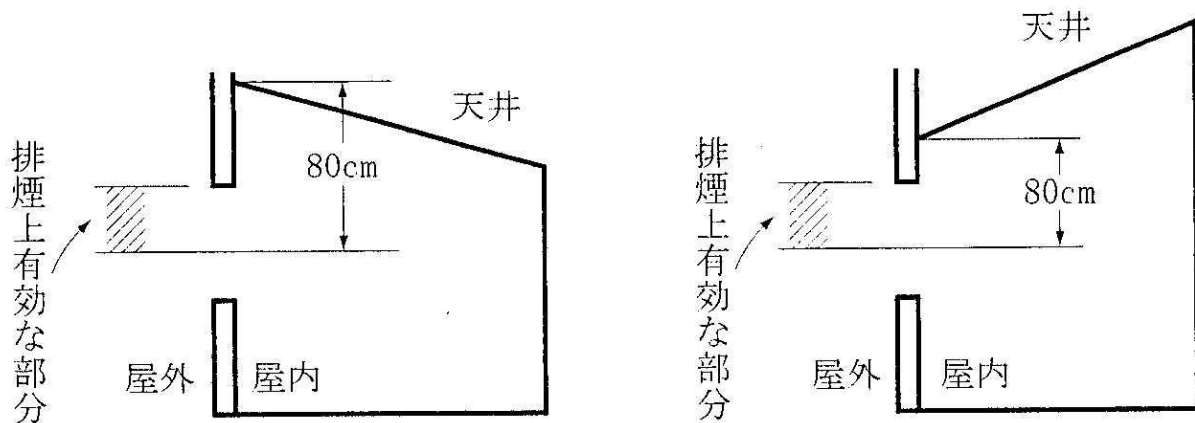
第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第5 排煙計画



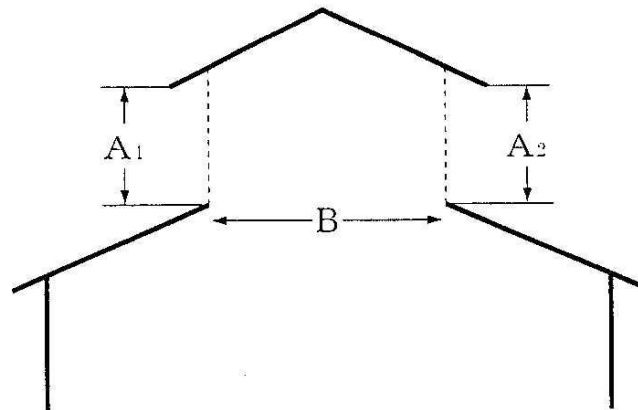
第5-2図

- (7) 天井の高さが異なる場合の自然排煙口の排煙上有効な部分は第5-3図の例によること。



第5-3図

- (8) 第5-4図のような越屋根で排煙する場合、 $(A_1 + A_2)$ 又はBのうち小さい方を有効排煙開口面積とすること。



第5-4図

4 手動開放装置

- (1) 操作をハンドル等で行うものにあつては、ハンドル等は取りはずしのできないように取り付けてあること。
- (2) 機械排煙方式で一の防煙区画に2以上の排煙口がある場合、各排煙口に手動開放装置を設け、一の手動開放装置の操作によって当該防煙区画内の排煙口はすべて開放すること。ただし、一の排煙口の開放によって基準の能力が得られる場合は、この限りでない。
- (3) 駐車用の供する部分が地階に存する場合、当該部分に設置される排煙設備の起動は、当該排煙区域の直近で容易に行えとともに、防災センター等から遠隔操作できるものとする。◆

5 排煙風道

- (1) 排煙風道は原則として鉄板製とし、コンクリートダクトは使用しないこと。◆
※コンクリートダクトは気密性が低く、面が粗く抵抗が大きいので好ましくない。
- (2) 堅ダクトはコンクリートシャフト内に納めること。◆
- (3) 排煙風道が防火区画を貫通する部分には、原則として防火ダンパー(280℃程度で閉鎖するもの)を設けること。
- (4) (3)の防火ダンパーは貫通する壁、床又はその直近に設け、主要構造部に堅固に取り付けること。
- (5) 排煙風道の断熱材は、次のいずれかを使用すること。
ア ロックウール(JISA9504)厚さ25mm以上
イ グラスウール(JISA9504)厚さ25mm以上、密度24kg/m³以上

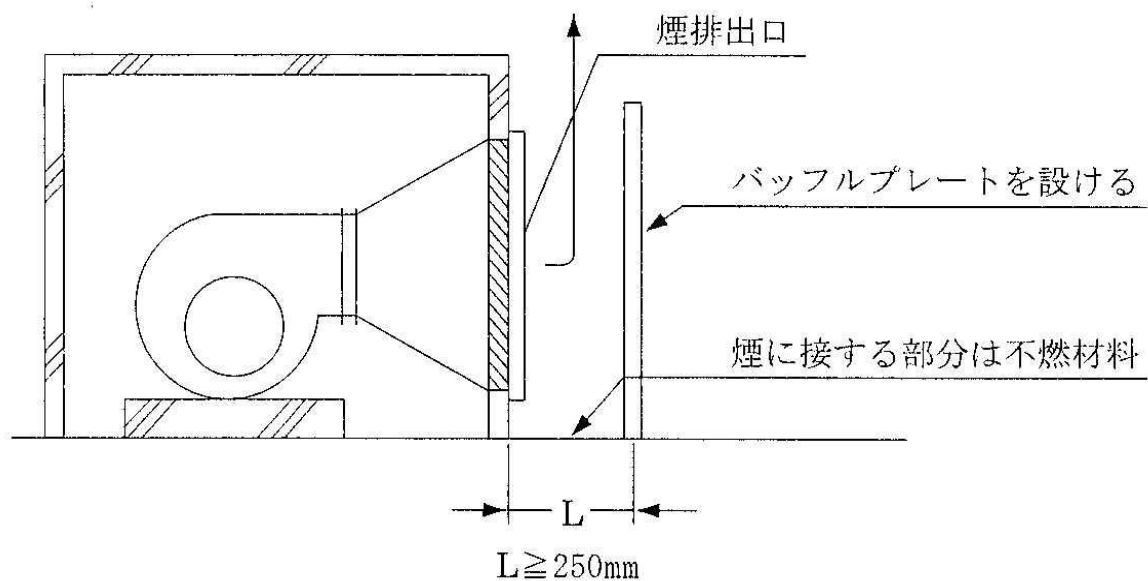
6 排煙機

- (1) 排煙機の容量は、風道等の流路抵抗及び漏気量を考慮したものであること。

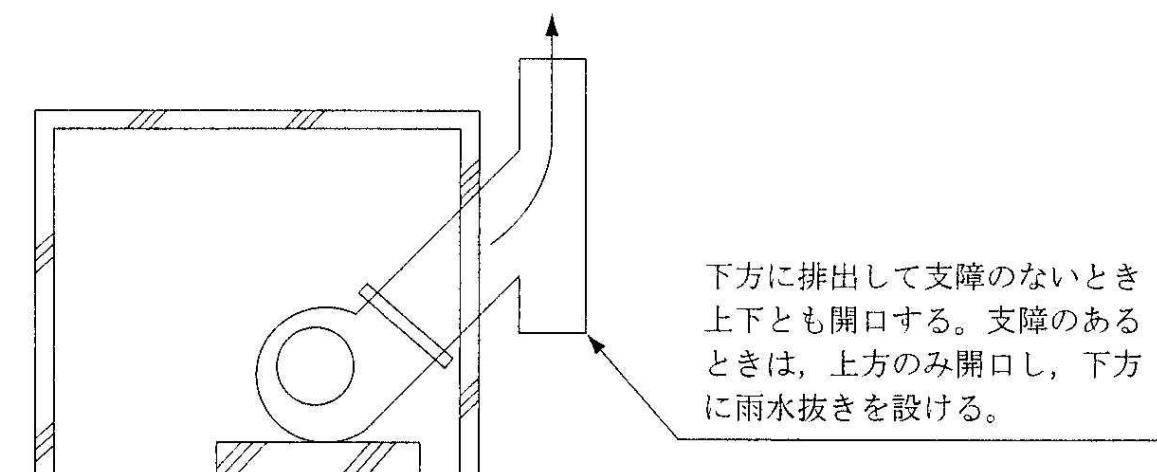
第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第5 排煙計画

- (2) 排煙機は、当該排煙機に係る最上階の排煙口よりも上部に設けること。◆
- (3) 排煙機は、保守点検が容易に行える場所に設けること。
- (4) 排煙機の吐出側には長い風道を接続しないこと◆
- (5) 煙排出口の位置、構造は、排出した煙が窓等から再び建築物内に流入しないようにすること。
- (6) 煙排出口が隣接建築物に近接している場合、第5-5図のような措置を講じること。
◆
- (7) 排煙機と空調機との兼用は原則として認められないものであること。



第5-5①図



第5-5②図

7 予備電源

排煙機の常用電源が断たれた場合の駆動をディーゼルエンジンによる方式のものについては、建基政令第126条の3第10号に規定する電源を要する機構とは解されない。予備電源を設置する必要はない。

ただし、次の要件を具備させること。◆

- (1) 起動前、又は運転中のいずれの場合にあっても、常用電源が断たれた場合には、自動的にディーゼルエンジン駆動回路に切り替えられること。◆
- (2) ディーゼルエンジンの燃料は、当該建築物の他の部分から防火上安全に区画されていること。◆
- (3) ディーゼルエンジンは、排煙ファン及び排煙ダクトからの熱伝導又は熱輻射から十分熱絶縁又は熱遮へいされていること。◆
- (4) 屋外に設置されるディーゼルエンジンその他機構上重要な機器は雨水、塵埃その他から保護すること。◆
- (5) 潤滑機構及び給気機構の加熱又は冷却装置を設けるなど、冬期又は夏期の機能低下を防止する措置を講じること。◆

(昭和46年7月30日 建設省住指発第510号)

8 配線

排煙設備に用いる配線は耐熱性能のあるものとする。こと。(昭和44年建設省告示第1730号、昭和45年建設省告示第1829号、平成28年国土交通省告示第696号、平成28年国土交通省告示第697号)

9 特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙設備等

- (1) 外気に向かって開ける窓(排煙用)は、風等により閉鎖するおそれのない構造とすること。
- (2) 排煙機を設ける場合の排煙口は、屋内から付室又は乗降ロビーに通じる出入口に近い位置に設けること。◆
※この場合、出入口の幅員以上の長さを有するスリット状排煙口を設けること。◆
- (3) 窓及び排煙口は、開放した場合に消火活動上又は避難上支障とならないものであること。
- (4) 給気口は、付室から階段室に通じる出入口又は昇降路の出入口と向い合った配置としないこと。◆

※出入口と給気口とが向い合っていると階段室又は昇降機内に煙が流入し易い。

第6 内装制限・防火材料

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 防火材料

(1) 不燃材料(建基法第2条第9号)

建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他建基政令第108条の2で定める性能をいう。)に関して、次に掲げるものとする。

ア 建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に掲げる要件(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、(ア)及び(イ))を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1400号)を用いるもの

(ア) 燃焼しないもの

(イ) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの

(ウ) 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 準不燃材料(建基政令第1条第5号)

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間前(1)．アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1401号)を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(3) 難燃材料(建基政令第1条第6号)

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間前(1)．アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1402号)を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

2 内装制限を受ける建築物等

建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表のとおりであること。

3 調理室等の火を使用する場所の取扱い

(1) 建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次のア又はイに掲げる仕上げとしなければならないこと。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第6 内装制限・防火材料

ア 準不燃材料でしたもの

イ アに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 建基政令第128条の4第4項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取扱いは次によること。

ア 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井からおおむね50cm以上下方に突出した不燃材料でつくり又はおおわれた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするものであること。

イ 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象としないものであること。

ウ 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること。(昭和46年1月29日建設省住指発第44号)

エ 電磁誘導加熱式調理器は、火気を使用しないため、建基法第35条の2に規定される「その他火を使用する設備若しくは器具」に該当しないことから、内装制限が適用されない。

ただし、条例等による規制については、電気を熱源とする火気使用設備・器具として適用することに留意すること。

4 組合せによる内装仕上げ

(1) 天井の仕上げ材を不燃材料でし、かつ、壁の一部を木材等を用いた仕上げとする場合等、これまでの規定と異なる方法によった場合でも同様の効果が期待できる場合があることが判明しているため、国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによる内装の仕上げができること。

(2) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げが、平成12年建設省告示第1439号で次のように定められたこと。

ア 建基政令第128条の5第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

(ア) 天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げにあつては、準不燃材料ですること。

(イ) 壁の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版(これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む、以下「木材等」という。)又は木材等及び難燃材料ですること。

イ 建基政令第129条第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、ア(イ)の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでないこと。

(ア) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

(イ) 木材等の取付方法は、次のa又はbのいずれかとする。ただし、木材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りでないこと。

a 木材等の厚さが10mm以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材(それぞれ相互の間隔が1m以内に配置されたものに限る。)に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

b 木材等の厚さが10mm未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

5 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

(1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の1/10を超える場合は内装制限の対象とすること。(昭和44年建設省住指発第149号、昭和45年建設省住指発第35号)

(2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。

ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等(格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。)

イ 和室のさお縁、天井のさお縁

6 居室から地上へ通じる通路の取扱い

建基政令第128条の5中の「その他の通路」には、「通路入口等に属するロビーの類」、「避難専用通路」、「避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分」等が含まれるものであること。(昭和44年5月1日建設省住指発第149号)

7 消防法令上の内装規制

(1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。

(2) 建基法令上では、床面1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあっては、床面から規制の対象範囲になること。

(3) 次のア及びイに該当する押入れその他これに類するもの又はウのフルユニットバス等の壁及び天井については、エに掲げる内装規定の適用にあたって室内に面する部

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第6 内装制限・防火材料

分として取り扱わないものであること。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に存すること。

イ 収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないこと。

ウ フルユニットバス、ユニット式の家庭用サウナ器及びトイレ・ブース

エ 内装規定

(ア) 政令第11条第2項(屋内消火栓設備に関する基準)

(イ) 省令第6条第2項(大型消火器具以外の消火器具の設置)

(ウ) 省令第13条第1項(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

(エ) 省令第26条第5項(避難器具の設置個数の減免)

(4) 次の場合は、前(3)．エの内装規定の適用を受ける壁又は天井として取り扱うものであること。

ア 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合(高さがおおむね2m程度以上のもの)や床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるよう間仕切りが設けられた場合

イ 壁又は天井の部分に回り縁、窓台その他これらに類する部分の木部等が露出する場合で、当該木部等の室内に面する部分の面積が、壁及び天井の表面積の1/10を超えるとき

8 防火材料の表示

(1) 成型品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料(以下「防火材料」という。)として認定されたもののうち成型品(工場等で製造された規格品)については、工場等から出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附することになっているので施工前に確認するよう指導すること。◆

(2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2か所以上に表示マークを附するよう指導すること。◆

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては意匠上差し支えない場所(例えば点検口裏等)に貼付することで差し支えないこと。◆

9 防火材料の施工上等の留意事項

(1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い材料を使用すると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので使用場所に応じた材料を選択すること。◆

(2) 認定された防火材料には、使用条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の

条件等を確認するものであること。

- (3) 内装の一部にプラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が表れないように(表面は断熱性を有する不燃材料で覆うこと。)するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることからあらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくこと。◆
- (4) 視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、不燃性の断熱材を使用すること。◆
- (5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合は、S型ダウンライトを使用することを原則として指導すること。ただし、ダウンライトの製造業者が指定する施工方法により設置する場合にはこの限りではない。◆

※S型ダウンライトとは、断熱材の施工に対して特別の注意を必要としないものであって、(一社)日本照明工業会規格に適合するものをいう。

別表

特殊建築物等の内装一覧

	用途等	対象となる規模			内装箇所	内装材料		
		耐火建築物	準耐火建築物	その他		不燃	準不燃	難燃
①	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計 $\geq 400\text{ m}^2$	客席の床面積の合計 $\geq 100\text{ m}^2$		居室の天井及び壁(床から1.2 m以下の腰壁を除く。)	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
②	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等	3階以上の合計 $\geq 300\text{ m}^2$ (注1)	2階部分の床面積の合計 $\geq 300\text{ m}^2$ (病院、診療所については、収容施設がある場合に限る。)(注1)	床面積の合計 $\geq 200\text{ m}^2$	居室の天井及び壁(床から1.2 m以下の腰壁を除く。)	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
③	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイト	3階以上の床面積の合計 $\geq 1,000\text{ m}^2$ (注1)	2階部分の床面積の合計 $\geq 500\text{ m}^2$	床面積の合計 $\geq 200\text{ m}^2$	居室の天井及び壁(床から1.2 m以下の腰壁を除く。)	○	○	○

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第6 内装制限・防火材料

	クラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店(>10㎡)				廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
④	自動車車庫、自動車修理工場	全 部			当該用途部分、通路の天井及び壁	○	○	—
⑤	地階又は地下工作物内に設ける居室を①～③の用途に供する特殊建築物	全 部			居室、廊下、階段その他の通路	○	○	—
⑥	学校、体育館及び高さ 31m以下の②の用途部分を除くすべての用途 (注 2)	階数 3 以上：延べ面積>500 ㎡ 階数 2 以上：延べ面積>1,000 ㎡ 階数 1 以上：延べ面積>3,000 ㎡			居室の天井及び壁(床から 1.2 m 以下の腰壁を除く。)	○	○	○
					廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—
⑦	排煙上無窓の居室(天井から 80cm 以内の開放できる窓が居室床面積の 1/50 未満)	当該居室の床面積>50 ㎡ (ただし、天井の高さが 6mを超えるものを除く。)			居室、廊下、階段その他の通路等の天井及び壁	○	○	—
⑧	採光無窓の居室(建基政令第 20 条の有効採光のない温湿度調整を要する作業室等)	全 部 (ただし、天井の高さが 6mを超えるものを除く。)						
⑨	住宅及び併用住宅の調理室、浴室等		階数 2 以上の建築物の最上階以外の階		調理室等の天井及び壁	○	○	—
⑩	住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等		全 部					
⑪	①、②及び③の	3 階以上の階に居室があるもの			居室の天井	○	○	—

	用途					
⑫	政令別表 1(6) 項ロの用途	全 部	居室（入所者の日常生活のために使用するものに限る。）の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。）	○	○	—
			廊下、階段その他の通路の天井及び壁	○	○	—

注1 100㎡（共同住宅にあっては200㎡）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されている部分の居室を除く。

注2 100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画され、かつ①～④の用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下の部分にあるものを除く。

第7 避難上の安全の検証

1 避難上の安全の検証を行う建築物の階、建築物に対する基準の適用

基準の内容は全体にわたって、性能要求の基本的な内容は建基法で規定されており、性能要求への適合検証の前提となる火災条件、安全性判断基準を建基政令で規定され、検証のための計算方法や性能要求を満たすことが認められた仕様を告示に規定されている。

平成12年6月1日の建基政令の改正において、避難上の安全の検証を行う建築物の階又は建築物に対する基準の適用(建基政令第129条、第129条の2)として建築物において火災が発生した場合に、当該建築物内の在館者の避難行動を予測し、同時に火災による煙、ガスの状態を予測することにより、火災時の避難の安全性を確認する検証法が規定された。この検証法は大臣認定とは異なり、建築物個々の特性によって建基政令、告示に定める検証方法、数値及び計算式により火災時の避難の安全検証を確認するものである。

建基政令には避難関係規定として一定規模以上の建築物について、次のような項目について規定を設けている。

- ・火災による煙等の拡大経路となりやすい階段室等の堅穴の部分の区画、消防隊による救助活動等の困難が特に予測される11階以上の階における区画等に関する規定
- ・直通階段までの歩行距離、廊下の幅、避難階段の構造等の避難施設に関する規定
- ・排煙設備、非常用照明装置、非常用進入口、敷地内通路等の設置、構造に関する規定
- ・居室、通路等の内装の仕上げに係る規定

以上の項目内容について、検証法を導入し、避難上の安全の検証を行い、建築物の階又は建築物で、避難安全性能を有することを確認められたものについては、別記「各種検証法による区画等適用除外リスト」に掲げる規定の一部について適用しないこととしている。

ただし、消防活動の確保など、各避難安全検証法によって性能を満たしていることが確認められないその他の規定については適用除外とすることができない。避難規定を適用する際に、その検証方法を建基政令において次の各ア又はイの選択肢が示されている。

(1) 避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用

- ア 階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確認められたもの(建基政令第129条第1項)
- イ 大臣の認定を受けたもの(建基政令第129条第1項)

(2) 避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用

- ア 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確認められたもの(建基政令第129条の2第1項)

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第7 避難上の安全の検証

イ 大臣の認定を受けたもの(建基政令第129条の2第1項)

なお、各アの検証法では自力避難を前提としているため、病院などのように避難に介助を必要とする用途は対象にならない。

2 審査上の留意事項

(1) 共通事項

- ア 本検証を行う建築物の対象は主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材であるものに限ること。
- イ 1. (1). ア及びイの基準の適用は双方を同一階において同時に適用されていないことを確認すること。
- ウ 1. (2). ア及びイの基準の適用は双方を同一建築物において同時に適用されていないことを確認すること。
- エ 1. (1). ア及び 1. (2). アの基準は建基政令及び告示で定める用途等から該当しないもの及び係数を得られないものは、適用できないこと。
- オ 1. (2). アの基準の適用は 1. (1). アの基準の適用により全階において検証され、階避難安全性能を有するものであることについて確認されていることで、適用されるものであること。
- カ 前1の適用除外条文及び項目を 1. (1). ア及びイの基準の適用ごとに確認すること。
- キ 各検証法の内容が記録されたものが保管されていること。
- ク 各検証法を適用した階及び建築物の検証条件(用途等による係数、計算式等)が維持されており、変更されていないこと。
- ケ 本各検証法は在館者の避難上の安全を検証するもので、初期の火災を想定していることから、火災最盛期時における避難上の安全及び消防活動上の安全性を確保できるように避難施設の防火安全性、消火活動拠点の確保を指導すること。◆

(2) 階避難安全検証法

- ア 主に次のことに留意すること。
- (ア) 各居室避難の検証において、当該階すべての居室について検証されていること。
- (イ) 検証する居室の用途による歩行速度、在館者密度、積載可燃物量等の代入数値と相違しないことを確認すること。
- (ウ) 歩行距離は当該居室の最大値となる距離を採用していること。
- (エ) 居室が連続している場合は1の居室として検証していること。
- (オ) 居室出口幅の算定における有効出口幅は当該居室の内装の仕上げ材質により異なることから、内装の仕上げを確認すること。
- (カ) 煙等発生量は前(イ)、(オ)と同様に確認すること。
- (キ) 有効排煙量は当該居室の防煙区画に設けられた排煙設備に応じた計算を行って

いることから、その適用排煙設備の種別を確認すること。

(ク) 階避難の検証において、当該階の居室以外の室についても居室と同様に検証していることを確認すること。

イ 火災の発生のおそれの少ない室は、次のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げを建基政令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げをしたものとする。

(ア) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの。

(イ) 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの。

(3) 全館避難安全検証法

ア 主に次のことに留意すること。

(ア) 当該建築物の全階について階避難安全検証法により検証されていること。

(イ) 避難開始時間等は建築物の用途により、計算されるものであること。

イ 政令第28条により設置される排煙設備は当該検証法による機能上の適用除外はないものであること。

別記

各種検証法による区画等適用除外リスト

条	項	号	内容	耐火設計法	防火区画検証法	階避難安全検証法	全館避難安全検証法
112条	1	本文	1,500 m ² 区画	○	○		
		1	用途除外 劇場等	○			
		2	用途除外 階段等	○			
	2		準耐火 500 m ² 区画				
	3		準耐火 1,000 m ² 区画				
	4	本文	用途除外				
		1	体育館等				

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第7 避難上の安全の検証

		2	階段等				
	5		11 階以上 100 m ² 区画	○	○		○
	6		5 項 200 m ² 緩和	○	○		
	7		5 項 500 m ² 緩和	○	○		
	8		5、6、7 項適用除外	○	○		
	9	本文	堅穴区画	○	○		○
		1	吹抜け	○	○		○
		2	一戸建住宅 200 m ²	○	○		○
	10		1 項～5 項、9 項スパン ドレル	○	○		
	11		10 項開口部	○			
	12		木造等建築物区画	○	○		○
	13		異種用途区画	○	○		○
	14		区画種別	○	○		
	15		給水管等の区画貫通	○			
	16		換気等の区画貫通	○	○		
114 条	1		界壁・間仕切壁の設置	○			
	2		学校等の間仕切壁	○			
117 条	2		避難規定別建築物	○			
119 条			廊下の幅員			○	○
120 条	1		直通階段の設置	○		○	○
	2		直通階段の歩行距離緩和	○		○	○
	3		直通階段の歩行距離緩和			○	○
	4		直通階段の共同住宅歩行距離緩和	○		○	○
121 条	2		2 以上直通階段倍読み	○			
122 条	1		避難階段の設置	○	○		
123 条	1	1	避難階段室耐火区画	○	○		○
		4	避難階段屋外に面する開口部スパン ドレル	○	○		
		5	避難階段内開口部	○	○		
		6	避難階段室出入口	○	○		○
	2	2	屋内からの階段室入口				○
	3	1	特避付室の設置	○	○	○	○
		2	特避階段室等耐火区画	○	○		○
		5	特避階段室開口部	○	○		
		9	特避付室出入口	○	○	○	○
		11	特避付室面積	○	○	○	○

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第7 避難上の安全の検証

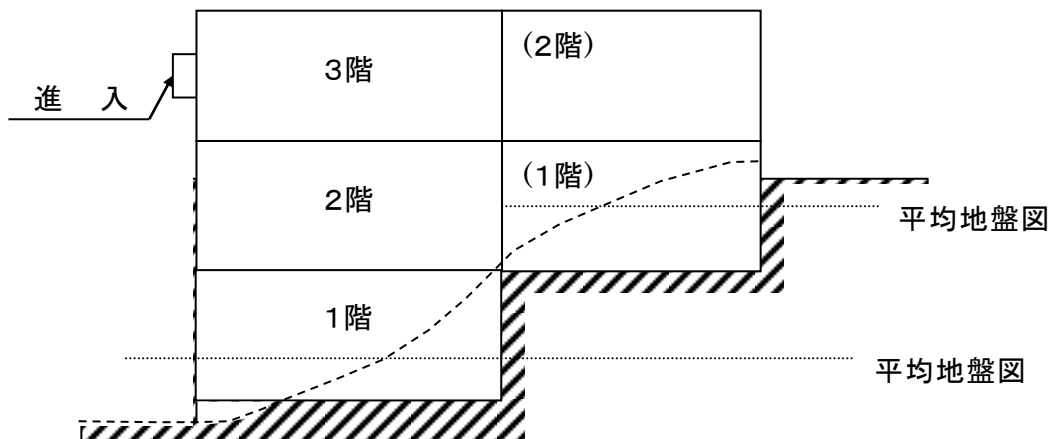
123条 の2			共同住宅住戸出入口	○			
124条	1	1	物販店舗階段幅の合計				○
		2	物販店舗階段出入口幅			○	○
125条	1		屋外への出口歩行距離				○
	3		物販店舗屋外への出口幅				○
126条 の2	1	1	排煙設備の設置	○	○	○	○
		2	設置除外部分	○	○	○	○
		3	設置除外部分	○	○	○	○
		4	設置除外部分	○	○	○	○
		5	設置除外部分	○	○	○	○
	2		排煙別建築物	○	○	○	○
126条 の3			排煙設備の構造			○	○
128条 の4	4		火気使用室内装	○			
129条	1		内装制限緩和	○	○	○	○
	3		通路等の内装			○	○
	4		内装制限緩和	○	○	○	○
	5		無窓の居室の内装			○	○
129条 の2	1		階避難安全検証法	○			
129条 の2の2	1		全館避難検証法Ⅰ	○			
129条 の2の5	1		給水管等の区画貫通	○	○		
129条 の13の 2			非常EV設置免除	○	○		
129条 の13の 3	3	3	非常EVロビー出入口	○	○		
		4	非常EVロビー耐火区画	○	○		
	4		非常EV昇降路区画	○			
145条	1	1	道路内建築 耐火構造	○			
		2	道路内建築 構造	○			

第8 非常用の進入口

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 設置対象

- (1) 建築物の同一の階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として建基政令第126条の6に定める非常用の進入口(以下「進入口」という。)を設けるものであること(第8-1図参照)。
- (2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m以下の階には進入口を設けること。◆



第8-1図

2 道又は道に通じる通路等

建基政令第126条の6第2号及び第126条の7第1号に定める「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地」は次によること。

- (1) 道は、幅員4m未満のものを含むものであること。
- (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する建築物には、消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けること。◆
- (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。
- (4) 通路その他の空地は、軟弱地盤、樹木、階段状通路、塀等の進入障害又は外壁後退による架梯障害にかかわらず通路、空地等に含まれるものであること。
- (5) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第8 非常用の進入口

- (6) 幅員 4m以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地に含まれるものであること。

3 代替開口部

建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」(以下「代替開口部」という。)の取扱いは次によること。

- (1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。

※消防活動上支障のない高さは、おおむね 1.2m以下であること。

- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。

- (3) 代替開口部は、進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は 25m以下とすること。

- (4) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えるものである。

ア 屋外から開放できる窓等

イ 破壊が容易な普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等(ガラスの厚さが 6mm 以下のもの)

ウ 破壊が容易な強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等(ガラスの厚さが 5mm 以下のもの)

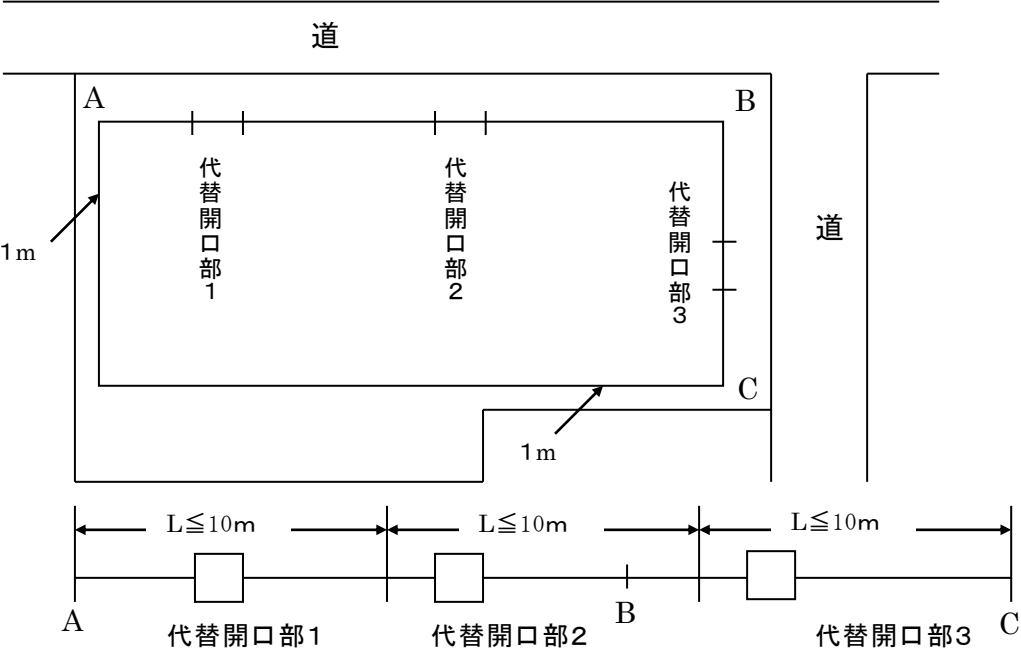
エ 網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが 6.8mm 以下のもの)

オ 前エ以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー又は屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが、10mm 以下のもの)

カ 合わせガラス(JIS R 3205)入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置されている鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの(フロート板ガラス 6.0mm 以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下)

キ 前カ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置されている鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 3.0mm 以下+

- PVB60mil 以下+型板ガラス 4.0mm 以下)
- (5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。
- ア 網入板ガラス、線入板ガラス、合わせガラス又は倍強度ガラスのはめ殺し窓等
- イ 屋外から開放できない鉄製の扉
- ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓等
- (6) 代替開口部相互間の距離は、おおむね 10m 以内とすること。◆
- ※建基政令では壁面を 10m 以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意的な位置に設けることとなっている(第 8-2 図参照)。
- (7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が 20 cm の正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除く。◆
- (8) 代替開口部の取扱いについては、第 8-1 表を参考にすること。



第 8-2 図

開口部の条件			非常用進入口・代替開口部	
			足場有り	足場無し
ガラス開口部の種類				
普通板ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い戸	○	○
フロート板ガラス				
磨き板ガラス				

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第8 非常用の進入口

型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス		F I X	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化板ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0mm 以下+PVB30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB60mil(膜厚 1.52mm)以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB60mil(膜厚 1.52mm)以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB60mil(膜厚 1.52mm)以下+型板ガラス 4.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。により評価し、全体の判断を行う。			

備考	1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー(建基政令第126条の7第5号に規定する構造のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの 3 「F I X」とは、はめ殺し窓等をいう。 4 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの [凡例] ○・・・開口部として取り扱うことができる。 △・・・ガラスを一部破壊し、外部から開放することができる部分(引き違い戸の場合概ね 1/2 の面積で算定する。)を開口部として取り扱うことができる。 ×・・・開口部として取り扱うことはできない。
----	--

第8-1表 非常用進入口(代替開口部)の判定としての開口部構造の取扱い

4 進入口の間隔、構造

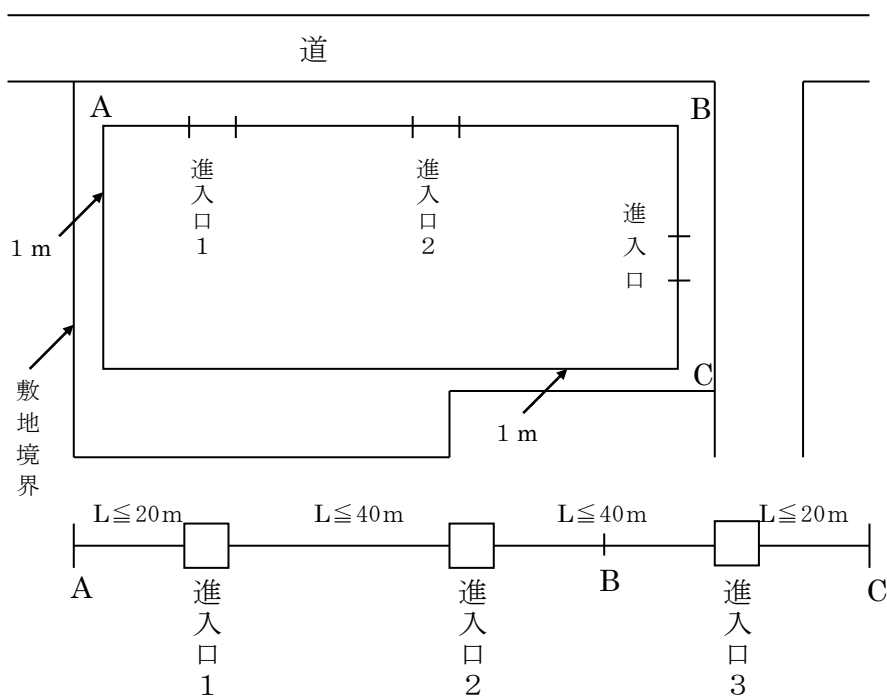
(1) 進入口の間隔は次によること。

ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。

イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から20m以内とすること(第8-3図参照)。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第8 非常用の進入口



第8-3図

(2) 進入口の構造

次の構造の開口部は、建基政令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱えるものであること。

ア 前3.(4)に掲げる開口部

イ 網入板ガラス又は線入板ガラスのはめ殺し窓等

(3) バルコニーは次によること。

ア バルコニーには手すりを設け、その高さはおおむね1.1mとすること。

イ 建基政令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

5 非常用の進入口の設置を要しない階

建基政令第126条の6の規定に基づき、非常用の進入口の設置を要しない階は、その直上階又は直下階から進入することができるもので、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は次に掲げる国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階であること。

(1) 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれのあるもの。

ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物

イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物

ウ 爆発物を取り扱う建築物

エ 変電所

- (2) 次に掲げる用途に供する階(階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合するものに限る。)に進入口を設けることによりその目的の実現が図られないもの。

ア 冷凍倉庫

イ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途

ウ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途

- エ 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途(平成12年5月31日 建設省告示第1438号)なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

6 共同住宅の取り扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、(1)から(3)までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。(昭和46年11月30日 建設省住指発第826号)

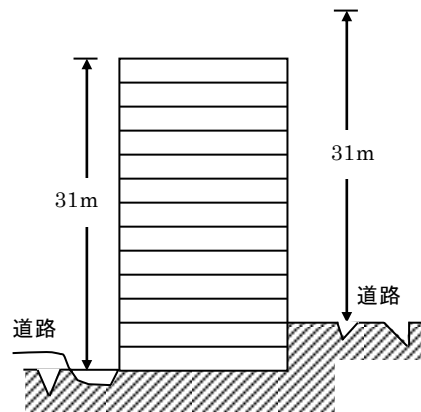
- (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けてあること。
- (2) 階段室型共同住宅にあつては、各階段室に進入可能な開口部が設けてあること。
- (3) 廊下型共同住宅にあつては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けてあること。

第9 非常用の昇降機(エレベーター)

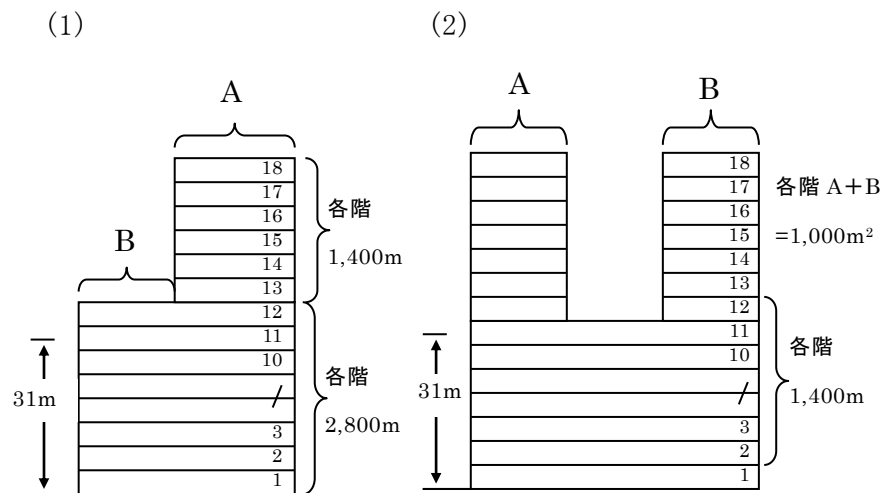
1 設置対象

(1) 建築物の部分によって地盤面が異なる場合は、低い地盤面を基準として非常用エレベーターを設置すること(第9-1図参照)。

また、階高の異なる建築物が複数棟接続され、1棟となっている場合には、31mを超える棟の部分には非常用エレベーターの設置が必要であること(第9-2図参照)。



第9-1図



- (1) A,B 部分に各 1 台
ただし、12 階以下の階の平面形態が避難上および消火上有効であると認められる場合は A 部分のみに設けることができる。
- (2) A,B 部分に各 1 台

第9-2図

(2) 高さ 31m を超える部分の階数が 4 以下で、当該部分を 100 m² 以内に防火区画(建基政令第 129 条の 13 の 2 第 3 号の規定に定めるもの)されたものにあっても、病院、ホ

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第9 非常用の昇降機(エレベーター)

テル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置すること。◆

- (3) 非常用エレベーターの設置義務のない防火対象物にあっても地下4階以下の階が存する場合には、避難階から地下4階以下に通ずる非常用エレベーターを設置すること。◆

2 非常用の昇降機の設置を要しない建築物

建基法第34条第2項の規定により非常用の昇降機の設置を要しない建築物は、次の各号のいずれかに該当するものであること。(建基政令第129条の13の2)

- (1) 高さ31mを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- (2) 高さ31mを超える部分の各階の床面積の合計が500㎡以下の建築物
- (3) 高さ31mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基政令第112条第14項第1号イ及びハに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの(廊下に面する窓で開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を含む。)で区画されているもの
- (4) 高さ31mを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

3 設置台数

非常用エレベーターの数は、高さ31mを越える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表の数以上とすること。

	当該階の床面積	非常用エレベーターの数
(1)	1,500㎡以下の場合	1
(2)	1,500㎡を超える場合	3,000㎡以内を増すごとに(1)の数に1を加えた数

4 設置位置

非常用エレベーターは次により配置されていること。

- (1) 消防車両及び防災センターから容易に到達できる位置とすること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。◆
- (2) 2基以上設ける場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保って配置しなければな

らないこと。また、一方に偏在することなく、建築物の各部分から平均して到達できる位置とすること。◆

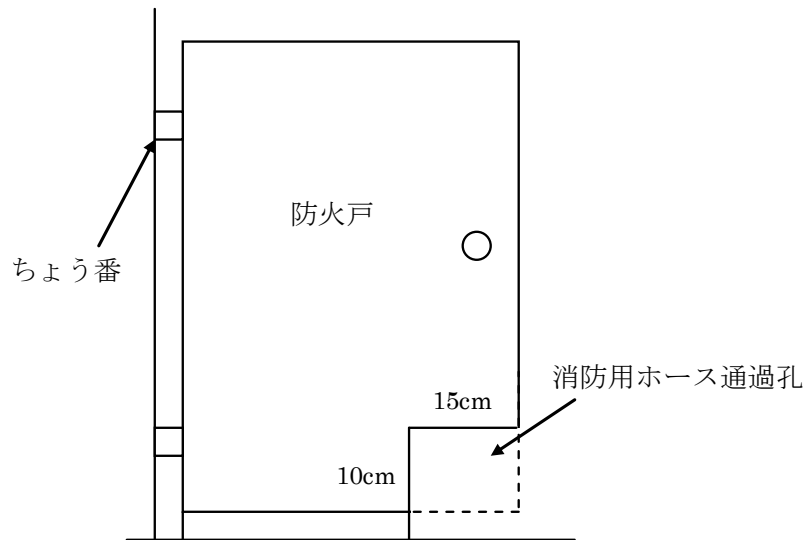
5 乗降ロビー

- (1) 乗降ロビーの大きさは、1 台あたり 10 m²以上とし、特別避難階段付室兼用の場合は 15 m²以上とすること。
- (2) 一般用エレベーターの乗降ロビーとは兼用しないこと。
- (3) 乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備については、第 5. 9 による。
- (4) 予備電源を有する照明設備は、昭和 45 年建設省告示第 1830 号(改正 平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1405 号)に準じて設けること。
- (5) 乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。◆
- (6) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。◆
- (7) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りでない。◆
- (8) 特別避難階段の付室を兼ねない乗降ロビーの扉は、外開きであること。◆
- (9) 乗降ロビーの出入口は、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。◆
- (10) 屋上部分に緊急離着陸場等が設置されている場合には、非常用エレベーターが屋上部分まで着床できること。◆
- (11) 非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段の付室には屋内消火栓、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビー等から屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、次により消防用ホース通過孔を設けること。◆
 - ア 位置はちょう番の反対側下部とすること。
 - イ 幅及び高さは、それぞれおおむね 15 c m 及び 10 c m とすること。◆
 - ウ 消防用ホース通過孔の部分は手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持でき、かつ、平成 12 年建設省告示第 1360 号第 2 の構造とすること。◆
 - エ 消防用ホース通過孔部分は蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること。(第 9-3 図参照)◆

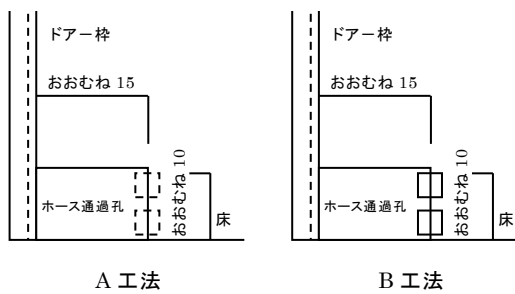
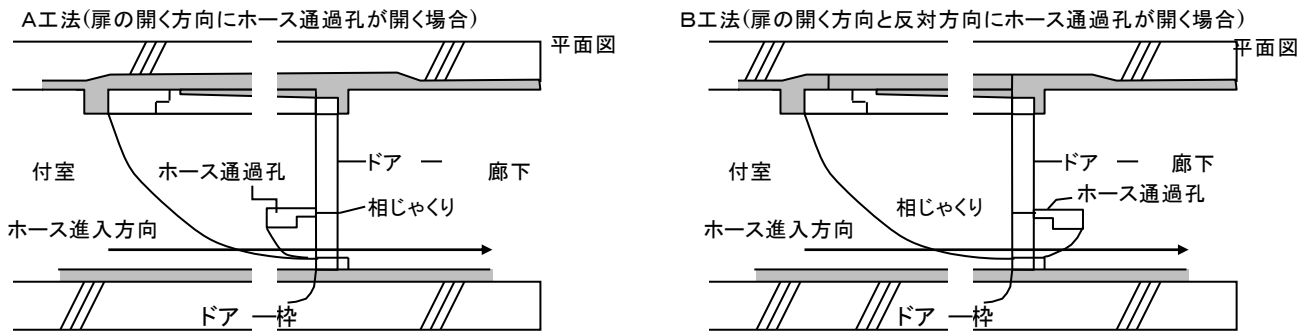
なお、当該消防用ホース通過孔について、平成 12 年建設省告示第 1360 号第 2 に定める構造に適合すれば当該通過孔の開き方向は、第 9-4 図の A、B いずれの工法で施工しても差し支えないものであること。◆

第2章 消防同意事務審査要領

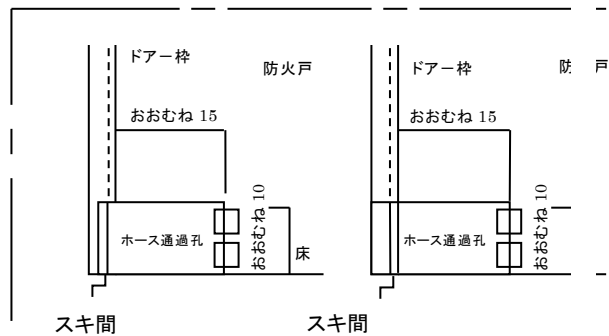
第2節 項目別審査要領 第9 非常用の昇降機(エレベーター)



第9-3 図



○ 枠 ホース通過孔とも欠込まない方法
(ただし、B工法については、扉を一度手前に引いてホース通過孔を開放する必要がある。) (単位:cm)



○ 枠を欠込む方式(B工法の変形)
平成12年建設省告示第1360号
第2に適合しない

○ ホース通過孔を欠込む方法
(B工法の変形)
平成12年建設省告示第1360号
第2に適合しない

第9-4 図

6 乗降ロビーの設置を要しない階

屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの及び避難階には非常用エレベーターの乗降ロビーの設置を要しないものであること。(建基令第129条13の3第3項第1号)

- (1) 当該階及びその直上階(当該階が地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階)が次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階(当該階が地階である場合にあっては、その直上階)において乗降ロビーが設けられていること。

ア 階段室、昇降機、その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階

イ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの

- (2) 当該階以上の階の床面積の合計が500㎡以下の階
(3) 避難階の直上階又は直下階
(4) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階(他の非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられているものに限る。)で居室を有しないもの
(5) 当該階の床面積に応じ、前3. 設置台数の表に定める数の非常用エレベーターの乗降ロビーが屋内と連絡している階

7 構造

建基政令第129条の13の3第12項の規定に基づき、非常用エレベーターの構造は、次によること。

- (1) かご(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
(2) 昇降路の出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。(平成12年5月31日 建設省告示第1428号)

8 その他

非常用エレベーターの昇降路内には、消火水等が容易に入らない構造とすること。また、ピット部分には排水溝を設けること。◆

第11 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含む。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分（ただし、カーテン、じゅうたん等については、共用部分のみの規制を行い、住居部分は除くものとする。◆）

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 次の防火対象物のその部分には防災物品を使用すること。◆

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店、診療所等の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に使用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

カーテン 窓、出入口の日除け、目隠し、ベッドの囲い

布製のブラインド 窓、出入口の日除け、目隠し

暗幕 キャバレー等において遮光のために用いるものも含む

じゅうたん等 じゅうたん、毛せん、タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット、ニードルパンチカーペット、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート、床敷物
展示用の合板 壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板は該当しない。

どん帳その他舞台において使用する幕

舞台装置のうち建物、書割、樹木、岩石等出場人物が手に取ることのない装飾に使用されるもの

工事用シート 立ち上がっている状態で使用されるもののみ、コンクリートの養生、工事機械等のおおいなどは含まない。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第10 防災防火対象物、防災物品

- (1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には上記のもの以外、次のものが含まれるものであること。
- ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て
 - イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
 - ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、個別の大きさが2㎡以上のもの。
 - エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
 - オ 展示場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
 - カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
 - キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
 - ク 人工芝
 - ケ 試着室に使用される目隠布
 - コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）
- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。
- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
 - イ 共同住宅等の住戸部分に使用されるじゅうたん等
 - ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
 - エ 畳
 - オ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダートレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
 - カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
 - キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
 - ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
 - ケ 独立したさお等に掲げる旗
- (3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。
建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの。

3 防災表示

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式による防災ラベルが付されるものであること。（第11-1表）

第11-1表 防災ラベルの様式（省令別表第1の2の2）				
炎 物 品 の 種 類			防災表示の様式	
1 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらの材料				
2 じゅうたん等及びその材料				
3 1及び2に掲げる防災物品以外の防災物品	イ 消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準に適合するもの	(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの		
		(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの		
		(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの		
	ロ イに掲げるもの以外のもの			

備考

- 一 防災表示の様式の欄の数字の単位は、ミリメートルとする。
- 二 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防炎」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。
- 三 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防災性能について自己確認した者の名称」とする。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第10 防災防火対象物、防災物品

イ 表示の方法

省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第11-2表の表示方法によるものとする。

防災物品の種類		表示方法	縫付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗たく性能を有するもの		○			
	耐洗たく性能を有しないもの			○		
じゅうたん等			○	○		○
布製ブラインド及びその材料			○	○		○
合板				○		○
どん帳その他これらに類する幕			○	○		
工事用シート及びその材料			○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドをのぞく。）の材料				○	○	

第11-2表

(注) 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防災ラベルをメタル等で、次により表面に打ち付けるものであること。◆

① 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。

㊦ 主要な出入口部分に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側であること。

なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。

㊧ 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。

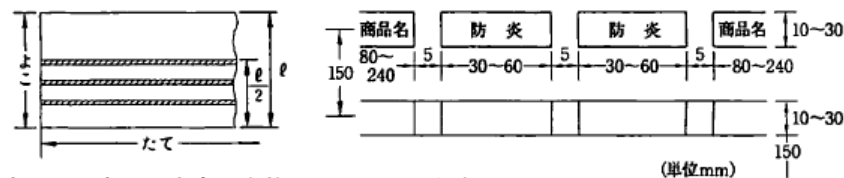
㊨ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側からみて右方の位置とすること。

② 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、次によること。

㊩ じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火

区間等によって分離されている場合にあつては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。

- ④ 防災ラベルを打ち付ける位置は、防災対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。
- ③ 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。（各階連続したものについても同じ。）
- ④ 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面に貼付するラベル表示のみでは不十分なため裏面に第11-1図の表示を行うものであること。



- (注) ①「防災」の文字は、省令別表第1の2の2の様式によること。
 ② 文字の色は「赤色」とする。
 ③ 裏面の形状が平滑でないもの（たとえばハードボード類）に限って幅1cmの赤色の線にかえることができる。

第11-1図

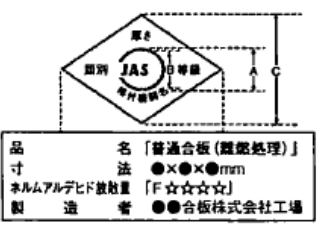
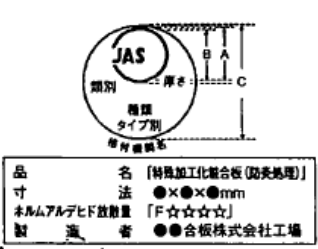
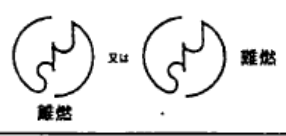
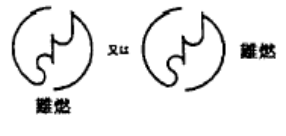
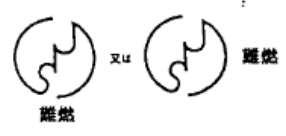
(2) 指定表示

法第8条の3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示の表示方法は次によること。

- ア 合板の表示方法は、格付け（日本農林企画に適合していること。）のつど、名板又は各梱包ごとに見やすい箇所に着目又は押印する。（第11-3表）
- イ 日本産業規格~~日本工業規格~~ L4404、L4405 及び L4406 に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであつて、防災防火対象物で使用される防災対象物品については法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。（第11-3表）

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第10 防災防火対象物、防災物品

		内 容	
合板	普通合板	合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号）  1 Aは15mm以上とし、BはAの9/10とする。 2 CはAの2.6倍とし、DはAの3.4倍とする。 3 JASの文字の高さはAの3/10とし、格付機関名の文字の高さはAの9/50とし、その他の文字の高さはAの4/15とする。 4 外枠の線の太さはAの1/30とする。 5 類別は、1類又は2類の別を記載する。 6 等級は、表面の品質の等級を記載する。	
	天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板	合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号）  1 Aは15mm以上とし、BはAの13/15とする。 2 CはAの2倍とし、線の太さは1の1/2とする。 3 JASの文字の高さはAの4/15とする。 4 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。 5 類別は、1類又は2類の別を記載する。 6 タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。	
	織りじゅうたん	日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17号第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）L4404に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通産省告示第61号に基づき付される難燃表示  日本工業規格L4404 1 文字は、左図のとおりJISマークと一体とする。 2 文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する12ポイント以上とし、黒で印刷する。	
じゅうたん	タフテッドカーペット	日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17号第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）L4405に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通産省告示第61号に基づき付される難燃表示  日本工業規格L4405 1 文字は、左図のとおりJISマークと一体とする。 2 1製品ごとに下げ札、縫付け及び製品に直接記載する場合、文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上とし、黒で印刷する。 3 包装の場合、文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する12ポイント以上とし、黒で印刷する。	
	タイルカーペット	日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17号第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）L4406に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通産省告示第61号に基づき付される難燃表示  日本工業規格L4406 1 文字は、左図のとおりJISマークと一体とする。 2 1製品ごとに直接印刷する場合、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上とし、黒又は白とする。 3 包装の場合、文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する12ポイント以上とし、黒で印刷する。	

第11-3表

(3) 関係者の行う明示

省令第4条の4第9項に定める関係者が行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

- ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3.（1）防災表示（原反下げ札等））が付されているもの又は4.（1）、（2）及び（3）により防災処理したものを使用すること。
- イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日付け消防告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。
- ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は3.（1）.イの方法など適宜の方法によること。
- エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

(4) 防災表示者登録制度

- ア 防災表示者として消防庁長官へ登録した者（以下「登録表示者」という。）は、防災表示を付することができる。
- イ 消防庁長官へ登録しようとする者は、消防庁長官へ登録申請をしなければならない。
- ウ 消防庁長官が登録をしようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

(5) 省令第4条の5に定める登録確認機関

- ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）により確認を受け防災表示を付できるとされた。
- イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第10 防災防火対象物、防災物品

(6) 防災表示者登録番号

省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官への登録をした者に対する登録者番号及び記号は、第11-4表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること。

業 種 別	登録者番号 (業種番号)－(地区番号)－(登録番号)
製造業者（生地、その他材料を製造する者）	A－㊿－0001
製造業者又は防災処理業者（合板の製造業者又は防災処理業者）	B－㊿－0001
防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）	C－㊿－0001
防災処理業者（吹付により防災性能を与える者）	D－㊿－0001
裁断・施工・縫製業者（生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者）	E－㊿－0001
輸入販売業者（防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者）	F－㊿－0001

第11-4表

〔表示例〕

防災ラベル

消防庁登録者番号	登録番号
A－㊿－0001	
業種番号	地区番号
登録確認機関名	

防 災

※地区番号は、北海道（1番）から沖縄（47番）で、各都道府県ごとに区分されている。（宮崎は、45番）

4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までの組成繊維の混用率の合計が20%以下である場合((エ)を含むものを除く。)及びポリエステル系合成繊維100%で組成されている場合(顔料プリント品を除く。)については、この限りではない。

(ア) アクリル(ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が50%以上のもの)

(イ) アセテート繊維

(ウ) ポリエステル系合成繊維

(エ) ポリプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後施工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹き付ける方法は、じゅうたん等の表面が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等でおおむね20㎡以上のものは、防災薬剤を吹き付けることにより防災加工できるものであること。

(4) 防災再加工処理の指導◆

吹付法、浸漬法(ただし、原反加工、樹脂加工されるものは除く。)により処理されたものにあつては、使用後おおむね2年後に再処理するよう指導するものであること。

5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によつては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうることから、舞台幕、照明器具等を火災予防上適性に管理する必要があり、次の事項に留意すること。

(1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては蓄熱がおこりやすいので注意すること。

(2) 持ち込みの舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻き込み等を防止するため、設置位置及び取付け方法等に注意すること。

(3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないように十分注意すること。

(4) 照明器具が衝撃等によつて向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう器具の固

第2章 消防同意事務審査要領

第2節 項目別審査要領 第10 防災防火対象物、防災物品

定を確実にすること。

- (5) 持込み幕の防災性能の確認を行うこと。

第11 火の使用に関する制限等

条例第24条では消防長が指定する場所において裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持込む行為を禁止しているが、裸火の使用及び危険物の持ち込みが予想される場合は、消防同意時に宮崎市火災予防条例に基づいて指導を行うこと。

なお、指導詳細については、宮崎市火災予防条例の解説を参照のこと。

第3節 形態別審査要領

第1 高層建築物

1 目的

本要綱は、高層建築物の特異性を考慮し、出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保及び消防活動の容易性の確保等を図るため、指導することを目的とする。

2 適用の範囲

本要綱は、非常用エレベーター及び特別避難階段が法令上必要とされる高層の建築物に対して適用するものである。

3 出火防止対策

(1) 火気使用設備器具

ア 共同住宅以外の用途で使用する場合

(ア) ガスを使用する設備器具は、次の基準により指導すること。

a ガス配管等の設計施行は「高層建築物のガス安全システム(その1)」により行うものとする。ただし、60m以下の建築物にあっては、「高層建築物のガス安全システム(その2)」により行うことができるものであること。

b 火気使用設備器具は、努めて一定の場所に集中し、当該部分を耐火構造の壁、床又は特定防火設備若しくは防火設備で区画するとともに、区画内の壁、及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料としかつ、その下地を不燃材料とする。

(イ) LPG容器は、建物内に持ち込み、設置又は使用しないこと。

(ウ) 電気を熱源とするものを除き、ストーブ、パッケージ型温風暖房機等による局所暖房は抑制するものとする。

(エ) 次に掲げる厨房設備の天蓋及び廃棄ダクトに設ける火災伝送防止装置は、フード等用簡易自動消火装置とすること。

a 60mを越える建築物内に設ける、油脂を含む蒸気を発生する恐れのある厨房設備

b 31mを越える建築物のうち、最大消費熱量の合計が30万キロカロリー毎時を超える厨房設備

(オ) フード等用簡易消火装置は、フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について(昭和56年8月3日消防予第176号)に適合するものであること。

イ 共同住宅の用途で使用する場合

(ア) ガスを使用する設備器具は、次の基準により指導すること。

a 火気使用設備器具は、立ち消え安全装置付のものとする。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第1 高層建築物

ｂ ガスの主配管は、努めて屋外立上がり方式とし、配管等の設計施行は、「高層建築物のガス安全システム(その3)」により行うものとする。

(イ) LPG容器は、建物内に持ち込み、設置又は使用しないこと。

(ウ) 厨房設備の電気こんろは、努めて調理温度抑制装置付のものとする。

ウ 運用上の留意事項

適用範囲については2によるものとするが、高さ60mを超える共同住宅にあっては、すべて適用対象とすること。なお、15階建以下の共同住宅にあっては、適用範囲外として扱うことができるものであること。

(2) その他

ア キャンドル、ランプ等の裸火を使用しないこと。

イ 発火性又は引火性の危険物品等を持ち込まないこと。ただし、飲食、物品販売の店舗又は機械室等に持ち込まれる微量の危険物を除く。

ウ 受電設備並びに変電設備等の変圧器及び遮断機は、努めて不燃油使用機器又は、乾式のものを使用するものであること。

4 火災拡大防止策

(1) 防火区画

ア 面積区画は次によること。

(ア) 一の防火区画には、居室のいずれの部分からも2以上の方向へ避難ができる経路を確保すること。ただし、100㎡以下の場合はこの限りでない。

(イ) 防火区画に防火戸を設ける場合は、当該防火戸の上部におおむね30cm以上の耐火構造のたれ壁(小壁)を設けるものであること。

(ウ) 防火区画に用いる防火シャッターは、内のり幅が6.5m以下であること。

(エ) 防火区画に用いるALC(軽量気泡コンクリート)PCコンクリート(プレキャストコンクリート)等の接合部及び取付部は、岩綿又はモルタル等の不燃材料を充填し、耐火性及び防煙性を高めること。

(オ) 電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、当該貫通部を不燃材料又は認定された材料で埋め戻し、耐火性能及び防煙性を高めること。

(カ) ファルコンユニット等の配管類が床を貫通する場合は、当該部分を気密性、耐火性を有する湿式石綿、岩綿又はこれと同等以上の性能を有する材料で埋め戻しすること。

イ 避難経路等の区画は次によること。

(ア) 廊下と居室等とは耐火構造の壁で区画し、当該壁の開口部には、常時閉鎖式(煙感知器連動の閉鎖機能を含む)の特定防火設備又は防火設備を設けるよう指導すること。

(イ) 前(ア)の耐火構造の壁はおおむね30分間以上の耐火性能を有するものであること。

と。ただし、当該区画が建基政令第112条の防火区画を兼ねる場合にあっては、法令で定める耐火性能を有するものであること。

- (ウ) 高さ100mを超える建築物にあっては、中間階に設ける空気調和設備機械室、バルコニー等は、火災時一次避難場所として使用できるよう当該部分を耐火構造の床及び壁又は特定防火設備で区画すること。

なお、この場合、当該機械室は直接外気に開放されている部分を有し、かつ、当該室から下階に避難できる固定はしご等を設けること。

- (エ) 高さ60mを超える建築物にあっては、避難階において、下階に通じる階段の出入口と上階へ通じる階段の出入口は、共用しないものであり、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画されていること。

ウ 堅穴の区画

- (ア) エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防火戸で区画すること。ただし、建基法第38条の規定により認定されたものを除く。

- (イ) パイプシャフト、電線シャフト等はつとめて各階ごとの床に相当する部分で、耐火性能、防煙性能を有する材料で塞ぐこと。

なお、当該部分には、延焼防止上有効な措置を行ったものを除き多量の電線ケーブルをグループ化して設けないこと。

- (ウ) 換気、暖房、冷房設備の風道は、努めて階を貫通しないこと。このため、各階に空気機械室を設け、各階方式とする。ただし、耐熱処理した金属ダクトによる新鮮空気供給風道及び余剰空気用風道にあってはこの限りでない。

- (エ) 前(ウ)によりがたい場合は、多層階にわたらないよう数階層ごとに水平区画を設け、エレベーターバンク等と堅穴の系統とを合わせること。

- (オ) その他、堅穴区画の壁の構造については、ア(イ)及び(エ)によること。

エ 外壁の帳壁(カーテンウォール)と床板との区画等

- (ア) 外壁の帳壁と床板との接続部は、気密性及び耐火性能を有するような湿式の岩綿、モルタル等の不燃材料を充填すること。

なお、この場合鉄鋼、鉄板等で脱落防止を行うものであること。

- (イ) カーテンウォールの支持部材、構造上重要な方立、ファスナー等は、耐火被覆を行うこと。

- (ウ) 外壁の帳壁の室内側は、外壁面に要求される性能と同等以上の耐火性能を有するものであること。

(2) 内装材料等の不燃、難燃化

ア 内装材料は下地材料を含め、不燃材料又は準不燃材料であること。

イ 天井面に設ける照明用のカバーは、可燃材料以外のものとする。ただし、床面積の1/10以下とした場合はこの限りでない。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第1 高層建築物

ウ 机等の家具調度品は努めて不燃材料で造られていること。

エ 可燃性の装飾品の使用は抑制するものとし、止むなく使用する場合は、防災性能を有するものであること。

5 避難施設

(1) 特別避難階段は次によること。

ア 附室(バルコニーを含む)から階段に通じる出入口に設ける防火戸は常時閉鎖式の防火戸(特定防火設備又は防火設備)とすること。

イ 屋内から附室に通じる出入口の防火戸は、防火シャッター以外の防火戸とすること。

ウ 屋内から附室に通じる出入口の上部には、おおむね 30 cm以上の防煙上有効な固定のたれ壁(小壁)を設けること。

エ 附室は、廊下から通じるものであること。

オ 附室に設ける給気用の風道(シャフト)は、おおむね 10～15 階層単位に外気取入口を設け、かつ、外気取入口は排煙口等との離隔を保つこと。

カ 階段室及び附室に面して倉庫、湯沸室の出入口及びE S Pシャフトの点検口を設けないこと。

キ 附室内には、非常用エレベーターの昇降路の出入口を除き、他のエレベーターの出入口を設けないこと。

ク 附室内に屋内消火栓または連結送水管の放水口が設けられている場合は廊下等屋内から附室に通じる出入口の防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること。

ケ 屋内から附室に通じる出入口に設ける防火戸が両開きの扉の場合にあっては。閉鎖調整器等を設け、扉が閉鎖した場合、隙間を生じないものであること。

(2) その他

ア 各階において特別避難階段に通ずる廊下等の避難経路は単純なものとすること。

イ 避難階において回転ドアを使用する場合は、別の避難用扉を設けるとともに回転ドアの事故防止のための措置を講ずること。

ウ 排煙設備の設置にあたっては、当該設備を作動した場合、扉内外の静圧差によって避難時に扉の開閉障害が生じないように、空気の流通に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。

6 消防活動、救助施設

消防活動、救助施設は次によること。

(1) 消防隊の進入路及び進入口

ア 高層の建築物に道路、広場等から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は2 以上とし建築物の直近まで通じているものであること。

イ 消防車の進入に使用する通路等に門、扉等は、開放できる構造であること。

ウ 通路の幅員は、5m以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。

エ 通路は、梯子車の通行に支障ない耐力(20t)を有する構造であること。また、通路面からの高さ3.8m以下の部分に通行の支障となる物件を設けないこと。

(2) 非常用エレベーター

ア 非常用エレベーターは、消防隊の進入する建築物の出入口に近い位置で、かつ、出入口に有効に通じていること。

イ 乗降ロビーは、避難階にも設けること。

ウ 非常用エレベーターの乗降ロビーは、廊下、及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。

エ 乗降ロビーに、連結送水管の放水口又は屋内消火栓設備を設けた場合、乗降ロビーと廊下との区画に設ける特定防火設備に5(1)クの消防用ホース通過孔を設けるに、消防活動時の水が昇降路に流入しないよう、排水処置を講じること。

オ 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮するものであること。

カ 共同住宅、病院、旅館、ホテル及び福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、その1機以上を救急用担架が収容可能(エレベーターのかごの奥行等を、内法寸法で2m以上確保する等)なものとするよう指導すること。

ただし、一般の乗用エレベーターのうち、1機以上を当該担架収容可能なものとした場合については、この限りでない。

なお、本項に該当しない対象物にあっても中高層部分に同用途が存する場合は、これに準じ指導すること。

(3) その他

ア 高さ100mを超える建築物の地階部分で無線通信が困難なものにあっては無線通信補助設備を設けること。

イ 火災時において、減圧及び煙の排出に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。

7 防災センター

防災センターは次によること。

(1) 防災センターの位置、構造、面積

ア 防災センターの位置は、前6.(1)の消防隊が進入する出入口から近い位置でかつ、容易に通じていること。

イ 防災センターは、非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段と容易に連絡できる位置であること。

ウ 防災センターの換気、暖房、冷房設備は専用の設備であること。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第1 高層建築物

エ 防災センターの大きさは、防災設備機器等を監視、制御、操作及び保守が、容易にできるものであるほか、消防活動の拠点として運用するため、おおむね 40～50 m²以上の広さとすること。

オ 防災センター内に、防災センターの要員が仮眠、休憩をする部分がある場合は、当該部分と防火区画されているものであること。

カ 防災センターの防災監視盤、操作盤等は、耐火構造の床にアンカーボルト等で堅固に固定すること。

(2) 防災センターの機能

法令で定める監視、制御及び操作を行わなければならない機器のほか、次に掲げる機器等の制御回路が含まれるものは、防災センターで監視、制御できるものであること。

ア 屋内消火栓の起動表示

イ 附室防火戸の煙感知器連動表示

ウ 自家発電設備の起動表示

エ 各種消火設備に用いるポンプの起動制御

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第1 高層建築物

高層建築物のガス安全システム（その1）

（高さが60mを超える建築物に適用）

遮断装置 建築物全体遮断	ガス配管		ガス漏れ警報設備 業務用 自動ガス遮断装置	消費設備	
	建築物外壁貫通部近傍	建築物内部配管		ガス栓・接続具	消費機器
1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。 2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。 - 地震時感震器が250ガル以上の地震を感じると自動的に緊急ガス遮断装置が作動し建築物へのガス供給を遮断する（非常電源に用いる常用防災兼用専焼発電設備の配管を除く。）。感震器の設置は想定応答加速度が最も高いと想定される階層とする。 - 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。 - 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。 - 非常電源駆動式 - パネ式 - 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） - 緊急遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う	1 建築物への分岐部から立ち上り部までの主配管は溶接接合とする。ただし、ポリエチレン管を使用した場合は除く。 2 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じてスネーク管・ベンド管等により可とう性を持たせる。 3 埋設部分は日本ガス協会発行「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき以下の条件で耐震計算を行う。 - 標準設計地盤変位は低圧管の場合、水平方向5cm以上、鉛直方向2.5cm以上とする。 - 鋼管の基準ひずみは$\varepsilon 0 = 3\%$以内とする。 4 防食措置を施す。	1 主たて管及び主たて管から分岐第一固定点までは溶接接合又はねじ接合とする。 2 主たて配管は日本ガス協会発行「超高層建物用ガス配管指針」に基づき設計する。主な設計内容は以下のとおりである。 - 自重により座屈しない支持スパンとする。 - 地震時の層間変位に耐える配管系とする。 - 建築物と共振しない配管系とする。 - 温度変化による応力を吸収する配管とする。 - 配管及び配管支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。 3 横引枝管は、日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計施工する。 4 必要に応じて昇圧防止用圧力調整装置を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。	1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器を設置する。 2 次の場所で通気が不可能な場合はガス漏れ警報器を設置する。 - ガス遮断弁室 - ガスメーター室 - 主配管シャフト内 3 テナントのある場合はテナントごとに自動ガス遮断措置を設置する。 4 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。	1 固定型機器の場合は両端ネジ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。 2 移動型機器の場合にはヒューズ型ガス栓で両端コンセント継手付きゴム管又はゴム管接続とする。	1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐え得るものとする。 2 機器の選定は次のとおりとする。 - レンジ・フライヤー・業務用コンロ等の業務用機器はネジで接合し得るものとする。 - 一般機器は立ち消え安全装置付のものとする。 - 湯沸器・ボイラー・冷温水機はネジ接合し得るものとし、立ち消え安全装置付のものとする。 3 排気方式は強制排気とする。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第1 高層建築物

高層建築物のガス安全システム（その2）

（高さが60m以下の建築物に適用）

遮断装置 建築物全体遮断	ガス配管		ガス漏れ警報設備 業務用 自動ガス遮断装置	消 費 ガス栓・接続具	設 備 消 費 機 器
1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。 2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次により設置する。 - 地震時感震器が250ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断装置が作動し建築物へのガス供給を遮断する（非常電源に用いる常用防災兼用専焼発電設備の配管を除く。）。感震器の設置は遮断弁の操作盤内等とする。 - 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。 - 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。 - 非常電源駆動式 - バネ式 - 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） - 緊急遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う	1 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じて建築物外壁貫通部外側にスネーク管・ベンド管等により可とう性をもたせる。 2 防食措置を施す。	1 原則として100A以上の配管は溶接接合とする。 2 内部配管は日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計施工する。 3 必緊に応じて昇圧防止用圧力調整器を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。	1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器の設置を推奨する。 2 テナントのある場合はテナントごとに自動ガス遮断装置を設置する。 3 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。	1 固定型機器の場合には両端ネジ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。 2 移動型機器の場合にはヒューズ型ガス栓で両端コンセント継手付きゴム管又はゴム管接続とする。	1 機器の固定は日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計・施工する。 2 機器の選定は次のとおりとする。 - レンジ・フライヤー・業務用コンロ等の業務用機器はネジで接合し得るものを推奨する。 - 一般機器は立ち消え安全装置付のものを推奨する。 - 湯沸器・ボイラー・冷温水機はネジ接合し得るものとし、立ち消え安全装置付のものとする。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第1 高層建築物

高層建築物のガス安全システム（その3）

（共同住宅に適用）

遮断装置 建築物全体遮断	置 各住戸自動遮断 (マイセーフ)	ガス配管		メーター ガス漏れ警報設備	消費設備	
		建築物外壁貫通部近傍	建築物内部配管		ガス栓・接続具	消費機器
1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。 2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次により設置する。 - 地震時感震器が250ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断装置が作動し、建築物へのガス供給を遮断する（非常電源に用いる常用防災兼用専焼発電設備の配管を除く。）。感震器の設置は想定応答加速度が最も高いと想定される階層とする。 - 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。 - 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。 - 非常電源駆動式 - パネ式 - 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） - 緊急遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う	1 各住戸に遮断装置を内蔵したマイコン遮断装置付メーターを設置し、住戸内でのガスの異常流出又はメーター近傍に設置した各住戸用感震器が200ガル以上を感知した場合、各住戸ごとにガス供給を自動遮断する。	1 建築物への分岐部から立ち上り部までの主配管は溶接接合とする。ただし、ポリエチレン管を使用した場合は除く。 2 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じて建築物外壁貫通部外側にスネーク管・ベンド管等により可とう性を持たせる。 3 埋設部分は日本ガス協会発行「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき以下の条件で耐震計算を行う。 - 標準設計地盤変位は低圧管の場合水平方向5cm以上鉛直方向2.5cm以上とする。 - 鋼管の基準ひずみは、$\varepsilon 0 = 3\%$以内とする。 4 防食措置を施す。	1 主たて管及び主たて管から分岐第一固定点までは溶接接合又はねじ接合とする。 2 主たて配管は日本ガス協会発行「超高層建物ガス用配管指針」に基づき設計する。主な設計内容は以下のとおりである。 - 自重により座屈しない支持スパンとする。 - 地震時の層間変位に耐える配管系とする。 - 建築物と共振しない配管系とする。 - 温度変化による応力を吸収する配管とする。 - 配管及び配管支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。 3 主たて管は原則として屋外立上りとする。（別添え参照） 4 各住戸内配管はフレキシブル配管を原則とする。 5 横引枝管は、日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計施工する。 6 必要に応じて昇圧防止用圧力調整装置を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。	1 非常時に連動遮断のできるマイコン遮断装置付メーターを設置する。 2 メーター本体及びその取付支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。 3 メーター周囲の配管は建築物と共振しない配管系とする。 4 地震時にメーターに大きな力が作用することのないよう配管を強固に取り付ける。 5 次の場所で通気が不可能な場合は、ガス漏れ警報器を設置し、エレベーターホール等に表示、警報する。 - ガス遮断弁室 - ガスメーター室 - 主配管シャフト	1 固定型機器の場合は両端ネジ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。 2 居室にはガス栓は設置しないものとする。	1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐えるものとする。 2 機器の選定は次のとおりとする。 - 厨房機器は立ち消え安全装置付とする。 - 各戸別給湯冷暖房機器は屋外設置型とする。 - 住棟別給湯暖房機器は屋外設置型又は密閉燃焼型機器若しくは強制排気方式とする。

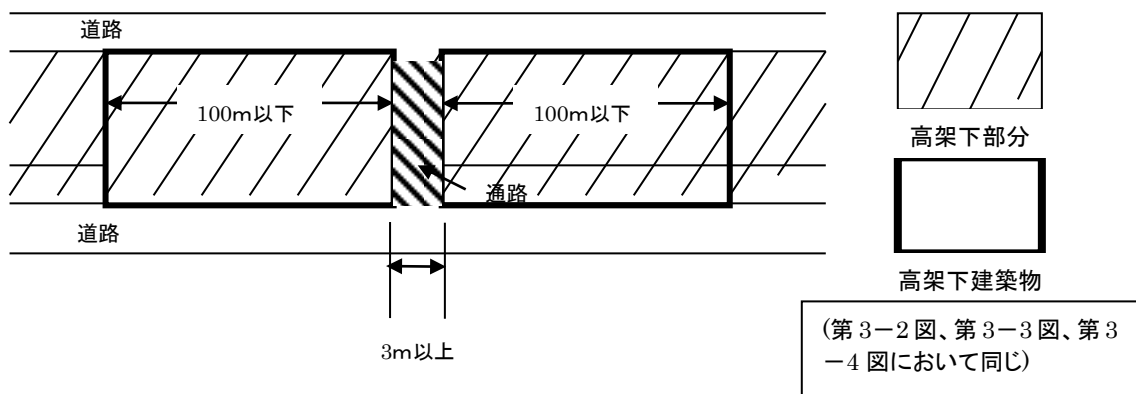
第2 高架下建築物

鉄道、道路等に使用される高架工作物の高架下に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合(以下「高架下建築物」という。)は、次によること。

1 避難及び消防活動上必要な通路並びに構えの出入口◆

(1) 高架工作物の両側に道路がある場合

ア 高架工作物の延長方向 100m以内ごとに高架下を横断する幅員 3m以上の通路を設け、それぞれの道路に有効に通じていること。(第3-1図)

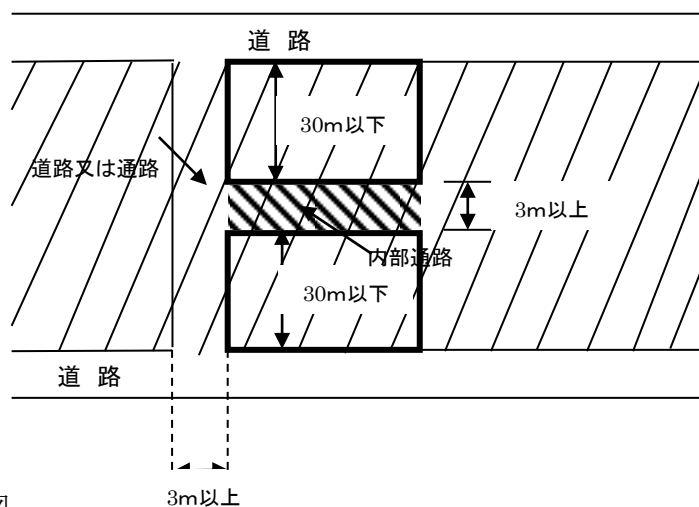


第3-1図

イ 高架下建築物の幅が30mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること。(第3-2図)

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (ア) 高架下部分の構えの一団の個々が同部分の全幅を一構えとして使用する場合
- (イ) 道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された場合



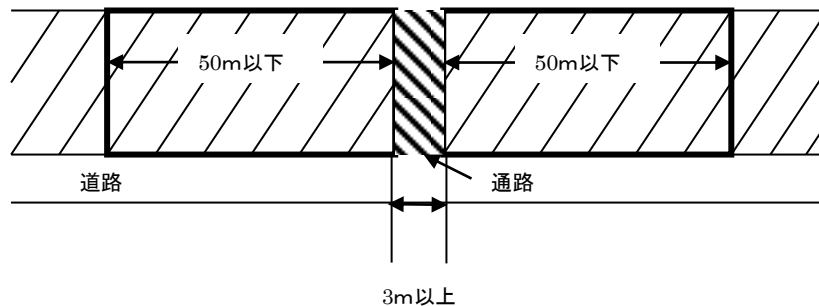
第3-2図

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第2 高架下建築物

(2) 高架工作物の片側に道路がある場合

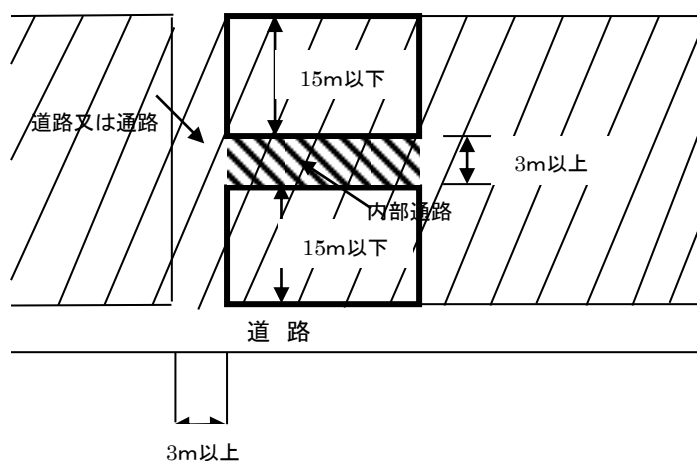
ア 高架工作物の延長方向 50m以内ごとに高架下を横断する幅員 3m以上の通路を設け、道路に有効に連絡させること。(第3-3図)



第3-3図

イ 高架下建築物の幅が 15mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に有効に連絡する幅員 3m以上の内部通路を設けること。(第3-4図)

ただし、前(1)．イ．(ア)又は(イ)に該当する場合はこの限りでない。



第3-4図

(3) 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合

ア 横断道路を相互に連絡する幅員 3m以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りでない。

イ 前アにより設けた通路の延長が 50mを越える場合は、当該通路の幅員を 4m以上とすること。

(4) 構えの出入口

各構えは、道路又は(1)から(3)までによって設けた通路若しくは内部通路に面して出入口を設けること。

2 通路等に面する壁の構造◆

道路及び前1により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火設備を設けること。

3 防火区画及び内装◆

(1) 防火区画は、可能な限り各構えごとに行うこと。やむを得ない場合にあっては用途ごとの区画を行うこと。

ただし、政令第12条で定める基準に適合したスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

(2) 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料でしたものであること。

4 消防用設備等の設置単位◆

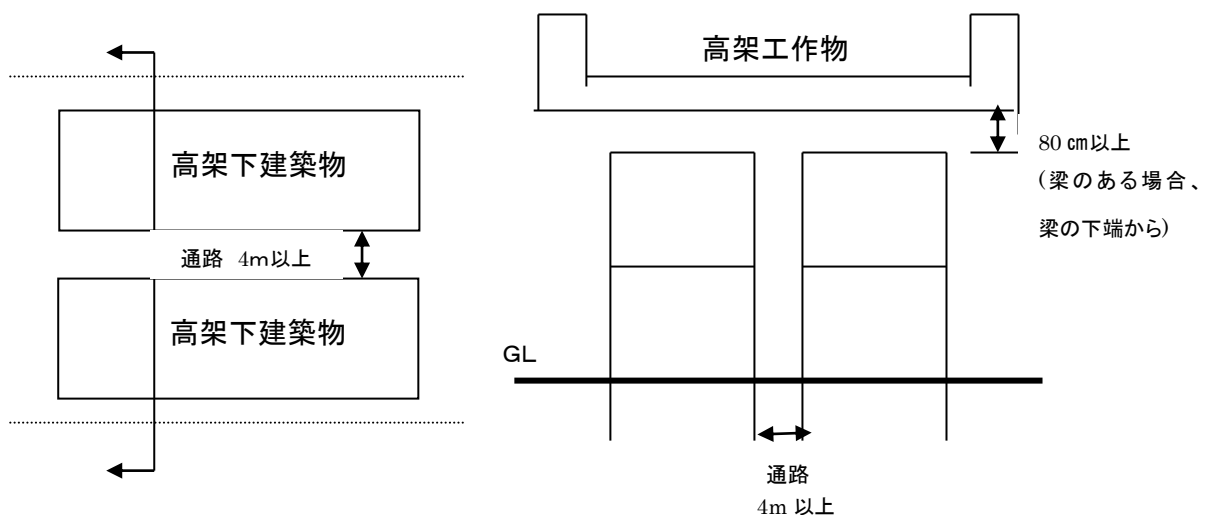
消防用設備等の適用にあたって、次の各号に適合する場合はそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(1) 桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物(第3-5図)

ア 当該通路の幅員が4m以上であること。

イ 高架工作物と高架下建築物との間に高さ80cm以上の排煙上有効な空間を設けること。

ウ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火設備を設けること。



第3-5図

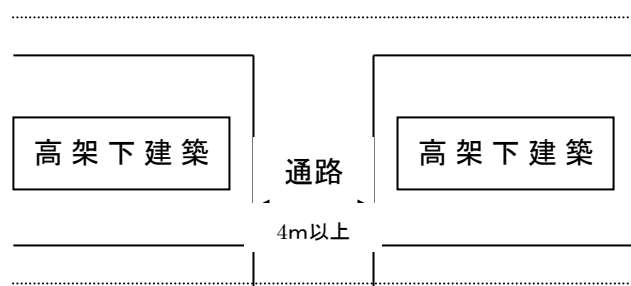
(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物(第3-6図)

ア 当該通路の幅員が4m以上であること。

イ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部に防火設備を設けること。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第2 高架下建築物



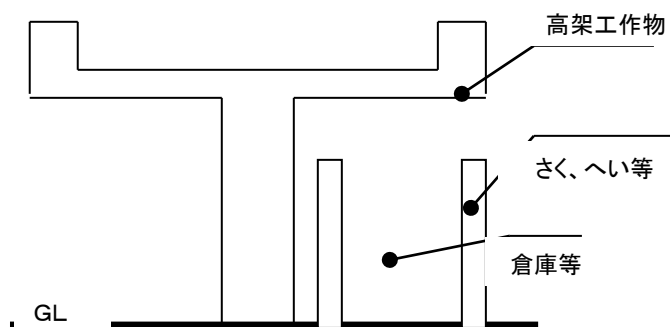
第3-6図

- (3) 防火対象物の接続がその特殊性から前(1)又は(2)に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上の観点から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。(※昭和63年3月22日以前の旧取扱基準により別の防火対象物として取り扱ったもので当該基準を維持しているものについては、別の防火対象物として取り扱うことができるものであること。)

5 外気に開放された駐車場、倉庫等

- (1) 外気に開放された高架工作物(鉄道又は道路等に使用しているもの)内を利用して、さく・へい等で区画された部分を駐車場、倉庫等の一定の用途に供するものは、政令別表第1に掲げる防火対象物として扱うものとし、消防用設備等の設置にあたっては、さく・へい等により囲まれている当該部分を面積として算定すること(第3-7図)。

なお、法第17条の適用に際し、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防用設備等の設置を免除することができることとする。

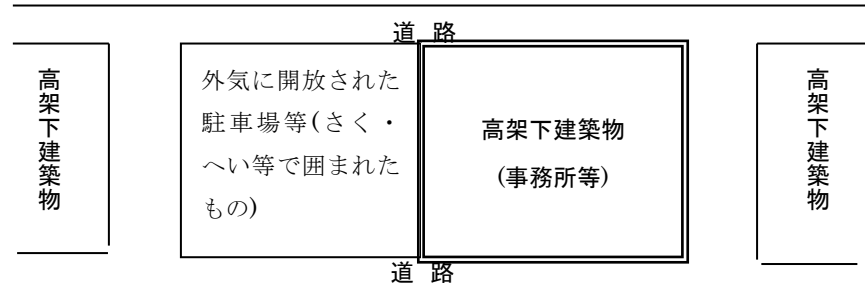


第3-7図

- (2) 前(1)の用途がさく、へい等により区画されていない場合についてもこれに準じて消防用設備等の設置指導を行うものとし、高架工作物の水平投影面積のうち当該用途に供する部分を面積として算定すること。◆
- (3) 事務所等の高架下建築物に隣接して、機能的に従属している外気に開放された駐車場等

(さく・へい等により囲まれたもの)を設ける場合は、当該駐車場等を機能的に従属している部分として扱い、防火対象物の用途を決定すること(第3-8図)。

なお、消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、高架下建築物の延べ面積と駐車場等の面積の合計によること。



第3-8図

6 その他◆

高架下建築物等は、危険物等延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵、取扱いを抑制するものであること。

a 第3 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、昭和32年7月15日(建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号)の通達に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

- (1) 許可等に関する事務の連絡及び調整を行なうため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- (2) 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をするものとする。
- (3) 連絡協議会は、許可等の申請があったとき開催するものとするが、必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の附加等に関する事務の打合せを行い、必要に応じ適宜の方法により周知させること。
- (4) 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地からいろいろな問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。
- (5) 法第8条に基づく防火管理については、接続される防火対象物を一体として行うこと。ただし、公共用通路については、この限りでない。
- (6) 避難のための通路を道路の上空に設けた場合においても、建基政令の避難階段等の規定は、緩和されるものではないこと。
- (7) 道路の上空に通路が設けられた場合においては、ややもすれば通路内又はその下の道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置するようになり易いので、このようなことがないように厳重に取り締めること。
- (8) 各機関は、道路を縦断する通路その他特殊な通路については、この基準に抵触しないものであっても、当分の間、それぞれ中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうこと。

2 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路(以下「通路」という。)は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生及び美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないもの

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第3 道路の上空に設ける通路

とした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。

- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
- (6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度とすることとし、その階数は1とし、その幅員は6m以下としなければならない。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
- (8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を付加するものとする。
- (9) 各機関は、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合若しくはこの基準の一部を適用する必要がない場合又はこの基準をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外する必要があると認めるときは、それぞれ中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうものとする。

3 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は、同一建築物について1個とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建基政令第145条第2項第1号又は第3号に該当するもの1個、同項第2号に該当するもの1個、計2個とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所。
 - イ 道路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所。

4 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。
 - ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱(通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。)及びはりは、耐火構造とすること。

イ 通路と通路を設ける建築物との間には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。（※特定防火設備は、建基政令第112条第19項第1号又は2号に適合すること。）

ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。（※通路を設ける建築物の外壁の開口部で接続部分から3m以内にあるすべての開口部には、防火設備を設けること。）

エ 通路には、適当な排煙の措置等を講ずること。

排煙措置等として、次に適合する排煙用開口部、機械排煙設備及び消防隊が進入するための開口部を設けること。

(ア) 排煙用開口部

- a 手動又は煙感知器と連動して外気に開放できるものであること。
- b 天井(天井のない場合は屋根)に設けるものにあつては、当該開口部の幅はおおむね上空通路の幅員で、長さは1m以上の大きさを有するものであること。
- c 前bの開口部は、接続建築物に近接した部分に設けること。
- d 外壁に設けるものにあつては、両側に上空通路の長さの $1/3$ 以上で高さが1m(天井(天井のない場合は屋根)から1.5m以内の部分に限る。)以上のものその他これと排煙上同等以上のものであること。

(イ) 機械排煙設備

機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部に排出することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。（機械排煙設備は、建基政令の規定を準用すること。）

(ウ) 上空通路の設置階が3階以上の場合は、次のすべてに適合する消防隊が進入するための開口部を設けること。ただし、当該階への進入が容易な場合は、この限りでない。

- a 消防活動上有効な場所に2以上設けること。
- b 外部から容易に進入できる構造であること。
- c 消防隊が進入するための開口部は、直径1m以上の円が内接するもの又は、幅及び高さが、それぞれ75cm以上及び1.2m以上であること。
- d 消防隊が進入するための開口部には、その旨の表示を設けること。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ(5.5m程度以上)とすること。

(3) 通路は、これをささえる柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて、適当な構造とすること。

(5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(6) 通路には、適当な雨どいを設けること。

(7) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これ

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第3 道路の上空に設ける通路

らに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

第4 建築物の屋上に設けるビアガーデン・遊技場等

建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等については、下記により指導するものとする。

1 基本的事項

- (1) 収容人員の算定、消防用設備等の設置については、令別表第1に該当する用途に準じて取り扱うものとする。
- (2) 二方向避難を確保すること。
- (3) テーブル、いす及び売場等の配置にあたっては、階段に通じる通路等を避難上有効に確保すること。
- (4) 建基政令第126条に規定する屋上広場は、5階以上の階で、床面積が最大の階の1/2以上の広さを確保すること。(※屋上広場は一時避難場所であるので、工作物を設け、又は物品(容易に移動できる重さ、量の物品で、主として不燃材料として作られているものを除く。)を置くビアガーデン等の部分は屋上広場として扱えない。)

【建基政令第126条(屋上広場等)】

屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものも周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。

- (5) 3㎡以上の面積を有する舞台等については、準不燃材料にすること。
- (6) 日除け等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防災性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

2 当該部分に係る消防用設備等の設置については、次によること。

(1) 消火器

ア 令第10条、規則第6条及び条例第37条の4第1項に準じて、設置するものとする。

ただし、能力単位の算定については、規則第6条第1項表中の面積の数値の2倍の数値とする。

イ 上記アにより歩行距離及び所要単位を満たす場合を除き、火気使用場所(裸火に限る。)ごとに1単位以上の消火器を設置すること。

(2) 屋内消火栓設備

ア 屋上に放水口(テスト弁を含む。)がある場合は、当該用途部分を包含するようホース、管そうを設置すること。

また、屋上に屋内消火栓設備の放水口(テスト弁を含む。)がない場合は、直下階の当該設備により当該用途部分を包含するようホースを増設すること。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第4 建築物の屋上に設けるビアガーデン・遊技場等

ただし、当該用途部分が出火のおそれが著しく少ないと判断される場合は、この限りではない。

イ テスト弁にあつては、起動装置、起動表示灯、位置表示灯等の設置義務は課さないものとする。

(3) スプリンクラー設備

上記(2)アの方法により補助散水栓が当該用途部分を包含することができない場合は、大型消火器の設置をすること。

ただし、当該用途部分が出火のおそれが著しく少ないと判断される場合は、この限りではない。

(4) 警報設備

ア 令第7条第3項に規定する警報設備を設置すること。

イ 下階の防災センター(保安室等)との間に相互連絡のための電話又はインターホンを設置すること。

ウ 災害発生時に直接かつ迅速に消防機関へ通報することができる電話等を設置すること。

エ ビアガーデンについては、携帯用拡声器を設置すること。この場合の設置個数は、避難階段、避難器具等避難口に対応する数とする。

(5) 避難施設

避難口誘導灯若しくは誘導標識については、令第26条の規定の例により設置すること。

(H26. 3 改正)

3 防火管理及び避難管理は、次によること。

(1) 法第8条の規定により防火管理者の選任及び消防計画の作成届出をすること。

ただし、防火管理者の選任について、当該用途に供する部分とその他下階部分と管理経営が同一であり、兼任する場合は、当該用途部分に責任者を定め防火管理の徹底を図ること。

(2) 一時避難のための屋上広場に避難用の広場を確保すること。

(3) 避難通路を確保すること。また、当該用途部分が条例第5章の避難管理の規定に該当する場合は、当該規定に準じること。

4 その他

(1) 電気配線等は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(2) 建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等の設置については、条則第27条第3号(様式第13号)により所轄消防長に提出すること。

第5 工事中の防火対象物の安全対策

工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策は次によること。（参照：別記「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」(平成12年3月27日消防予第74号消防庁予防課長))

1 消防協議の対象となるもの

建基法第7条の6に規定する仮使用承認に係る消防協議があった場合、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等が無いものとみなして基準に適合するかどうかを審査するものとする。

ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査するものとする。

(1) 新築の場合

ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

法第17条の基準に従って消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置され、維持されていること。ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて次のうち必要な措置を講ずること。

- (ア) 機能を停止する消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は必要最小限度にすること。
- (イ) 自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
- (ウ) 消火器、非常警報器具、避難器具、誘導標識その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。
- (エ) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等又は特殊消防用設備等を増強すること。
 - a 未警戒部分には消火器を歩行距離10m以下となるように増設して配置すること。
 - b 部分的機能停止の場合はホースを増設する等の措置を講じて未警戒部分を包含すること。
 - c 全機能を停止させる工事は原則として仮使用時間外とすること。ただし、学校等においてやむをえず仮使用時間(日中)に工事を行う場合は、他の消防用設備等又は特殊消防用設備等を増強すること。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第5 工事中の防火対象物の安全対策

(オ) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をする事。

イ 防火管理等

(ア) 法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物として消防計画を樹立すること。

(イ) 工事部分と仮使用部分の防火管理体制の確立及び相互の連絡体制を有効に機能させる必要があることから、関係者の組織体制、任務分担等を明確にしておくこと。

なお、この場合の防火管理者については、工事地区工事監督者に読み替えることができる。

(ウ) 火気管理の徹底を行い、巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。

(エ) 工事部分の各種作業に対しては、条例第30条に基づき適切な火災予防措置を講じること。（※発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わない。また、溶接・溶断作業等を行う場合には次のことを遵守すること。）

a 作業を行う前には、防火責任者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。

b 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

c 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法(ワイヤーカッター、ワイヤーソー等)により工事を行うこと。

(オ) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物の量は最小限度とし、かつ、危険物については条例第32条及び第33条に基づき適切に取り扱うこと。

(カ) 工事用シートは防災性能を有するものを使用すること。

(キ) 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

ウ 防火区画

仮使用部分とその他の部分とは、次に該当する防火区画がなされていること。

(ア) 耐火建築物にあっては、耐火構造の床若しくは壁又は建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸で区画すること。

(イ) 耐火建築物以外の建築物にあっては、準耐火構造又は防火構造(下地不燃に限る。)の床、若しくは壁又は防火戸(建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)で区画すること。

(ウ) 前(ア)又は(イ)の区画に用いる防火戸は、建基政令第112条第14項の規定に適合するものであること。ただし、状況によりやむを得ない場合にあっては、同項第1号ハの規定を除くことができる。

(エ) 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙設備の風道の吹出口等を鉄板その他の不燃材料で塞ぐかこれと同等以上の措置をすること。

(オ) 工事施工部分に面する給水管、配電管その他の管の開口部を鉄板その他の不燃材料で塞ぐかこれと同等以上の措置をすること。

エ 建築法令事項

現行建築法令の基準に適合すること。

(2) 増築等を行い、既存部分を仮使用する場合

ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前(1)．アによること。

イ 防火管理等

前(1)．イによること。

ウ 防火区画

(ア) 前(1)．ウによること。

(イ) 建基政令第112条第9項の防火区画をすること。ただし、区画の開口部に設ける防火シャッターは遮煙性能を有するものでなくてもやむを得ないものとし、また、風道が区画を貫通する部分に設けるダンパー、ヒューズダンパーでもやむを得ないものとする。(※既存不適格建築物は増築後においては、建基法第86条の7に規定するものを除いて現行基準が適用されることとなるので、仮使用の期間中であっても可能な限り現行基準に適合させること。(以下、エ及びオに同じ。))

エ 避難施設

建基政令第5章第2節(第123条、第124条、第125条第3項及び第4項並びに第126条を除く。)の避難施設を確保すること。

オ 非常用の進入口

建基政令第126条の6又は第126条の7の非常用進入口を確保すること。

ただし、非常用の昇降機が設けられている場合、又は幅員4m以上の道路等に面して消火活動上有効な開口部(直径がおおむね1m以上の円が内接するもの又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上のもの)がおおむね40m以内ごとにある場合、その他消火活動上支障ないと認められる場合はこの限りでない。

カ 敷地内通路

建基政令第128条の敷地内通路を確保すること。

キ 地下街

地下街にあっては、建基政令第128条の3の基準に適合すること。

2 消防協議の対象とならないもの

消防協議の対象とならないものに対しては、次の事項を指導するものとする。◆

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第5 工事中の防火対象物の安全対策

前1. (1). アによること。

(2) 防火管理等

前1. (1). イによること。

(3) 防火区画

使用部分と工事部分とは準耐火構造、防火構造(下地が不燃材料のものに限る。)又は不燃材料(金属(下地を除く。)及びガラスを除く。)で造った壁又は床で区画し、区画の開口部には防火戸を設けること。ただし、内装工事等の軽易な工事を行う場合で、火災予防上支障のないものについてはこの限りでない。

(4) 避難施設

使用部分から直通階段又は屋外への出口に通じる出入口及び廊下その他の通路、直通階段、避難の用に供するバルコニー等並びに避難の用に供する屋上広場を有効に確保すること。

(5) 非常用の進入口

3階以上の使用部分には、非常用の進入口を確保すること。ただし、基準時以前の建築物で、消防隊の進入に有効な開口部がある場合はこの限りでない。

【参考】 工事中建築物関係の条文

建築基準法	建築基準法施行令
第7条の6(工事中建築物の使用制限)	第13条の3(避難施設等の範囲) 第13条の4(軽易な工事)
第90条の2(工事中建築物に対する措置)	—
第90条の3(工事中建築物の安全計画の届出)	第147条の2(安全計画の届出対象)

別記

スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について

(平成12年3月27日消防予第74号消防庁予防課長)

近年、事務所ビル、店舗ビル等の賃貸を主とする防火対象物においては、利用者未定の空スペースについても標準的な内装・設置工事を実施して竣工し、後日利用者が決定した段階で当該内装仕上げ等を施工しなめという例が見られるとともに、建築の分野においては、耐久性や改修容易性の向上の観点から、骨組(skeleton)と内部建材(infilling)を分離した建築物(いわゆるSI住宅等)の開発・普及が推進されているところである。

しかしながら、内装仕上げ等を施工しなめ場合には、コスト負担、不必要な産業廃棄物の創出などの問題があることから、未使用部分をスケルトン状態(内装仕上げや設

備の一部について未施工部分が存する状態をいう。以下同じ。)のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始することができるよう弾力的な運用を行うことが要望されており、当該項目は、「規制緩和推進3か年計画(改定)」（平成11年3月30日閣議決定）にも計上されているところである。

こうしたことから、スケルトン状態の部分の出火危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や防火対象物全体としての防火安全性を勘案したうえ、スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分を含む防火対象物をいう。以下同じ。）についての消防用設備等の設置・維持や各種手続きに関する消防法令の運用を下記のとおり定めたもので通知する。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨通知され、よろしく指導されるようお願いする。

記

1 スケルトン防火対象物に係る基本的な考え方

(1) 防火対象物の新築に伴うスケルトン状態

ア 消防法令における防火安全対策の義務づけは、防火対象物の用途に規模、収容人員等を加味して定められているが、防火対象物の中には、予定していた竣工時期においても、その一部について具体的な利用形態を確定することができず、部分的な使用とならざるを得ないもの存する。この場合において、具体的な利用形態が確定していない部分についてスケルトン状態としたままで、それ以外の部分の使用を開始するというケースが想定されるところである。

〈想定される例〉

○ テナントビル：テナントが確定しない部分については、当分の間、空きスペース（継続的にテナント募集）とし、テナントが確定している部分だけで営業を開始するケース

○ 共同住宅：入居者が確定しない住戸については、当分の間、空き住戸（継続的に入居者募集）とし、入居者が確定している住戸だけで居住を開始するケース

イ 消防法令においては、技術基準の遵守義務や各種手続は防火対象物全体に対し適応されることから、原則として、防火対象物全体について、技術基準への適合性が確保されていることを確認したうえで、消防用設備等の設置検査を行うこととなる。

しかしながら、前記アのように、その一部をスケルトン状態にしたままで、それ以外の部分の使用を開始しようとする防火対象物については、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や、防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の規定を適

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第5 工事中の防火対象物の安全対策

用し、火災予防上支障のないことが確認できる場合に限り、例外的に、防火対象物の一部に対して消防用設備等の設置検査を行い、使用を認めることとする。

ウ 上記のとおりスケルトン防火対象物の使用を認める場合には、防火対象物の構造的な面での確認も必要であること、また、その後防火対象物全体を使用することとなる時点等において更に検査を行うことを担保することが必要と考えられることから、建築基準法に基づく仮使用の手続きと並行して消防用設備等の一部の検査を行うものとする。

- (2) 使用開始後におけるスケルトン状態の変更の取り扱いスケルトン防火対象物の使用開始後においてスケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定(=具体的なテナント、入居者等が確定)することに伴い、当該部分の変更が行われ、防火対象物全体の使用が開始されることが想定される。このようなスケルトン状態の変更については、改めて消防用設備等の設置に係る手続き及び提出書類の変更、更には防火対象物全体に対する設置検査等が必要となる。

2 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防用設備等の設置・維持に係る運用

(1) スケルトン状態の部分の用途等

ア スケルトン状態の部分の用途、規模、構造、設備、収容人員、管理形態については、原則として事前に計画されていた内容によること。

イ スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、消防法(以下「法」という。)第17条の3の規定が適用されること。

(2) スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法

ア スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法については、次に掲げる基本的要件に基づき、個別の状況を勘案のうえ的確に運用すること。

(ア) スケルトン状態の部分は、その他の部分と防火上有効に区画されていること(直接外気に開放されているバルコニーその他これに類する部分を除く。)。この場合において、当該区画(以下「スケルトン区画」という。)は、建築基準法の防火区画若しくは不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるととともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置されていること。

(イ) スケルトン区画部分を含め、消防計画の作成、管理体制の整備等により、適切な防火管理が実施されていること。特に、スケルトン区画部分については、次の事項を遵守する必要があること。

- a 火気使用制限
- b 可燃物制限
- c 人の出入管理

(ウ) スケルトン防火対象物の部分又は消防用設備等のうち、次に掲げるものについて

ては、本則基準(令第8条から第30条までに規定する消防用設備等の設置・維持に係る技術基準をいう。以下同じ。)に適合していること。

a スケルトン区画部分以外の部分

b 共用部分(廊下、階段、エントランスホール、エレベーターロビーその他の当該防火対象物の利用者が共用する部分をいう。以下同じ。)のうち、消防法施行規則第30条第2号イに掲げる消火活動拠点及び(いわゆる)第2次安全区画(階段、一時避難場所等)

(エ) スケルトン区画部分についても、具体的な利用形態が確定することに伴う変更の影響が少ない事項は、原則として本則基準に適合していること。また、本則基準に適合させることが困難な事項についても、本則基準に準ずる措置又は同趣旨の代替措置について優先的に検討すること。

〈具体例〉

○ 屋内消火栓設備：共用部分が完成している場合、共用部分への屋内消火栓の設置により、スケルトン区画部分についても包含され、技術基準に適合

○ スプリンクラー設備：スケルトン区画部分におけるスプリンクラーヘッドの設置について、本則基準に準ずる形でスプリンクラーヘッドを仮設置、又は共用部分の補助散水栓により包含することで代替

イ 留意事項

(ア) 共用部分に係るスケルトン区画の設定については、密閉、施錠管理等がなされることから、事前の建築計画、火災時の初期対応(消火、避難等)や消防活動との整合性について、十分留意する必要があること。

(イ) スケルトン防火対象物の使用を認める際に確認した本則基準又は前記アに掲げる要件に適合しなくなった場合においては、法第17条に不適合となることから、違反処理の対象となること。ただし、スケルトン状態の部分における工事に伴い、本則基準又は前記アに掲げる要件に適合しないこととなる事項については、(一般の防火対象物の場合と同様に)工事中の消防計画により対応することとしてさしつかえないこと。

(ウ) 具体的な運用例については、別紙を参考とされたいこと。

3 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防法令等の各種手続に係る運用

(1) 共通事項

ア スケルトン防火対象物に係る消防法令の円滑な運用のためには、設置者と消防機関の間で、事前の段階から最終的な工事完了において十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

イ 防火対象物一般について必要となる事項のほか、次に掲げるスケルトン防火対象物特有の事項については、あらかじめ明確化のうえ、計画的かつ実効的な運用を図る必要があること。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第5 工事中の防火対象物の安全対策

- スケルトン防火対象物として使用する理由
 - スケルトン防火対象物における施工計画(消防用設備等に係る工事の内容、スケジュール等)
 - スケルトン防火対象物の使用計画
 - ウ 防火対象物の新築のほか、使用開始後におけるスケルトン状態の変更に当たっても、法第8条、第17条の3の2及び第17条の14の規定等に基づき、防火管理者の選任・消防計画の作成(工事中の消防計画を含む。)、着工届、設置届・検査等の手続が必要となること。
 - エ 各種届出の単位、添付書類、既に消防機関において保有している書類の変更については、「消防用設備等の着工届に係る運用について」(平成5年10月26日付け消防予第285号・消防危第81号)及び「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。)第2によること。

また、工事中の消防計画については、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」(昭和52年10月24日付け消防予第204号)等によること。
 - オ 使用開始後のスケルトン状態の変更に際し、前記2による運用内容の変更、既提出書類の変更、工事中の消防計画の提出等については、消防機関により事前に一括して確認された範囲内であれば、必ずしも個々に手続を行う必要はないこと。
- (2) 個別の手続に係る事項
- ア 着工届
 - (ア) 新築に当たって着工届が既に提出されている場合には、前記2による運用の内容に変更が必要であること。また、(当然のことながら)工事開始前のため着工届が行われていない場合には、前記2による運用の内容により作成、提出する必要があること。
 - (イ) 使用開始後においてスケルトン防火対象物の消防用設備等に係る軽微な工事に関する着工届の運用については、192号通知1、1によること。
 - イ 設置届・検査
 - (ア) 設置届・検査は、原則として消防用設備等に係る工事がすべて完了した時点で防火対象物全体について行われるものであるが、スケルトン防火対象物については、前記1及び2に掲げるとおり、例外的にスケルトン状態の部分を除いた形での設置届・検査を認めることとしたこと。
 - (イ) 設置検査は、スケルトン状態の部分以外の部分について、設置届の内容に基づき実施すること。また、これと併せて、前記2による運用の内容についても確認すること。
 - (ウ) 消防用設備等検査済証は、①スケルトン状態の部分が存する段階にあっては本則基準に従って設置され実施に検査を実施した消防用設備等の部分、②防火対象物

全体の使用開始の段階(＝スケルトン状態の部分なし)にあつては当該防火対象物の消防用設備等全体が交付対象となること。また、①の段階で消防用設備等検査済証を交付するに当たっては、次に掲げる事項について、当該検査済証の余白、裏面等への追記や別紙として添付することにより明確にしておくこと。

- 将来的に消防用設備等の設置が予定されているが、未だ設置検査を受けていないスケルトン状態の部分
 - 当該部分に設置予定の消防用設備等の種類
 - 当該部分に係る前記2による運用を認めるに当たっての要件等(検査時)
- (エ) 使用開始後においてスケルトン状態の消防用設備等に係る軽微な工事に関する設置検査の運用については、192号通知1、2によること。

ウ 使用開始届

火災予防条例に基づく使用開始届は、実際に使用を開始する部分について行うこととし、これと併せて未使用となるスケルトン状態の部分について明確化すること。

ただし、事前の手続きに伴い既に消防機関において保有している図書により、当該状況が明らかな場合には、特段の添付図書を要しない。

エ 防火管理関係

スケルトン状態の部分を含め、防火対象物全体における防火管理者の選任や消防計画の内容が適切なものとなっていること。特に、①ハード面との整合、②スケルトン状態の部分に係る防火管理責任の明確化、③前記2(2)イの点を含め工事中の消防計画による安全性・実効性の担保等については、十分留意することが必要であること。

(3) 建築基準法による仮使用との整合的な運用

ア 建築基準法においては、同法第7条の6の規定に基づく仮使用承認制度により、スケルトン防火対象物を含め運用が図られているところであり、同制度の取扱いについては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」(昭和52年11月29日付け消防予第228号)、「工事中の建築物の仮使用について」(昭和53年12月26日付け消防予第243号)、「仮使用承認制度の的確な運用について」(平成9年5月14日付け消防予第93号)等に通知しているとおりであること。

イ 建築基準法による仮使用については、これらの通知により引き続き整合的な運用を図る必要があるが、本通知による消防法令の運用に当たっては、特に次のような点に留意すること。

- (ア) 事前の段階から、建築部局及び設置者と十分な連絡・調整を行うことが重要であること。
- (イ) スケルトン防火対象物に係る防火安全対策(消防用設備等、防火管理、工事中の

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第5 工事中の防火対象物の安全対策

消防計画等)については、仮使用と整合的な内容にすること。

(ウ) 消防法令の各種手続は、手順、時期、回数等について、建築基準法令の手続（建築確認、仮使用承認、完了検査等）と並行的な運用を図ること。また、消防用設備等に係る設置検査の実施、これに伴う消防用設備等検査済証の交付については、原則として次によること。

- 仮使用承認と並行的に実施される場合→本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分が対象(前記(2)イ(ウ)①)
- 完了検査と並行的に実施される場合→当該防火対象物の消防用設備等が対象(前記(2)イ(ウ)②)

別紙

具体的な運用例

1 ケースA:階単位又は建築基準法上の防火区画単位で使用部分と未使用部分が明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

- スケルトン区画：建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置
- 内部建材：ほとんど未設置(コンクリート粗壁に近い状態)

(2) ソフト面

- 火気：使用禁止
- 可燃物：一切持ち込み禁止
- 人の入出管理：立入禁止(スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(3) 消防用設備等

スケルトン区画部分(消火活動拠点及び第2次安全区画を除く。)の消防用設備等について(すべて)免除可能

2 ケースB:使用部分と未使用部分(＝専有部分のみ)が混在しているが、これらの間は建築構造的に明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

- スケルトン区画：建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置
- 内部建材：ほとんど未設置(コンクリート粗壁に近い状態)又は内装・建築設備の一部設置

(2) ソフト面

- 火気：使用禁止

- 可燃物：原則として持ち込み禁止
- 人の入出管理：原則として立入禁止(スケルトン区画の防火戸は施錠管理)
- (3) 消防用設備等
 - スケルトン区画部分の消防用設備等のうち、消火器及び自動火災報知設備以外の消防用設備等について免除可能
 - 自動火災報知設備については、仮設置可能。また、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策(出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等)が講じられている場合には免除可能
- 3 ケースC：使用部分と未使用部分(＝専有部分のみ)が、混在しており、これらの間は簡易な形で区分されるスケルトン防火対象物
 - (1) ハード面
 - スケルトン区画：不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置
 - 内部建材：内装・建築設備の一部又は全部設置
 - (2) ソフト面
 - 火気：使用禁止
 - 可燃物：不用の可燃物の持ち込み禁止。整理・清掃
 - 人の入出管理：不用の立入禁止(スケルトン区画の防火戸等は施錠管理又は関係者による管理の徹底)
 - (3) 消防用設備等
 - スケルトン区画部分について、①消火設備(消火器を除く。)仮設置、②自動火災報知設備の仮設置及び自動火災報知設備以外の警報設備の免除、③避難設備の免除がそれぞれ可能
 - スプリンクラー設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策(出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等)が講じられている場合には、共用部分への補助散水栓の設置によりスプリンクラーヘッドの免除可能
 - 自動火災報知設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策(出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等)が講じられている場合には免除可能

第6 アーケード

アーケードの取扱いは、昭和30年2月1日(国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号)の通達に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

- (1) アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。したがってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- (2) この基準は、建基法第44条第1項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、法第7条に規定する同意、道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法第77条第1項第2号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施について別段の法的措置を要しないこと。
なお、この基準に適合するアーケードについては、法第5条に基づく措置を命じないこと。
- (3) この基準に定めるアーケードのほか、アーケード類似のものは認めないこと。
- (4) この基準に対する制限の付加、アーケードの設置禁止区域等(2.(5)及び3.(1).ウ、オ)は、あらかじめ(5)の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- (5) アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長からなる連絡協議会を設けること。
- (6) 連絡協議会は、その開催前に十分に協議を行っておくこと。
- (7) 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- (8) アーケードが設置されたときは、消防用設備等及び防災施設の整備、点検等を行うための責任者を定めておくこと。◆
- (9) アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりではなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に取り締まること。
- (10) アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、そのほか消防長又は消防署長は防火上支障がないように設置者に対し指導を行うこと。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第6 アーケード

- (11) 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するように指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を指示すること。
- (12) 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。

2 通則

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路(道路交通法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。)の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がある場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ、中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうものとする。

3 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。
 - ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
 - イ 車道の幅員(軌道敷を除く。以下本号中において同じ。)が11m未満の1級国道若しくは2級国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9m未満の主要な都道府県道もしくは市道でないこと。
 - ウ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
 - エ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと
 - オ 引火性、発火性もしくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
 - カ 防火地域内又は準防火地域内であること。

- キ アーケードに面する建築物(以下「側面建築物」という。)のうち、防火上主要な位置にある外壁および軒裏が、耐火構造または防火構造であること。
- (ア) 防火上主要な位置とは、アーケードに面する側及び他の側面建築物に面する側の延焼のおそれのある部分とする。この場合、アーケードに面する側についてはアーケードを設ける道路との境界線を隣地境界線とみなすものとする。
- (イ) 防火上主要な位置にある外壁の開口部には防火設備を設けること。◆
- この場合、耐火建築物又は準耐火建築物にあっては、アーケードの屋根の上方1階層(アーケードの屋根が階の途中にある場合は、その階を含めて2階層とする。)及びアーケードの屋根の下階層にある開口部に限ることができる。
- (ウ) 既存の建築物で改修が困難なものにあっては、次によることができる。◆
- a 外側に亜鉛鉄板、石綿板等を張った戸が設けられている場合、防火戸が設けられているものとみなすことができる。
- b 外壁及び軒裏が建基法第2条第8号の規定に基づく認定に係る防火性能試験に合格するものは、防火構造とみなすことができる。
- c 当該側面建築物に消火設備及び警報設備(住宅用火災警報器を含む。)が設けられ、かつ、アーケードを設ける街区としての自衛消防組織が確立した場合、アーケードに面する側の延焼のおそれのある部分を除いて外壁、軒裏及び開口部の構造はこの基準によらないことができる。
- ク 街路樹の生育を妨げない場所であること。
- (2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。
- ア 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。
- イ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- ウ 地盤面からの高さ4.5m以下の部分には柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3mを下らない範囲内で緩和することができる。
- エ アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスをそれぞれ用いないこと。
- オ 階数は1であること。
- カ 壁を有しないこと。
- キ 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
- ク 木造の側面建築物に支持させないこと。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第6 アーケード

- ケ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。
- コ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。
- サ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。
- シ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。

また、木造以外の側面建築物にあっても電氣的に絶縁の措置を講ずること。◆

- (3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3メートル以下とすること。
- イ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。
- ウ 屋根には、アーケードの延長50m以下ごとに、桁行0.9m以上を開放した切断部又は高さ0.5m以上を開放した桁行1.8m以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際溶けやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
- エ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12m以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前ウただし書の部分等で炎の伝走のおそれがない場合は、この限りでない。

なお、垂れ壁は、次によるものであること。◆

- (ア) 垂れ壁は、可能な限り側面建築物相互の境界位置とすること。
- (イ) 垂れ壁は、鉄製で厚さが0.8mm以上のもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。
- (ウ) 垂れ壁とアーケードの屋根面との間及び垂れ壁と側面建築物との間には、防火上支障となる隙間が生じないようにすること。
- オ 屋根面上はおおむね6mごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐え得る構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6m以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共に、要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）。◆

なお、消火足場は、次によるものであること。◆

- (ア) 梁間方向の消火足場を6mごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。
- (イ) 梁間方向の消火足場の勾配は、1/4以下とし、1/4を超える勾配となる場合にあってはすべり止めの措置をすること。
- (ウ) 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置をすること。
- (エ) 消火足場に段差が生じる場合は、蹴上げが25cm以下の階段とし、段差の高低差が1m

以上となる場合、又は階段の勾配が45度以上となる場合はその部分に高さ80cm以上の手すりを設けること。

- (カ) アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易に分かるような標識を行うこと。
- (キ) 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。
- (ク) 防錆の措置を講ずること。
- カ 屋根面（消火足場で0.8m以下の幅の部分、及び越屋根の部分を除く。）の面積の2/5以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が1/4以上の勾配で側面建築物に向って下っておりその水平投影幅が3メートル以下であって、かつ、アーケードの下での排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。
- (4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。
 - ア 道路に設置する場合にあっては路端寄りに設けること。ただし歩車道の区別のある道路であって歩道幅員3m未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3m以上の場合には、歩道内の車道寄りにも設けることができる。
 - イ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切り部分に設けないこと。
 - ウ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1m以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。
- (5) 添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。
 - ア 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについてはこの限りでない。
 - イ 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2m以内または消防用登はん設備から1m以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

4 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から2m以内に突き出して設けるアーケードは、前3各号（(1)．イ、キ、(2)．ア、イ、ウ及び(3)．ア、エ、オ（※ア）、(イ)、(ウ)及び(カ)に限る。）を除く。）によるほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 道路の幅員が4m以上かつ8m以下であること。
- (2) 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25m以内に幅員4m以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が50m以内で、その間

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第6 アーケード

に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ア 側面建築物の各店舗等には、アーケードを設ける道路以外の道路、公園又は広場等に通じる通路等があること。

イ 前アの通路等はアーケードを設ける道路を経由しないもので、幅員はおおむね60cm以上であること。◆

(3) 側面建築物の延長がおおむね50m以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

(4) 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火設備が設けられていること。

ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

なお、側面建築物の外壁、軒裏及び外壁の開口部は前3. (1). キ. (イ)及び(ウ)によることができる。◆

(5) 側面建築物は、既存のものについても、建基政令第114条及び消防法令の規定に適合していること。ただし、防火上避難上支障がない場合は、この限りでない。

(6) 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150m以下ごとに消防機関に火災を通報することができる火災報知機が設けられていること。

ア 非常警報設備を政令第24条の規定の例により設けること。

イ 火災報知機については、側面建築物又はアーケードに電話が設けられている場合、設けないことができる。◆

(7) 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6m以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤からの高さ4.5mを下らない範囲内で緩和することができる。

(8) 屋根面は、断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の1/8以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。

なお、屋根面は、次により開放できる構造とすること。◆

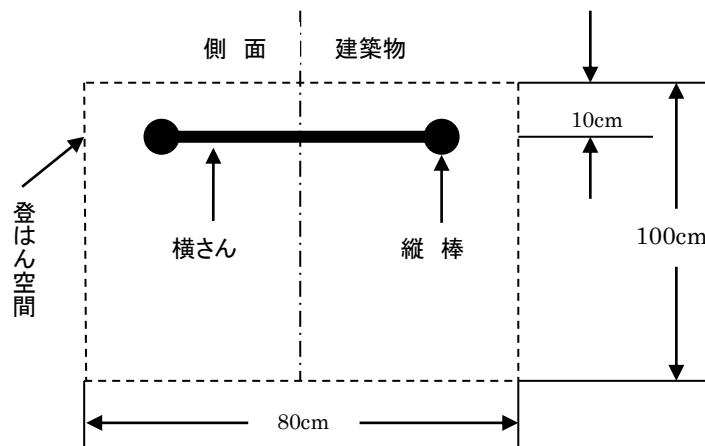
ア アーケードの屋根の部分には、長さが10m以上で、幅員がアーケードを設ける道路の幅員の50%以上の開口部を、おおむね10m間隔に設けること。

イ 前アの開口部は、道路上で開放できるものであり、かつ、開放した場合にはしご車等による側面建築物への消火活動が行えるものであること。

(9) アーケードを設置しようとする道路の延長50m以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ア 登はんできる消防進入用の設備(以下「登はん用はしご」という。)は、次のすべてに適合すること。◆

- (ア) 登はん用はしごは、消防活動に耐える構造であること。
- (イ) 登はん用はしごは、消火足場に直通していること。ただし、踊場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合は、この限りでない。
- (ウ) はしごの縦棒の間隔は、35cm以上50cm以下であること。
- (エ) はしごの横さんの間隔は、25cm以上35cm以下で、かつ、登はん用はしごの全長にわたって等間隔であること。
- (オ) 横さんの断面は、円形又は円形に近い形状で、かつ、その直径(円形以外にあっては、平均値)が20mm以上35mm以下であること。
- (カ) 縦棒の上部は、消火足場の床面から上方に80cm以上突き出ていること。ただし、これと同等以上の効果のある構造のものにあってはこの限りでない。
- (キ) 登はん用はしごの周囲には、登はんするための有効な空間(おおむね第8-1図の大きさ以上)を確保すること。



第8-1図

- (ク) 登はん用はしごは堅固に固定されていること。ただし、地盤面上3m以下の部分にあっては、伸縮式等とすることができる。
 - (ケ) 登はん用はしごは、防錆の措置を講ずること。
- イ 連結送水管を政令第29条の規定の例により設けること。
- (10) 前(9)の設備及び各消火足場に連絡する消火足場を道路の延長方向に設けるものとし、当該消火足場は次に適合すること。◆
- ア 道路の延長方向に連結する消火足場は、アーケードの両側に設けること。
 - イ 消火足場はおおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置を行うこと。
 - ウ 消火足場の周囲には、高さが80cm以上の手すりを設けること。
 - エ 消火足場に設ける手すりは、有効な振れ止めを設けること。

第2章 消防同意事務審査要領

第3節 形態別審査要領 第6 アーケード

- (11) その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ0.5m以上を開放した断層部とすること。

5 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては3. (2). エ、3. (3). イ、ウ、エ、オ及び4. (1)、(8)、(9)、(10)は適用しない。

6 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、3. (1). ア、ウ、オ、(2). ア、イ、ウ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、(3). ア、イ、ウ、(4) 全部及び4. (7)、(11)の規定のみを適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 設置期間は6月から9月までの4か月以内であること。
- (2) 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。ただし、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに付近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。
- (3) 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行ないうるような簡単なものであること。
- (5) 延長12m以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。